

於て内閣不信任の決議(resolution of want of confidence)をなすことによつて内閣の責任を糺断する。

不信任決議と弾劾決議

不信任決議と酷似し而も之と區別すべきものは弾劾案(vote of censure)の決議であつて、不信任決議は内閣の全活動に對するものであり彈劾決議は一の特別な行政長官又は政治行爲に對するものである。前者は常に内閣の辭職をもたらし後者は多くの場合に於て内閣の辭職を來す。不信任決議が貴族院に於てなされた場合には之に對して衆議院に於て信任決議(vote of confidence)をなした場合に於て貴族院の不信任決議は其の効力を失する。斯る場合には所謂上下兩院の衝突を生ずる。(ハ)内閣提出の法案を否決すること、内閣提出の法案が否決せられて内閣に於て斯る否決が以つて不信任意思表示と同意義に解せらるると宣言した場合に於て内閣の辭職を來す。法案否決が不信任意思表示と解せられんがためには法案が其の内閣の重要政策に屬するものであることを要する。單に通常の法案否決によつて内閣の責任を招來することはあり得ない。

政府案の否決

議會に對する責任は連帶責任

議會に對する内閣大臣の責任は連帶責任でなければならぬ。國王に對する内閣の責任と同様、初めは連帶責任ではなくて當該大臣の單獨責任であつた。而して千八百〇六年、國務大臣フォックスは大臣責任は其の所管する官職に對してのみ責任を負ふべきものであつて内閣(Cabinet)は法律上認められてゐないから内閣が責任を負ふことは不法であるとの見解を主張したが、遂に敗れて内閣の連帶責任が確認せられて今日に及んでゐる。

内閣大臣は兩院の何れかに議席を有しなければならぬ。これ即ち一方に於ては内閣大臣が議會に責任を有し従つて議會に於ける質問への答辯不信任案彈劾案に對する防戦又は與黨を院内に於て攻防のために操縦するために兩議院の一方に於て議席を有することを必要とするのみならず議會の方から言つても内閣大臣をして議會の監督に服せしめんがために亦内閣大臣をして兩院の何れかに議席を有するものから選ましめなければならぬからである。内閣大臣に屬せざる政府の高官行政長官も亦兩院の何れかに議會を有することを常とする。

連帶責任と立憲主義

國王に對する内閣の責任も議會に對する内閣責任も現代に於ては連帶責任である、然るに十九世紀の初頭まではフォックスの主張の通り内閣大臣の責任は其の行政長官として主管する事務に限られてゐた、従つて所謂單獨責任が其の通則であつた。連帶責任の發達は實に立憲思想——國王に對する制限政治の思想——の發達の結果である。即ち國王の行爲に對して内閣大臣が連帶して責任を負ふときは内閣諸大臣の責任は連帶責任を原則とするけれども左の場合は例外として單獨責任である。(イ)法律上の責任(legal responsibility)で國王の行政作用が法律違反である場合には斯る行爲を取扱つた内閣大臣は國王に代つて法律上の責任を負はなければならぬ。之れ國王の法律上無答責の當然の結果である。然し斯る裁判上の責任は當該大臣だけが之を負ふべく其他の大臣は之を負はない。而して特に注意すべきことは此の責任は内閣大臣が行政長官として之を行つた場合の責任であつて本來の内閣大臣としての責任ではないと言ふことである。(ロ)内閣

内閣大臣は例外として單獨責任を負ふ

大臣に對する彈劾案可決に於て彈劾の意味が特定の大臣の個人的過失を責むるにあつて内閣全體の辭職を希望せざることが明らかならぬため彈劾せられた内閣大臣のみが辭職する場合である。例へば千八百六十六年内閣大臣たる大法官ウエスプリー (Lord Chancellor Westbury) の辭職は即ち其の例である。尙大臣の法律違反に對する法律上の單獨責任及び彈劾案可決に對する政治上の單獨責任は内閣大臣以外の政府の大官に對しても同様に適用せらる。例へば千八百六十四年教育院副總裁 (Vice Presidency of the Committee on Education) の辭職は此の例である。

内閣若く内閣大臣の議會に對する責任と國王に對する責任とが一致しない時は政治上重大な結果を生ずる。國王が内閣を信任し (國王から責任を糾問せられない場合) てゐるにもかゝらず議會が之を信任せざる場合 (議會から責任を糾問せらるゝ場合) 若くは國王は内閣を信任せざる (國王が内閣の責任を糾問する場合) にもかゝらず議會が内閣を信任する場合 (議會が内閣の責任を糾問しない場合) である。前の場合には内閣の輔弼に基いて解散を斷行しなければならぬ、而して此の場合の解散は通常次の三種の名目の下になされる。重要な政策に就て内閣と衆議院とが一致しないため國民に其の判斷を求む目的を以つてする解散、衆議院が果して國民の意思を代表するや否や疑はしさが故に之を確むる目的を以つてする解散、並に内閣の政策に關して議會の兩院一致せず一院は賛成し他院は之に反するため國民の判斷に訴へて之を決せんとする目的による解散即ち之である。

國王に對する責任と對する一致

國王が内閣を信任し議會は信任せざる場合

國王は内閣を信任せず議會は信任せざる場合

後の場合には國王が國民の同情を確信して内閣を免職し國民の同意を得んがための目的を以つて解散を斷行する。

尙議會解散に就て此處に述べんとする趣旨は單に國王に對する内閣の責任と議會に對する内閣の責任との衝突を説明せんがためである、從つて議會解散に關する詳細な議論は後で議會論に於て述べる。

第二節 内閣 (Cabinet) と内閣大臣 (Cabinet minister)

内閣總理大臣 内閣大臣の中で最も有力であり且つ英國の事實上の支配者は内閣總理大臣

(Prime minister or Premier) である。然し内閣總理大臣は其の權限任官等を法律に於て認められた機關ではない。如何なる法の中にも斯る規定は存在しない、從つて内閣總理大臣としての俸給を受くることができぬ。其故内閣總理大臣が法律上官吏としての俸給を受け其の特權を享有せんがためには法律上認められてゐる他の官職を兼掌しなければならぬ、是れ内閣總理大臣が多くの場合大藏省第一尙書 (the First Lord of Treasury) の官職を有する所以である。(稀には王璽尙書 Lord Privy Seal の官職を有する場合もある。) 然るに内閣總理大臣は政務の全般に對して不斷の注意を向け内閣の代表内閣の首班としての職責を有するものであるから到底行政の一部分に没頭することはできぬ。其故内閣總理大臣の兼掌する官職なるものは名義上の官職でなければ

内閣總理大臣

内閣總理大臣は法律上の制度に非

ばならぬ。即ち大藏省の事實上の首長は大藏省第一尚書ではなくて大藏大臣(Lord Exchequer of Treasury)である。大藏第一尚書は大藏省に於て何等行政的事務を管掌しない。(又王璽尚書も殆んど行政上の職務を有しない所の名義上の官職である。)内閣總理大臣の権限や兼任等は長い間の慣習によつて認められたる地位である。然し其の社交的地位は千九百〇五年宮中席次表(The table of Social Precedence)の中に認められ宮中の儀式の場合にはヨーク大僧正(Archbishop of York)の後位とせられた。(Royal Warrant of 4 December 1905) (A.)

内閣總理大臣の権限

内閣總理大臣の権限は次の四つである。

(一) 内閣の代表権 内閣を國王や議會に對して代表する権限である。(イ)國王に對する内閣諸大臣(及び其の他の行政長官)の拜謁權は此等の者が樞密顧問として有する権限であるけれども必ず内閣總理大臣を仲介者としてしなければならぬ、國王に對する文書も内閣總理大臣に先づ報告しなければならぬ。國王から内閣に對して下問ある場合には、内閣總理大臣が之を享けて之を内閣大臣に傳へる。而して此の場合國王は文書を以つてする。(ロ)内閣總理大臣は自身通常衆議院議員であつて且つ衆議院に於ける多數黨の首領である。而して自から衆議院に出席して内閣若くは行政府を代表して其の一般的政策又は最も重要な政策に就て説明し政府案の通過をはかるべく與黨を指揮しなければならぬ。而して此のために大藏省の三人の大藏小卿(Junior Lords)が院内幹事たる役目をなす。他の大臣(内閣大臣も其の他の政府の大官も)はたゞ自己の管掌す

る行政に關する政策に對して努力すれば足る。若し内閣總理大臣が貴族院議員である場合には、衆議院の論攻のためには衆議院に於ける自黨の指揮者たる大臣に内閣代表を委任しなければならぬ。現代の傾向を以つてすれば最も有力な内閣總理大臣は自身衆議院議員であつて衆議院に於て自から内閣を代表すると言ふことができる。

●内閣總理大臣は内閣の代表者であると共に其の首長である。其故他の内閣大臣の辭職は内閣の更新を意味しないが、内閣總理大臣が辭職した場合には其が病氣其の一身上の理由で辭職した場合と云へども内閣の更迭を來す。國王は斯る場合前總理大臣に次で議會の與黨に於て有力なる閣僚に命じて前の内閣の顔振れを變更せずして其の儘として内閣の存續を命じてもその内閣は最早や前の内閣とは同一でない。例へばグラッドストーンの第四内閣はローズベリー卿に繼がれ、サリスベリー第三内閣はバルフォアに繼がれたが、ローズベリー内閣、バルフォア内閣は前の内閣と別箇の存在とせられた。

(二) 内閣會議の議長としての権限 閣議に附せらるべき議案は先づ必ず内閣總理大臣に提出して之を通じて閣議に提出しなければならぬ。閣議に於て意見不一致の場合には之を調停して内閣の統一を圖らなければならぬ。

(三) 行政各省に對する監督權 各省の重要政策又は一般政策に關係する政策は内閣總理大臣の助言なくして行ふことができぬ。各省の大官の任免に對しても又同様である。特に外務省に

對する監督は嚴格であつて總ての外交文書の發送外交使節の差遣は皆内閣總理大臣に報告して同意を得なければならぬ、又外國からの外交文書外交使節の接受は常に内閣總理大臣に報告しなければならぬ。

内閣總理大臣の行政各省に對する監督權の範圍は内閣によつて異なる。例へば、ロバートピール (Robert Peel) の如きは内閣總理大臣であるのみでなく實際各省の長官であつたと言はれる程其の監督權の範圍を廣く保つた。又サリスベリー (Salisbury) は議會に於て南阿戰爭に於ける軍備に對する無關心のため非難せられた程各省に對して無關心であつた。

- (四) 内閣大臣政府の長官任命に對する輔弼
- (五) 省の長官がその部下の大官を任免する場合に於ける同意權
- (六) 大藏省その從屬官廳、關係官廳の大官の任免(後大藏省參照)
- (七) 裁判官の任免 (法務議員 Lords of Appeal in Ordinary 上訴裁判所判事 Lords Justice of Appeal 高等裁判所王座裁判部長 Lords Chief Justice.)
- (八) 年二千ポンド以上の年收ある高僧の任免權 特に僧正の任免に就てはカンタベリー大僧正の意見を聞きて之を決する。
- (九) 王室經費より年金を支給せんとする場合の受領者の決定權
- (十) 政府の各省間の權限爭議の解決但し關係長官は第一に總理大臣の裁決を求めて明かな場

合には總理大臣の同意を受け又は之を受けずして内閣に提出して解決を求む。

内閣總理大臣は事實上國王の行政權を代つて行ふものであり且つ他方之に加へて議會の多數黨の首領たる地位を有するから政府を指揮することができると共に議會を指揮し立法權行政權を一手に掌握することができる。されば學者が英國總理大臣を以つて多數黨を有する限りドイツのカイゼルよりも米國大統領よりも偉大なる權力を有し法律の制定租税の賦課國家の全行政機關の支配權を有すと言つてゐるのは至言である。

内閣組織と範圍

(イ) 組織の方法 内閣辭職して新内閣を組織すべき場合には原則として前内閣總理大臣の進言に基いて其の推薦したる反對黨の首領を宮中に參内せしめ之に内閣組織を命ずる。而して此の内閣組織の命をうけたる者は直ちに内閣總理大臣たる地位を得て閣僚並に其の他の行政長官の詮衡をなし國王は其の進言に基いて内閣大臣並に其の他の政府の長官を任命する。

(ロ) 内閣の閣員の範圍 内閣の構成員を内閣大臣 (Cabinet Minister) 閣員 (members of Cabinet) 又は閣僚 (Colleagues of Cabinet) と言ふ、内閣總理大臣は國王の組閣命令と共に定まり他の閣員は内閣總理大臣の選むところである。閣員の詮衡は内閣大臣たるべき者の入選並に内閣大臣に振り當てらるべき行政省の配分の問題によつて頗る困難な事情を伴ふ。即ち黨内の長老先輩年少有爲の人士の入閣希望、重要なる行政省振り當ての希望が衝突して屢々黨内の動搖を來す場合

がある。加之内閣大臣以外の政府の大官の人選行政省の配分に關して生ずる黨内の競争動搖は遂に自黨分裂にまで進展する場合が少くないため、總理大臣の苦心は政變の唐突である丈け甚だしき理であり、組閣の迅速はそれ丈け内閣の名聲を高むる理由となる。

近時國家行政の範圍が廣くなつたこと政黨制度の發達の結果内閣が下院のより強き支持を必要とすること等の理由によつて議會の與黨内より一人でも多く入閣せしめんとする氣運にかられ内閣の閣員の數は總理大臣の自由に決する所であるが漸次増加の形勢にある。二十世紀初頭又は前世紀の終りに於ては十二名乃至十六名であつたが今や二十名以上を算するに至つた。内閣大臣は通常行政長官の官職を負ひ行政官を統ぶるものであるが、入閣した者の性狀によつて行政的才能にかけ又は行政的事務を好まざる者のためには大陸の所謂無任所大臣 (minister without portfolio) として内閣に列する。然し千八百五十四年ジョンラッセル (John Russell) を最後の例とする。最近には斯る閣員のために特に閑職たる王璽尙書 (Lord Privy Seal) や樞密院議長 (President of Council) や、ランカスター公領總裁 (Chancellor of the Duchy of Lancaster) 等に任ぜられる。されば最近に於て内閣大臣は全部行政長官として官職を兼ねるものであると言つても過言ではない。

而して最近閣員として内閣に列する行政長官は概ね左の如きものである。

(一) 大藏第一尙書 (the First Lord of Treasury) (通常内閣總理大臣となる。)

- 二 大藏大臣 Chancellor of Exchequer
- 三 大法官 Lord Chancellor
- 四 内務大臣 Secretary for Home Affairs
- 五 外務大臣 Secretary for Foreign Affairs
- 六 植民地自治領省大臣 Secretary for Colonies and Dominions
(植民地省大臣と自治領省大臣とは元來獨立なるも兩者一人に一致することを常とする)
- 七 印度大臣 Secretary for India
- 八 陸軍大臣 Secretary for War
- 九 海軍大臣 First Lord of the Admiralty
- 十 保健大臣 Minister of Health
- 十一 年金大臣 Minister of Pension
- 十二 商務院總裁 President of the Board of Trade
- 十三 教育院總裁 President of the Board of Education
- 十四 農業水産院總裁 President of the Board of Agriculture and Fisheries
- 十五 工務院總裁 the First Commissioner of Works

内閣會議
Cabinet Council
開議開會の
時期

- 十六 スコットランド大臣 Secretary for Scotland
 - 十七 遞信總監 Postmaster-General
 - 十八 勞働大臣 Minister of Labour
 - 十九 王璽尙書 Lord Privy Seal
 - 二十 樞密院議長 Lord President of Privy Council
 - 二十一 ランカスター公領總裁 Chancellor of the Duchy of Lancaster
- 但し一人にして二つの官職を兼ねることがある。

内閣會議 (Cabinet Council)

(イ)開會の時期 内閣の輔弼は内閣大臣の合議によつて定める。之を内閣會議又は閣議と言ふ。閣議の開會は次の議會の會期に提出すべき政府案を決定するため秋期に於て開會しなければならぬ。其の他は必要によりて屢々開催せらるべく、議會開會中は一週一度否其以上屢々開催せられる。八月議會閉會と共に内閣大臣は地方に旅行し閣議の開かるゝことも止む。

議決方法

(ロ)議決方法 閣議の議決は多數決による。然し意見が分れて決を探ることは殆んど生じない。蓋し閣内の有力者特に内閣總理大臣の意見に服する場合が多いからである。不幸にして採決をする場合が生じたとしても因つて決せられた内閣の議決に對しては反對投票をなした内閣大臣と雖も責任を負はなければならぬ。

内閣統一

(ハ)内閣の統一 其の議決が外交政策であらうと又内政であらうと一旦議決せられた政策に對して内閣大臣は一心同體となつて閣外に對して之を辯護しなければならぬ。例へば反對投票をなし今尙反對意見を抱いてゐても苟も議決せられた以上に服従し之を遵奉しなければならぬ。此の原則を内閣統一の原則と言ふ。若し外部に對し内閣の議決した政策を辯護することを潔とせざる大臣は辭職しなければならぬ。前に述べたる行政各省間の権限爭議の最後決定權を内閣が有してゐることも亦内閣統一の原則の結果に外ならぬ。内閣統一の原則に對する唯一の例外は所謂自由問題(Open question)としてある特定の點につき内閣大臣の自由行動を許したる場合であるが、政黨制度の發達は遂に斯る例外を有害なりとして排斥するに至つた。

そもそも内閣統一の原則の生じた所以は政黨内閣出現である。政黨制度の發達は衆議院の多數黨に内閣の基礎を置き反對黨にそなへつゝ政權を維持する所の政黨内閣の制度を生むに至つた。而して此の目的のためには衆議院の與黨即ち多數の間に完全なる一致調和を必要とすべく此の調和は政黨内の首領幹部たる内閣の諸公の間の意見の調和少くとも外部關係に於ける調和を措て他に求められない。是れ即ち内閣統一の原則を生ずるに至つた所以である。

閣議の祕密

(ニ)閣議の祕密 閣議に於てなされた論争其の他の議事は絶対に之が祕密を保たなければならぬ。此の原則は、内閣統一の原則と同じ理由によつて發達し、而も兩者は唇齒輔車の關係に立つ。若し閣議の議事を公開し其の論争を漏洩せんか外部に對して内閣の不統一を暴露することと

なり政黨内閣制度に於て最も戒心しなければならぬ所の反對黨の乗ずる機會を與ふる事となるからである。閣議の祕密は内閣の統一と共に政黨内閣制度の本質的な要件である。されば閣議の日時場所閣議出席の内閣大臣の氏名等は公私の報告に於て明にせらるゝことができるけれども議事の内容は一言たりとも外部に報告することができぬ。否報告でなくとも苟も其の内容が察知せられ又は漏洩するやうな一切の行動を慎まなければならぬ。例へ内閣がある問題に就て分裂し其の内容を公開することが閣議に列した大臣の政治上の立場を有利ならしめても之を公開することは非立憲なりとせられてゐる。沈黙が堪へられないやうな場合も生ずる。閣議の議事に就ては一切の記録を残さないのも祕密嚴守の結果である。そのため場合によつてはある問題に對して果して閣議の議決があつた否かの争さへ生ずる、けれども此の不便は記録存置によつて生ずる祕密曝露の危険より尙忍び易いとせられてゐる。國王に對してその裁可を乞ふために提出する精細書(Memorandum)も閣議の決定事項並に出席大臣の氏名を記載するに止まり、閣議の論争や議事進行の狀況を記載することはできぬ。而して内閣總理大臣が國王に拜謁して閣議に於て某々が自己に反對したと言ふやうな進言をなすことは最も卑劣であると言はれてゐる。

内閣辭職

内閣免職に對する制限

内閣の辭職、免職 内閣の辭職は個々の内閣大臣の辭職と異り内閣大臣全部の辭職である。否内閣の辭職は其のみに止まらぬ、惹いては國家の中央行政機關の全部即ち政府の辭職を伴ふ。國王は任免大權はよつて總ての官吏を免ずることができる、然るに此の大權行使には條件が必

要である、其の條件は或は法律(制定法勅令慣習法)によつて定まるものもあるが、内閣の免職を命ずる場合には憲法上の慣習(Convention of Constitution)によつて其の條件が定まつてゐる。即ち國王は左の場合に於てのみ内閣の免職を命ずることができる。

(イ)國王が内閣と衝突し而も内閣を支持する多數黨が國民の意思を代表するものでないと信ずべき理由ある場合、此の場合には内閣を免職し併せて議會を解散して其の事實を國民に訴へて國民の承認を求め。

(ロ)國王と内閣は衝突しないが内閣と議會の多數黨と衝突し(不信案決議、彈劾決議、重要な政府案の否決)而も議會の多數黨が確かに國民の意思を代表するものと信ずべき理由ある場合には内閣を免職せしめる。若し議會の多數黨が國民を代表するや否やにつき疑ある場合には議會を解散し總選舉の結果尙反對黨が多數を占めた場合には内閣を免職せしめる。

(ハ)議會と内閣との間に何等の衝突が存在しなくとも議會の多數黨が果して國民の意思を代表するや否やに就き疑ある場合(政府與黨が少數黨となつた場合、前内閣が政治上の理由によらずして辭職して新内閣が成立した場合、選挙法の大改正)に議會の解散を斷行して總選舉の結果内閣反對黨が多數黨となつた場合には内閣を免職せしめる。

(ニ)内閣の責任に基かざる辭職 例へば國王の崩御、國家的重大事件、總理大臣の死亡又は一身上の理由による辭職等によつて内閣の辭職を來す。國王の崩御に基いて内閣が辭職することは

議會解散と共に行はれないやうになつた。然し戦争のやうな國家的重大事件の勃發した場合には舉國一致の内閣を作るため内閣の辭職が行はれる。總理大臣死亡又はその一身上の理由による辭職の場合には内閣も辭職する。

内閣大臣の辭職は其の行政長官の官職の辭職と共に之をなさねばならぬ。

内閣辭職は其の最も多くの場合は連帶責任である結果全大臣之を行ふ。而して其の時期は内閣總理大臣の決する所である。

内閣辭職の方法は古への樞密院の遺習と現代政黨内閣制度に伴ふ憲法上の慣習によつて定まつてゐる。憲法上の慣習により全閣僚の辭意は内閣總理大臣によつて國王に進言せらるゝも、其の法律上の辭職の形式は樞密院 (Privy Council) を開會し此處に於て大臣の保管する印鍵其他官職の表象たるべきものを國王に返還することによつて充たされる。此によつて初めて法律上有効なる辭職が成立するのであつて、假令辭意を表しても斯る形式が成立せぬ以上其の間になしたる行爲は有効であり且その責任を免れぬ。例へば部下の官吏の任免許可等即ち之である。樞密院に於ける辭職の形式が行はるゝ時には多くは後繼者の任命も同時に行はれる。後繼大臣の任命の後舊大臣は新大臣に事務引繼の私的交渉に於て關係行政省の狀況を報告し、若し未決の事件あれば其のメモランダムを作製して新大臣に手交しなければならぬ。

内閣大臣以外の政府の大官に對しても以上述べたる所が適用せられる。

内閣辭職方法

政府と内閣

政府と内閣 内閣總理大臣並に之と其の進退を共にする行政機關の一體を政府 (Ministry) と言ふ。内閣諸大臣並に其の他の大官が即ち其れである。其の他の大官と言ふは

- 一 内務省外務省陸軍省拓植省印度省航空省商務院教育院海軍省年金省保健省労働省の政務次官
- 二 海軍省文官參議官 Civil Lord of Admiralty
- 三 支出院總裁 Paymaster General
- 四 遞信次官 Assistant Postmaster General
- 五 大訴師 Attorney-General
- 六 大狀師 Solicitor-General
- 七 檢事總長 Director of Public Prosecutions
- 八 大藏省主計總監 Financial Secretary to the Treasury
- 九 官吏詮衡長官 Patronage Secretary (政府黨院内幹事)
- 十 三人の大藏少卿 three Junior Lords of Treasury (政府黨院内幹事)
- 十一 スコットランド檢事總長 Lord Advocate
- 十二 スコットランド大狀師 Solicitor-General for Scotland
- 十三 スコットランド記録長官 Lord Clerk Register

行政權の作用と組織

- 十四 スコットランド高等刑事裁判所所長 Lord Justice-General
- 十五 宮中執事職 Lord Steward
- 十六 内大臣 Lord Chamberlain
- 十七 主馬頭 Master of Horse

政府は斯くの如く二十餘名の内閣大臣と二十名餘の内閣大臣に非ざる行政大官とよりなる大集團であつて内閣總理大臣の統率の下に一絲亂れない體系を形作つてゐる。而して政府としての活動は行政活動であつて内閣の如く輔弼を主とするものではない。政府と内閣との關係は内閣が行政上の國王の意思を決定し政府が其の意思を實行する形である。故に内閣大臣も政府行政長官として一面内閣の意思決定に従つて行政活動をなすものである。

- (一) 立法司法行政の區別に就ては本邦に於ても多數の憲法學者の詳説する所である、其の内代表的ものを掲げれば
市村博士 帝國憲法七二七、七二九、七八四、七八九頁、美濃部博士 三九三—四〇八、四七七—四八〇、五一七—五二〇頁
英法學者は主として形式的意義に於て三權を分つて論ずる。

- (二) 國王 Crown }
内閣 Cabinet } 政府 Ministry or Government
閣外行政長官

- (三) 内閣諸大臣は國王を輔弼して國家即ち國王の行政權に關する意思を決定する。而して國王と内閣諸大臣は行政權の最高權者であるから兩者を King in Council なる語で表はす。

- (四) 議會に對する内閣責任に就ては總ての英國憲法學者の論ずる所であつて一々列挙する要はない。最も理論的なる研究は前掲 Hatschek, a.a.O. 116, 118.

- (四) Lowell, The Government of England, Vol. I. 34 35, Morley Life of Gladstone Book II. ch. vii
- (五) 國王に對する内閣大臣に就て英國憲法學者の所論は極めて稀であり且つ不完全である。
- (六) Hatschek, Das Staatsrecht des vereinigten Königreichs Grossbritannien Irland 115 116 のみは注目し値する。
- (七) Lowell, Government of England vol. 1 68f.

第三節 中央行政諸官廳 (Central executive departments)

政府の中に包括せられてゐるものは概ね國家の主要行政機關である。政府の外に特に擧ぐるに足るやうな主要行政機關はない。然るに政府の中にスコットランドの行政官を含み又宮内官をも含んでゐる。之等の特殊なる範圍を除いて以下中央行政諸官廳の組織並に作用を述べる。

第一項 樞密院 (Privy council)

樞密院の組織 樞密院は樞密院議長(the President of the Privy Council)並に約三百名餘の樞密顧問官(Privy Counsellors)より成る合議體である。樞密院議長は内閣大臣であり且つ政府内の長官として内閣更迭の場合其の運命を共にする。

樞密顧問官はあらゆる方面に於て勤功あり學識經驗の優れたる者の中より小勅書 (Royal Warrant)によつて任命せられる。尙内閣大臣は内閣大臣たる官職に在る間當然樞密顧問官となる。樞

行政權の作用と組織

政府と主要行政官廳

樞密院組織

樞密顧問の
内閣大臣

密顧問官に任ぜられた者は國王に拜謁し國王の手に接吻し樞密顧問官の宣誓をなし樞密顧問官名簿 (Roll of Privy Counsellors) に登録せられる。樞密顧問官は閣下 (Right Honourable) なる敬稱をうけ、其の在任期間は自己を任命した國王の治世中である。然し新王も前王時代の樞密顧問官をその儘に新に樞密顧問官に任ずることを常とする。内閣は法制上樞密院の一委員会であつて内閣大臣は當然樞密顧問となる。樞密院は合議制である。然るに全顧問官が出席することは非常に稀であつて恐らくは王室の儀禮特に新王宣言、新王宣誓等の場合に限る。

作用

内閣と樞密
院の關係

樞密院の作用 樞密院は當初行政權立法權に對し國王の直屬の機關として今日の内閣の權限や廣大な裁判權を有してゐた。然るに立憲政治の發達と共に、其の一委員会たりし内閣が發達し來り、今日では名義上は樞密院の一委員会にすぎないけれども、事實は完全に獨立し、又樞密院の行政省たりし商務院農務院教育院地方院等は分離して皆政府の中の一省を作るに至つた。又裁判權に就ても千六百四十一年の法律によつて大いに制限せられた。

現在樞密院が有するところの權限は昔日の其れに比すべくもない。けれども樞密院は左の如き權限を今日でも保有してゐる。

(一) 國家的儀禮の執行 新王宣言、新王宣誓立會(第五章第一節第二項參照)

(二) 勅令(Order in Council)並に詔勅(Proclamation)の發布

勅令や詔勅(第五章第二節第二項大權立法參照)を發するは國王の大權による。而して其の制定

一、國家的
儀禮
二、勅令詔
勅の發布

三、裁判權

發布は樞密院に於て之を輔弼する。然るに此の輔弼に對しては樞密顧問官たる内閣大臣(Cabinet-minister)の外三名の樞密顧問官が掌れば足る。而も三名の樞密顧問官はたゞ内閣の命令指揮によつて行動すれば足りるのであるから、事實勅令勅語は結局内閣の輔弼に依つて定まると言ふことができる。(一)

(二) 裁判權 現今樞密院が最も重要な權限として尙保有するものは裁判權である。樞密院は嘗つて英本國に對する裁判管轄權を有してゐたが、千六百四十一年長期議會が樞密院の英本國に對する最高裁判權を奪つてから其の權限は海外植民地並に海事裁判に對する最高上訴權のみしか有しないこととなつた。

然るに海外植民地の十八世紀十九世紀に於ける膨張は樞密院をして再び重要な裁判機關たる地位を得しむるに至つた。

千八百三十年ヘンリー八世やエリザベス女王によつて設立せられた宗教海事控訴院(Court of Delegate)が廢止せらるゝや宗教裁判の控訴並に海事裁判の控訴が樞密院に移された。次で千八百三十三年の 34 Will. IV c. 41 及び其の後の制定法によつて樞密院司法委員會の組織權限が決定せらるゝに至つた。

樞密院の司法委員會の組織 司法委員會は左の如き者より成る。

(イ) 樞密院議長及び大法官又は樞密院議長若くは大法官たりし樞密顧問官(3/4 Will. IV c. 41

樞密院司法
委員會の組織

行政權の作用と組織

S. 1)

- (ロ) 國王が小勅書(Royal Warrant)を以つて樞密院司法委員に任命したる樞密顧問官(同上S. 1)
- (ハ) 貴族院法務議員の中より指名せられた二名の者(一名は大法官裁判所判事一名は王座裁判部判事たる法務議員)(39/40 Vict. c. 59 SS. 14 and 18)
- (ニ) 上訴裁判所判事(Lord Chief Justice of Appeal)たり又はたる樞密顧問官(44/45 Vict. c. 3)
- (ホ) 司法高官たる又はたりし顧問官たる者(50/51 Vict. c. 70 S. 3)
- (ク) 印度又は植民地の退職判事にして樞密院司法部に命ぜられたる一名又は二名の者(3/4 Will. IV c. 41 S. 30 and 50/51 Vict. c. 70 S. 3, 4, 5.)
- (ト) 嘗つて植民地の裁判官たりし者であつて司法部員並に有給樞密顧問に任ぜられたる者、但し二名だけは印度人たることを要する。(59 / 58 Vict. c. 44; 8 Edward VII c. 51.) 其の總數は不定であるけれども概ね六七名に止る小委員會である。尙此等の者の外委員會が宗教裁判の控訴審理を行ふ場合には大僧正又は僧正の三人を列席せしめる、然し此は裁判官としてではなく寧ろ參考人(assessory)としてある。(3 & 4 Vict. c. 86 S. 15 and 39 & 40 Vict. c. 59 S. 14) 又二審に於て判決したる植民地二審裁判官は其の事件が樞密院司法部に上訴せられた場合には參考人として出席する。(8 Edw. VII c. 51 S. 1.)

樞密院司法委員會の權限

樞密院司法部は左の如き權限を有する。(Judicial Committee Act.

樞密院司法委員會の權限

1833 S. 41)

- (イ) 植民地最高裁判所の判決に對する最高上訴
- (ロ) 印度裁判所の判決に對する最高上訴
- (ハ) 海峡諸島(Channel Islands)及びマン島(Isle of Man)の裁判に對する最高上訴
- (ニ) 領事裁判所の判決に對する最高上訴及び海事裁判所(Court of Admiralty)海上捕獲審判所(Prize Court)の審判に對する上訴(2 & 3 Will. IV c. 92)
- (ニ) 宗教裁判所の判決に對する最高上訴
- (ク) アイルランド自由國(Irish Free State)設立以後アイルランド自由國裁判所の判決に對する最高上訴

(ト) 著者の死後出版者が怠つてゐる著書の出版をなすべきや否やに關する第一審且終審としての決定權(5 & 5 Vict. c. 45 S. 5)

(チ) 以上の外國王が適當と考ふる事件にして國王が樞密院司法部に諮詢したる場合(1833 Judicial Committee Act. S. 4.) 北アイルランドの國境に關する問題又はアイルランド條約法(Irish Treaty Act)に關する問題に就て樞密院司法部の意見を答へたる如きは此の例である。但し斯る問題は裁判の審理ではなくして法律上の意見を具陳するものであつて、直ちに國民や國王を拘束するものではない。

樞密院司法
委員會の手
続

四、州奉行
の選任

樞密院裁判所の手續 樞密院司法部の手續は訴訟人の請願により又は國王の發意によつて國王が樞密院に事件を附議したる場合に於て初めて其の手續を開始することができる。審理の方法は總て投票によるべしと思はるゝけれども果して多數決なるや全員一致なるやは確かではない。

(四) 州奉行の選任 (Pricking of sheriff) 毎年秋期樞密院事務局 (Privy Council Office) の書記によつて各州 (County) に於て州奉行 (Sheriff) たることを得る者の名表を作製し各州三人宛の州奉行候補者を決定する。辭退せんとするものは十一月に於て大藏大臣 (Chancellor of Exchequer) を裁判長とする財務裁判所 (Court of Exchequer) に出頭して之が許可を受けなければならぬ。斯して名表を確定する、確定せられた名表は樞密院に提出せられ、此處に於ては判事並に若干の大臣出席し此の會場に於て國王が名表の初頭に書かれたる者に點を打つて指名し、指名せられたる者は來年度の州奉行となる。而して通常の場合財務裁判所は廢止せられ現今に於てはたゞ上記の場合に於てのみ開始せられる。

大藏省

第二項 大藏省 (Treasury)

大藏省の組織 大藏省は元來樞密院の一委員會であつたが、樞密院より分離して獨立なる官廳となつた。法律上の制度としては委員會である。

大藏省委員
會

大藏省委員會 (Board of Treasury) は大藏第一尙書 (the First Lord of Treasury) 三人の大藏小卿 (three Junior Lords of Treasury) 並に大藏大臣 (Chancellor of Exchequer) の五名より成る。然し千

大藏大臣
財務次官

官吏詮衡長
官

八百六十七年以後、大藏省の事務は委員會によつて行はれたことはない、されば委員會は形式的な名義上の存在である。幽靈委員會 (Phantom Board) である。蓋し大藏第一尙書は内閣の首班たる内閣總理大臣として大藏省の事務に關係することは殆んど絶無である。三人の大藏小卿は政府與黨の院内幹事 (Whip) として官吏詮衡長官 (Patronage Secretary) (院内幹事長) の下に於て議會操縦を補佐し全く大藏省の事務に關しなす。

其故大藏省は大藏大臣 (Chancellor of Exchequer) が其の長官として主宰し政務次官としては財務次官 (Financial Secretary to Treasury) 之に當り豫算編成を掌り、更に省内事務の補佐のため事務次官を置く。此の外省内の高官として官吏詮衡長官 (Patronage Secretary) 並に大藏狀師 (Solicitor to Treasury) をあげなければならぬ。

官吏詮衡長官は財政次官と共に共同財務次官 (Joint Secretaries of Treasury) と言はれるが其の任務は單に大藏省の對議會關係ではなく與黨の院内幹事長 (Chief Whip) として政府案の通過をはかるにある (ii)

大藏狀師

大藏狀師も政府各省に對する法律顧問として各大臣又は他の官廳に對して提起せられたる訴訟に於て辯護人として之を辯護する。(iii)

大藏省外官廳にして大藏大臣と密接な關係にあるものは一つは大藏大臣の從屬官廳であり一つは然らざる關係官廳である。

大藏大臣從
屬官廳

大藏大臣從屬官廳　大藏大臣從屬官廳は大藏省外にあり収入又は支出に關する事務を掌り從つて大藏大臣の命令監督に服従する所の官廳を言ふ。即ち

- (イ) 税關署 (Board of Custom)
- (ロ) 内國稅收入委員會 (Commission of Inland Revenue)
- (ハ) 森林土地收入委員會 (Commission of Wood, Forest and Land Revenue)
- (以上は所謂收入官廳 (Collecting Departments) である。遞信省 (Post Office) も亦收入官廳である。けれども遞信大臣 (Postmaster) の直接の指揮下に置かる。)
- (ニ) 國債局 (General National Debt Office)
- (ホ) 公共營造物管理署 (Public Works Loan Board)
- (ク) 支出局 (Paymaster General Office)

省外官廳

大藏省外官廳に對する監督權　左の諸官廳長官は第一尙書たる總理大臣の任命する所であり且つ議會に對する責任長官でないから大藏大臣が之に對して議會に於て責任を負ひ且つ大藏省に於て之を監督する。

- 1 英國博物館 (British Museum)
- 2 國立美術院 (National Gallery)
- 3 國立肖像展覽院 (National Portrait Gallery)

大藏省の權
限

4 文官試験委員 (Civil Service Commissioner)

5 法制局 (Parliamentary Council Office) (or Parliamentary Council to Treasury)　法制局は

二名の訴師より成り政府提出の議案の草定、重要なる勅令 (Order in Council) の草定其他立法上の援助をなす。

大藏省の權限　大藏省の事實上の長官たる大藏大臣の權限は

(イ) 總ての國家の收入に對する監督權　國家收入は大藏大臣が直接に掌る所ではない、上述の收入官署に於て之を實行せしめ大藏大臣之を監督する。(後章財務行政の章參照)

(ロ) 豫算編成　豫算の監督並に各行政省の會計に對する監督權(財務行政の章參照)

(ハ) 年金決定權　年金法 (Superannuation Acts) は常に與へべき年金 (Pension) の最高額のみを規定するものであつて個々の具體の場合に於て年金の額を決定する權は大藏大臣の有する所である。

大藏第一尙
書の權限

大藏第一尙書の權限は内閣總理大臣の章に於て述べた。たゞ一言すべきことは、大藏第一尙書は大藏省に於て殆んど何等の權限を有してゐないけれども大藏省の從屬官廳並に其の關係官廳の大官の任免に關する權限を有することである。

財務行政

財務行政

大藏大臣は財政長官である。故に大藏省に附屬して次に財務行政の概略を述べる。

行政權の作用と組織

財務行政とは國家の財産支出收入に關する行政である。

(甲) 國有財産

國有財産は國有地 (Crown Lands) と行政財産とより成る。

國有地とは、元來國王が私有財産として領有してゐた土地の中皇室經費の代償として國家に譲渡したるものである。前述したランカスター公領 (Duchy of Lancaster) は國王が未だ之を國家に譲渡せずして私有する唯一の領地であつて他は皆之を國家に譲渡してしまつた。國有地より生ずる収入は總て固定基金 (Consolidated Fund) の中に拂込まれて國家の収入となる。

國有地以外の財産とは、官署の建造物公園 (Richmond, Hyde Park, Green, Victoria, Kensington etc.) 並に宮殿等であつて元來收入を目的とせずして行政上の目的、國民の利用國王の利用の目的のために造營し維持せらるゝ國家の財産を言ふ。

國有地も行政財産も等しく國家の所有である。之を所理する所の官廳はたゞ國民の受托者として (in trust of people) 處理するにすぎぬ。

英法に於て國家が果して法人たる資格を有するか否かに就ては獨逸や日本に於ける程注意を惹かない。然し例へ如何なる政體を採らうとも、國法學の觀念上國家が法人であることは必然的本質であつて、エリネツクや其の他の諸家の認むるところである。英國も矢張り法人として觀察することによつてのみ正しい英國憲法の理論が生れると信ずる。されば英國人の考に於て、國有地

や行政的財産をば官廳が國民の受托者として管理するものであると言つて國家の法人性を否定するやうに思はれても、單なる用語に囚はれずに國法學の根本理論に従つて國家を法人として國民の受托者とは國家の受托者の意味に解し従つて國有地も行政財産も等しく國家の所有財産と解しなければならぬ。

國有地 (Crown Lands) 國有地の管理に就ては一の制定法 (10 Geo. IV e. 50) によつて統一的に規定せられ、他の若干の制定法によつて補足せられてゐる。國有地を管理する官廳は大藏省の從屬官廳たる森林土地收入委員會 (Commission of Woods, Forests, and Land Revenue) である。該委員會は二人の委員よりなり、委員は小勅書 (Royal Warrant) によつて任命せられ政務官たることを得ない。該委員會に關して大藏大臣が議會に對して責任を負ふ。該委員會の權限は

一 貸地權 通常は三十一年間 (10 Geo. IV e. 50 S. 23) 鑛山採掘のためには六十三年間 (36/38 Vict. e. 36 S. 4) 住宅建築のためには九十九年間 (10 Geo. IV e. 55 S. 23) 貸地は測量評價並に貸地の登記 (登記所は Office of Law Revenue Records and Enrolment) の後初めて有効である。契約不履行の場合に於ける貸地契約の解除並に宥恕は大藏大臣の同意を要する。

二 國有地の賣却並に交換權 但し國有地に當る森林公園並に獵區は此の限りでない。又公簿登記不動産 (copyhold) (前記の借地料を取扱つて貸付けたもの) を自由保有不動産 (freehold) (此借地料を拂はずに保有する不動産) となすことはできぬ。國有地を賣却することによつて得

たる金銭は新に土地を買入るゝため若くは債務の返却のため使用せらるゝか若くは現有財産として特別な帳簿に記入せられなければならぬ。(10 Geo. IV c. 50 S. 39) 國有地は租税を課せられざる特權を有する。國有地の中から海岸は(29/30 Vict. c. 62 SS7—15) 森林土地委員會の管轄から離れた。

行政的財産

行政的財産は統一的に規定せられずして、雑多な法規によつて規定せられてゐる。行政的財産は工務院 (Board of Works, Commissioners of His Majesty's Works and Public Buildings) によつて管理せられる。(工務院の權限に就ては第六章第三節第十二項參照) 行政的財産は國税を課せられない特權を有する。又特に制定法の規定なき限り地方税を免かるゝことができる。

工務院

(乙) 國家の收入

國家の收入の源泉 國家收入は通常收入 (Ordinary Revenue) と非常收入 (Extraordinary Revenue) とに分つ。前者は國王の大權に基く國家收入であり後者は議會の承諾を要する國家收入である。

國家收入

非常收入

(A) 國家の非常收入 國家の非常收入は、關稅 (custom) 租稅 (duty) 並に其の他の雜收入 (スエズ運河の收入罰金手数料等の收入) より成る。

關稅

(一) 關稅 關稅は現時専ら輸入税であつて往時ポンド税トン税として發達してきた。一時

輸出税として輸出品に課税したこともあつたが廢止せられた。現行關稅は千九百十一年の制定法 (10/11 Edw. VII c. 8) によつて統一せられ、其の後二三の改訂が加へられた。

關稅權

課稅物件は(イ)ビール(ロ)カ、オ、チヨコレート(ハ)コーヒー(ニ)チョコレート(コ)ヒ代用(ホ)乾葡萄 (currants, raisins) 其の他の乾果(ヘ)ラム酒、ブランドー其の他の酒精飲料(ト)砂糖葡萄酒製(チ)茶(リ)煙草(ヌ)葡萄酒(ル)活動寫真フィルム(ヲ)時計類(ワ)自動車、自動自轉車(カ)樂器(ヨ)燐寸(タ)レース刺繡、手袋(レ)絹及人絹(ソ)鍵鑰製作品(ツ)包装用紙等である。

關稅權は關稅徵收の爲めに行ふところの強制權である。關稅權は(イ)先づ密輸入に對する。このためには包装の形式、輸入船舶の範圍、陸上場の制限等に關する規定を制定することのできる行政部の立法權、並に船舶家屋若くは人に對する密輸入調査權が認められてゐる。(ロ)次に關稅權は關稅義務者に對する。即ち詐欺的手段によつて關稅義務を免れんとしたる者若くは其の幫助者に對する逮捕權(逮捕狀なし)及び陸上に際して關稅證明書を呈示する能はざる船長若くは關稅官の課稅に對して調和的態度を示さざる船長、密輸入者(團體的若くは三人以上共同密輸入者に對しては一層嚴重に)密輸入船上に存在し同船者の密輸入の目的を知つてゐたことを相當なる根據によつて推察せらるゝ者に對する處罰權即ち之である。(ハ)關稅權は又一定の物に對して行はる。即ち關稅法に反して輸入せられたる物件の差押へ並に密輸入宣告、其の中に密輸入品を藏したる包装物、其の中に密輸入品を運んだ運搬具(船舶馬車)の密輸入宣告、密輸入宣言を受けた

る場合には抑留沒收罰金等の刑に處せらる。

内國稅
租稅と取引
稅

(一) 内國稅 (Inland tax) 租稅の中で法律上必要な分類は本來の普通の租稅 (Rent) と取引稅 (Duty) とである。後者は物品取引物品の讓渡移轉に關して取立つる租稅であるが、前者は然らずして主として人の活動を標準として取立つるものを言ふ。一般に直接稅間接稅の分類は法律上の分類ではなく財政的技術上の區別たるに過ぎぬ。内國稅は其の課稅物件を標準として次の數種に分つことができる。

收入稅

(イ) 收入稅 (Income tax) 課稅標準は聯合王國內に於て生ずる收入額であつて收入の主體 (納稅義務者) が内國人たると外國人たるとを問はぬ、又聯合王國內に住所を有すると否とを問はぬ。(1) 課稅物件は土地所有によりて生ずる地代其他の收入 (2) 土地の使用若くは占有によりて生ずる收入 (3) 英國、其の植民地若くは外國の公債より生ずる收入 (4) 營業、商業よりの收入 (5) 國家、法人、會社に備用せらるゝことによつて得る收入。

地租

(ロ) 地租 (Land tax) 地租は土地所有者に對して課せらるゝ租稅であつて課稅物件は土地であり、課稅標準は三十年間の收益額。

住宅稅

(ハ) 住宅稅 (Inhabited House duty) 住宅稅は住宅所有者に對して課せらるゝ租稅である。課稅物件は年收二十ポンド以上の價値を有する住宅。住宅とは其の中に少くとも一人が寢所を有する建造物を言ふ。課稅標準は住宅の年收額。

消費稅

(ニ) 消費稅 (Excise duty) 消費稅は聯合王國に於て生産せらるゝ商品に對して課せらる。課稅物件は消費物たる商品である。課稅標準は消費によつてあらはるゝ購買力である。納稅義務者は生産者納稅負擔者は消費者である。財政學者の所謂間接稅である。課稅物件はビール、サッカリン、葡萄酒、糖製品、砂糖、タバコ等である。

尙消費稅 (Excise duty) の中には本來の消費稅の外營業免許稅 (License duty) も含まる。即ち酒場、タバコ店、醸造所、質屋營業等の經營を課稅物件とする租稅である。また消費稅の中には普通奢侈稅若くは認可稅 (Establishment duty) と稱せらるゝ畜犬稅、車馬稅、傭人稅、紋章稅、獵銃稅、鐵道通行稅等を含む。

相續稅

(ホ) 相續稅 (Estate duty) 若くは死亡稅 (Death duty) 相續稅は被相續人よりの相續財産を課稅物件として課せらるゝ租稅である。相續稅は次の三種より成る。(Finance Act of 1934 and 58 Vict. c. 30)

- (a) 相續稅 (Estate duty) 被相續人の全財産を全相續したる者に對して課せらるゝ租稅であつて此れは嚴格なる意義に於ける相續稅であつて他の二種の相續稅と異なる。
- (b) 不動産相續稅 (Succession duty) 不動産相續稅は被相續人の財産の中より近親者が特に不動産 (Realty) を分離して相續したる場合に課せらるゝ租稅である。
- (c) 動産相續稅 (Legacy duty) 動産相續稅は被相續人の財産中より近親者が特に動産 (Per-

sonality) を分離して相續した場合に課せらるゝ租税である。

印紙税 (Stamp duty) 印紙税は爲替手形 (Bill of Exchange) 約束手形 (Promissory note) 小切手 (Cheque) 株式買買の證書契約書、保險證書、特許證其の他の證書、訴訟の書類等に貼付することを要する印紙 (Stamp) による収入である。

財産増加税 不動産若くは鑛山の相續買買貸貸等の場合に於て表はるゝ増價格、若くは法人所有の土地にして毎年五年毎に調査せらるゝ増價格に對して課せらるゝ租税 (10 Edw. VII c. 80) である。

復歸税 (Reversion duty) 二十一年以上賃借したる物件を賃貸人に返還することによつて得る収益に對して課せらるゝ租税である。

土地投機税 (Undeveloped Land duty) 使用せざる土地を購入したる場合に課せらるゝ租税金である。

鑛山税 鑛石採掘に對して課せらるゝ租税であつて課税標準は鑛山の賃借權の價格である。鑛山税は粘土採掘權及び普通の石材採掘權には課せられぬ。

法人税 法人には相續税なき故之に對する補償として課せらるゝ租税であつて、課税物件は法人の収入であるけれども収入税とは別な租税である。

通常収入 (B) 國家(國王)の通常収入 通常収入は國王の大權によつて得らるゝ収入であつて、此は既に

雜收入

收入官廳

國王の大權に關連して既に述べた。(第五章第二節第二項(十)收入大權參照)
雜收入に關しては他の研究に讓る。

收入官廳 收入官廳の最高監督權は大藏大臣である。然し實際の收入を掌る官廳は

- 一、税關署 (Board of Custom or Commissions of Custom)
- 二、内國稅收入委員會 (Commissions of Inland Revenue)
- 三、森林土地收入委員會 (Commission of Woods, Forests and Land Revenue)
- 四、遞信大臣 (Postmaster-General)
- 五、各行政長官

税關署は關稅の收入を掌り、内國收入委員會は一般租稅收入を掌り、森林土地收入委員會は國有の土地森林よりの收入を掌る。各行政長官は或は手数料或は物品の拂下げ等によりて生ずる所謂雜收入を掌る。

收入手續

收入手續 收入官廳よりの總ての收入は原則として英蘭銀行に設けられたる固定基金 (Consolidated Fund) の中に拂込むことを要する。最初の三つの收入官廳は毎日收納したる金額を英蘭銀行に於ける各自の會計掛に於て計算し之を毎日固定基金へ拂込む。遞信大臣並に其の他の行政長官の得たる收入は之を直接固定基金に拂込むことなく大藏省に拂込み、大藏省に於ては主計總監之を計算したる上固定基金へ拂込む。國家の收入が固定基金に拂込まるゝ原則の例外は左の

行政權の作用と組織

二種である。

(イ)各省の支出の中各省補助金 (Appropriation in aid) として議會の協賛を得たる支出のために必要なる經費は各省収入の中から之を控除して支出し、其の残額をば大藏省を通じて固定基金に拂込む。

(ロ)収入官廳の收入中ある部分は地方税の附加金として固定基金の中に拂込まれない。此れ地方行政費の膨張に伴ふ地方税収の不足を補はんがため中央政府より補助金として附與せらるゝものである。即ち相續税の一部、ビール酒精税の一部は固定基金に拂込まることなく地方税會計 (Local Taxation Account) に拂込まれる。

(丙) 國家の支出

國家の支出は一ペンスと雖も議會の監督を免れない。收入に於ては通常収入の如く小額ではあるけれども議會の掣肘以外に大權の作用する部分がある。されど支出に於ては年々議會の協賛に附するか又は同意を得なければならぬ。協賛は事前の承諾であり同意は事後の承諾である。

歳出に對する議會の協賛 支出に對する議會の協賛は制定法の形式 (Act) を以つてする。協賛を求むる形式は法律案 (Bill) の提出である。大陸諸國や吾國に於けるが如く豫算の形式又は豫算案の形式を以つてしない。尤も英國に於ても豫算 (Budget) はあるが、英國の豫算は歳出歳入の概算であつて、大臣が議會に於てする財政演説の材料であるか又は歳入歳出に關する種々の法

國家の支出

協賛なくして支出なし

支出に對する協賛は法律制定なり

法律案

豫算の性質

恒久法は固定基金支出

一年限りの法は給與支出

支出の方法

律案制定に於て委員會の參考となるにすぎぬ。此が議會に於て協賛せられ而して此によつて歳出歳入をしなければならぬと言ふ拘束力を生ずるものではない。收入は先に説いたやうにその大部分たる租税は制定法により(一部が大權によつて得らるゝのみ)支出は又制定法によつて定まる。故に大部分の財政權は制定法によつて生ずるものと言はなければならぬ。支出は議會の協賛を標準とすれば二種である。一は恒久的制定法 (Permanent Act) によつて固定基金よりの支出を協賛せられたものであつて、年々更めて協賛をうくることを要しない支出である。之を固定基金支出 (Consolidated Fund Service) と言ふ。他は毎年議會の制定法を以つて協賛せらるゝことを要する歳出である。其の協賛はたゞ一年限りである、斯る歳出を給與支出 (Supply Service) と言ふ。國債の利子、國債元金の償還、地方税の補助金、王室經費、判事會計検査長官議長の俸給等は即ち固定基金支出であつて全支出の四分に當る。其の他は給與支出である。

支出の方法 支出方法は固定基金支出と給與支出によつて異なる。(a)固定基金支出の支出、固定基金支出として協賛せられたるものを支出せんがためには、大藏大臣は會計検査長官 (Comptroller and Auditor General) に對して英蘭銀行の國庫勘定よりの支出 (Credit on Exchequer Account) を要求する。會計検査長官は大藏大臣の要求が制定法の規定に一致してゐる場合には爲替手形を出す。大藏大臣は然る後英蘭銀行に對して一定の金額を國庫勘定より主計總監に交付すべきことを命ずる。交付命令書は英蘭銀行より會計検査長官に送致せられる。(b)給與支出の支出、給與支

行政權の作用と組織

出を求むる者は國王の小勅書(王の親署並に大藏省委員會の二名の委員 Lords Commissioners の副署を要する)によつて大藏大臣に對して英蘭銀行に給與支出の支出を許可せんことを望む。大藏大臣は會計検査長官に對して英蘭銀行の國庫勘定よりの支出 (Credit on Exchequer Account) を要求する。會計検査長官は之によつて爲替手形を出す。大藏大臣は然る後一定の金額を英蘭銀行の國庫勘定より主計總監に交付すべきことを命ずる。此の交付は直ちに會計検査長官に報告せられる。

(丁) 國債

國債は或は収入となり或は支出となる。即ち國債元金の收納は収入であり、利子支拂元金償還は支出となる。

國債は所謂財政公債 (funded national debt) と行政公債 (unfunded national debt) とに分る。財政公債は財政を補ふため議會の制定法によつて一つ一つ協賛せられ且つ其の利子支拂元金償還は固定基金支出として毎年の豫算に計上せらるゝものである。其の保證は國家の收入である。財政公債は其の期限により二種に分つ。

(イ) 永遠公債 (Permanent funded debt) 永遠公債は債權者が其の返還を請求することができぬ。たゞ利子だけを請求することができる。而して國家はその適當とする時期に於て之を返還する權利を有する。

國債

財政公債

(ロ) 有期公債 返還期日の定ある公債であつて債權者は利子支拂及び期日に於ける償還の請求權を有する。

財政公債の利子は固定基金支出である。又會計年度の終りに於て固定基金に剩餘金ある時は國債委員會の保管する所となる。之を舊國債減債基金 (Old Sinking Fund) と言ふ。此は國債委員會によつて國債元金の返還に當てられる。公債利子として支拂はるべき金額中利子補給を要求せざるものがあつてその爲め剩餘金を生じた場合には之を新國債減債基金 (New Sinking Fund) と稱し國債の返還に當てられる。

行政公債とは制定法に基いて大藏大臣が發行する債務の證書であつて、収入未決定その他の支障ある場合便宜のため發行せらるゝものである。即ち

(イ) 國庫證券 (Exchequer Bills) 國庫證券とは一般行政費補充のために發行せらるゝ。期間一年間。

(ロ) 大藏省證券 特別の行政目的のために發行せらるゝ一種の爲替手形である。

(ハ) 國庫債券 (Exchequer Bond) 數年間に亘る債券であつて低利を附する。

國債管理機關 國債管理の機關は

(イ) 英蘭銀行 (Bank of England and Ireland) 英蘭銀行の國債に關する事務は國債法 (National Debt Act 33/34 Vict. c. 71) 其の他の制定法によつて規定せられてゐる。英蘭銀行に於て

國債管理機關

行政公債

勘定部長 (Accountant General) と出納部長 (Chief Cashier) 等を置く。勘定部では債務證書帳簿を具へて之に債務證書の譲渡を譲渡者自ら記入しなければならぬ。然らざる場合には譲渡者の委任状を有する者が之を記入しなければならぬ。

(ロ) 大藏大臣 大藏大臣は國債利子の支拂につき減債基金より支拂を會計検査長官に要求することができる。

(ハ) 國債委員會 國債返却委員會は衆議院議長、大藏大臣、王座裁判部長、主計總監、英蘭銀行頭取副頭取等より成る。國債委員長 (General Controller) は之を統率し其部下に副委員長書記官長並に書記より成る。其の任務は國債減債基金を保管し國債返還に之を當つるの外請求せざる債務證書又は請求せざる利子の報告を受くる権限を有する。然し英蘭銀行は之を報告する六月以前債務證書所有者に對して其の住所に文書を以つて通知しなければならぬ。

會計検査

(戊) 會計検査 (Audit of Accounts)

會計検査は一部は行政官により一部は衆議院によつて行はれる。衆議院の検査権は議會の章に於て述べる。此處では行政官の會計検査のみを述べる。

會計検査長官

行政官にして會計検査の権限を有つ者は會計検査長官 (Comptroller and Audit General) である。會計検査長官は大勅書を以つて任命せらるゝ、其の地位は恰も判事の如く善良なる行跡の間 (during good behaviour) 其の地位を奪はるゝことなく而も兩院よりの共同上奏によらぬ限り其の職

を免ぜられない。議員兼職を禁ぜられ政黨に超越して内閣と運命を共にしない。又議院の行政官でもない。但し衆議院の決算に對して必要なる報告をなすことを其の任務の一とする限り衆議院のための行政官であると言はれる。

會計検査長官の権限

會計検査長官の権限は

- 一、毎日收入官廳の受けたる收入に就ては其の額の報告を受くる權
- 二、英蘭銀行より減債基金の收入並に支出の額の報告を受くる權
- 三、官省に於て其の部下を置いて支出を監督し小さな官廳に於ては周期的に支出を検査する。
- 四、支出決算書 (Appropriation Account) の検査 公金を支出する権限を與へられてゐる官廳は、毎年支出決算書を會計検査長官に提出しなければならぬ。支出は議會の協賛したる款 (note) に従つてなされたか制定法、勅令其他法規に従つてなされたか増俸若くは新官職の俸給は大藏大臣の同意を得たのであるか否かを検査する。
- 五、會計検査長官は各種の收入支出を検査して此を衆議院に報告する。此の報告書は毎年二月中に提出せられ陸軍、海軍、文治の三目に分つ。

國務大臣

第三項 國務大臣 (Secretary for State)

國務大臣は元來國王の書記 (clerk) 又は祕書 (secretary) として發達し (ジョン王又はヘンリ三世) 國王と國民との間に立つ意思傳達の機關であつた。而して今日の様に或は輔弼機關として

(内閣大臣として)又は行政長官として權力を有するものではなかつた。斯る重要な任務は樞密院が之を行つてゐた。然るに樞密院が其の本來の作用を止めて内閣制度が獨立し其の行政的委員會が政府の中の各省として獨立するやうになつてから國務大臣も其の本來の書記又は秘書たる性質をすて、輔弼機關とし、行政長官として重要な任務を得ることとなつた。

國務大臣の範圍

國務大臣の數は時代によつて異なるも、現在は外務大臣 (Foreign Secretary) 内務大臣 (Home Secretary) 陸軍大臣 (War Secretary) 植民地自治領省大臣 (Secretary for Colonies and Dominion) 印度大臣 (Indian Secretary) 航空大臣 (Air Secretary) の六人である。航空院大臣は最近に認められた。(Air Force Constitution Act 1917 c. 51) 六人の國務大臣中五人は衆議議員たることを得る。一名は貴族議員でなければならぬ。

國務大臣の權限

國務大臣は一方行政長官としての權限を有してゐるが、國務大臣として特殊の權限を有する。行政長官は自己の行政省の事務のみを管掌するのが原則である。然るに六人の國務大臣は外部に對しては統一體をなすものである。(Interpretation of Terms Act 1889) されば國務大臣に任命の大勅書 (Letters Patent) にも「國務大臣の一人 (one of His Majesty's Principal Secretaries for State) に任ず」とせられてゐる。故に法律上の見方から論ずれば必要ある場合には各國務大臣は他の國務大臣の事務を行ふ事ができる。又國王の書記又は秘書たる本來の資格よりして次のやうな特別な權限義務を有してゐる。(イ) 各國務大臣は御璽 (King's Signet) と稱せらるゝ

印璽を二個宛保管して其の權限に關する勅書 (Royal Warrant) 其の他の文書に捺印する。御璽の保管は國務大臣たる官職の象徴である。故に國務大臣の任免は御璽の手交によつて行はれる。(ロ) 國王の行ふ儀禮には必ず其の一人が扈從し又國王の海外行幸には其の一人が隨員となることである。(ハ) 尙其の一人は必ずロンドンに滞在し又其の一人は必ずロンドンに住家を所有しなければならぬ。(ニ) 國務大臣は何れも叛逆罪の嫌疑ある者を禁錮する事ができる。(此の權限は殆んど行はれてゐない。) 但し嫌疑手紙其の他の文書を押収するために家宅搜索を行ふことはできぬ。(ホ) 國務大臣は國王の大勅書 (Letter Patent) や小勅書 (Royal Warrant) に對して副署 (Counter-signature) をなして其の文書の眞正なることを證明する。(ヘ) 各國務大臣は緊急の場合陸海軍を要求し之を指揮することができる。

國務大臣の補助機關 各國務大臣は各政務次官 (Parliamentary Under-Secretary) を任命して議會に對する關係に於て其の補助たらしめる。但し五名は衆議院議員たるべく一名は貴族院議員である。尙政務次官の外各事務次官を置いて各自の行政省内の事務につき補助者たらしめる。

第一目 内務省 (Home Office) 内務大臣 (Home Secretary or Secretary for Home Affairs)

内務大臣は内閣の閣員 (Cabinet Minister) であり國務大臣 (Secretary of State) の一人であつて内務省の長官である。内閣大臣、國務大臣に就ては前に述べた。次には内務省の長官としての地

位権限を述べる。

内務大臣は議會に對しては一人の政務次官により省内の事務に就ては一人の事務次官によつて補佐せらる。尙此の外三人の事務參與官 (Home Office Permanent Assistant Under-Secretary) を有する。

内務大臣の
権限

内務大臣の権限は一部は普通法 (Common Law) により一部は制定法によつて定まる。而して内務大臣の権限は頗る複雑である。蓋し政府の他の省に屬せしめられなかつた雑多な作用を内務大臣の権限としたるがためである。然し其の権限は次の四種に大別することができる。(四)

(一) 國王と臣民との交通 國王の意思表示が特に他の國務大臣の管掌に適するものでない時は内務大臣が常に其の行爲を掌る。従つて内閣總理大臣を除く外國王と最も多くの交渉を有することとなる。その結果

- 1 國王の儀禮に扈從する。
- 2 國王のある意思表示例へば宣戰條約締結皇族の出生死亡をば重要なる地方機關即ちロンドン市長、アイルランド大總督、ゲルンジーデルシー、マン島總督、スコットランド檢事總長、スコットランド高等刑事裁判所長、スコットランド高等法院院長等に通告する。
- 3 國王にする請願の受理又は之を關係官廳へ移牒する。

國王と臣民
との交通

4 國王の小勅書 (Royal Warrant) 又は大勅書 (Letter Patent) の副署 小勅書とは國王が臣民に對してなす意思表示にして國王の親署 (Sign Manual) を付して國務大臣が之を準備し其の保管する御璽 (signet) を銜し國王の親署を得たる後自から之に副署する。之を小勅書 (Royal Warrant or Sign Manual Warrant) と言ふ。小勅書を作製し副署し御璽を銜し又之を保管する國務大臣は内務大臣である。然るに或る文書は更に嚴格なる形式を必要とするものがある、即ち王の親署の外大法官王務院 (Crown Office in Chancery) に保管する大璽 (Great Seal or Grand Seal) を銜し且つ大法官若くは一人の國務大臣若くは大藏省委員會の二名の委員の副署を要する。之を大勅書 (Letters Patent) と言ふ。而して大勅書に對する國務大臣の副署は外務、植民大臣等之をなす場合あれども、多くは内務大臣之をなす。小勅書並に大勅書の交付も亦内務大臣之を行ふことを常とする。

5 僧官の任免、僧官會議の召集開會、其の立法權に對する制限等に關して有する國王の大權の執行 (第五章第二節第二項 (ハ))

6 權利請願 (Petition of Right) の受理採納に關する大權執行 (第五章第一項 (一)ノ乙イ) (二) 治安の維持 内務大臣は治安維持者 (maintainer of king's peace) として左の権限を有す。

(a) 歸化證 (naturalizations or certificate) の交付拒否權 (第四章第一節第一款四參照) (b) 法律の定むる所により郵便局に於ける信書の開披 (7 Will. IV & 1 Vict. c. 36 and 32 & 33 Vict. c. 73 S.

治安維持

23) 電信に對し亦同じ。(c)理由を示すことなく外國への脱出を禁止する。(Writ v ne exeat regno) (d)治安維持の報告をなすために檢閱官の任命權。ロンドン市警察署長 (Commissioner of the City Police) の任命に對する許可權。(e)首都警察 (Metropolitan Police) は州や都市警察と異り直接内務大臣の監督の下にある。首都とはチャーリントン交叉點 (Charing Cross) から一直線に十五哩以内の地域であつて其の中にはロンドン市部 (City of London) を含まぬ。ミドルセツク (Middlesex) ケント (Kent) 並にサレー (Surrey) の三州に跨る地方である。首都警察は内務大臣の主管する警察區域であつて警視總監副監 (Commissioner and Assistant Commissioner of Metropolitan Police) 其の他の任命を輔弼し警察權の行使警察官の給養、警察建造物の管理其の他一切のことに就て責任を有する。

三、司法に關する權限

(三) 司法に關する權限

(a) 都市裁判官 (Recorder) の任命權 獨立の四季裁判所 (Quarter Session) を有する都市に對して有給なる判事即ち都市裁判官 (Recorder) の任命を輔弼する。其の他地方の裁判所に於ける書記 (Clerk of Peace or Clerk to Justice) 俸給、(俸給に非る場合は手當) 證人陪審員に拂ふべき手當を決定する。(b) 刑務所に關する權限 刑務所 (Prison) は四種とし、内務大臣は其の各々に就て異つた權限を有する。第一に一船の囚人並に未決囚を收容する刑務所に對しては内務大臣は檢閲權 (inspection) 規律を定むる權 (regulation) 其の他所員の任命監督、囚人の監置監督一切の事項に對

して責任を有する。第二に長期禁錮の刑務所に對しては所員の監督並に囚人の監禁方法等に就て責任を有する。第三に精神病的犯人に對する精神病院を指定し又ブロードモア (Broadmoor) の國立精神病院の監督委員會を任命する。第四に感化院 (Reformatory) (十六才未満の少年囚を收容する) 並に授産學校 (Industrial school) (五才以上の孤兒遺棄兒にして適當の保護者なき者を收容する) に對する監督 (c) 叛逆罪の被疑者の禁錮外國より逃亡し來りたる犯人の引渡 犯人引渡は多く引渡法 (Extradition Acts of 1870, 1873, 1895) によつて規定せられ且つ政治的犯人でなくして犯人引渡條約に含まれてゐる場合には外國に之を引渡さなければならぬ。

四、警察官に對する監督

(四) 警察官に對する監督 警察官に對する監督官廳は地方議會であるが左の場合に限り内務大臣も監督權を有する。(a) 州の警察權を有する所の州會 (County council) の行ふ州警察署長 (Chief Constable of county) の任命警察部員の人員俸給警察法規の制定に對する同意權 (b) 州警察に對する保助金の交付可否を決定すべき材料を蒐集するため檢閱官を任免し規則又は收容者の放免建造物の變更等を命ずる權限 (c) 恩赦權の執行 恩赦權は國王の大權であるが内務大臣の輔弼によつて行ふ。恩赦權發動の形式は皆小勅書 (Royal warrant) の形式でなされ内務大臣の副署を要する。(第五章第二節第二項)

五、幸福増進

(五) 幸福の増進 内務大臣の國民幸福増進に對する權限は主として

行政權の作用と組織

- (a) 一般健康の増進として健康法則に關する知識の普及及土地又は住宅衛生の増進例へば埋葬、労働者住宅、下水道、首都の空地の設備を監督し
- (b) 個人の健康に關しては精神病者又は常習泥酔者等に對する施設を命じ
- (c) 特殊職業に従事する者の健康並に安全をはかるために、例へば鑛山労働法、工場法、爆發物法等に關して規則を定める。
- (d) 有用なるものの保存、例へば鳥獸の保護

第二目 外務省 (Foreign Office) 外務大臣 (Foreign Minister or Secretary for Foreign Affairs)

外務大臣は内閣の閣員であり且つ國務大臣の一人であり且つ外務省 (Foreign Office) の長官である。内閣大臣國務大臣の地位に就ては述べたから以下外務省の長官としての地位を述べる。

外務省の組織
外務省は外務大臣、之を補佐する政務次官 (Parliamentary Under-Secretary) 事務次官 (Permanent Under-Secretary) の下に東洋、西洋、領事、通商、會計、條約、アメリカ等の諸局より成る。

外務大臣の權限
外務大臣の權限は一言にして言へば英國を外國に代表する權限並に外國に對する政策の決定である。

一、外國の
外交使節と
の交通

二、外交使
節の任命
大使及全權
使節

代理大使

三、外交使
節の接受

(一) 英國に滞在する外國使節並に外國に滞在する英國使節と交渉をなす權限 之等の者に重要な通信又は文書を發送せんとする時は其の案文を外務省に於て作製し内閣總理大臣之を閲讀し、國王に手交し相當の期間を與へて其の判断を乞ひ然る後閣僚に廻付して之を發送する。重要な外交文書を受けたる時亦同じ。通常の文書又は通信の授受又は發送は外務大臣専ら之を處理する。

(二) 外交使節及領事の任命 外交使節は大使 (Ambassador) 代理大使 (Charge d'affairs) 若くは全權使節 (envoy plenipotentiary) である。前者は或る特定外國に永續的に駐在して任務に服するものであるが最後の者は特定の事件に就て特に差遣せらるゝ。大使 (Ambassador) 並に全權使節は大勅書 (Letter Patent) 並に駐在國に對する小勅書たる信任狀 (Letter of credence) を以つて外務大臣の輔弼副署に基つて任命せられる。代理大使 (Charge d'affairs) は外務大臣の輔弼し副署する信任狀 (Letter of credence) のみを以つて任命せられる。領事 (Consul) 其他外交使節の隨員等皆外務大臣之を任命する。

(三) 外交使節の接受 外務大臣は外國の外交使節を接受したる場合には之を國王に紹介して謁見せしめる。又外務大臣は外國領事に對して英國内に於ける職務開始のために其の輔弼し並に副署したる大勅書 (Letter Patent) の形式によつて領事認可狀 (exequatur) を發する。重要ならざる場合はロンドンガゼット紙に之を公報する。(五)

四、英國臣民の保護

(四) 外國に對して自國民を保護する。此のために外務大臣は自國民に旅行券を發行し又外國に於ける英國臣民保護のために領事を外國に駐在せしめて(イ)自國民の旅券を發行せしめ又は之に査證せしめ(ロ)外國に於ける英國臣民の文書死亡出生を公證せしめ(ハ)英國船舶の海上遭難を處理せしめ(ニ)外國官憲より不當に壓迫せられたる英國臣民のため之と交渉せしめ(ホ)特定地方に於て英國臣民の利益のため領事裁判權を行はせしめ(六)(ホ)自國商人のために駐在地の商況を通知せしめる。

五、宣戰講和條約締結

(五) 宣戰講和並に條約の締結 他の内閣大臣と共に宣戰講和並に條約締結の大權を輔弼し閣議の決定に従つて之を實行する。宣戰講和に關して國王は議會の承諾なく之を行ふことができ。議會は或は軍費の支出を拒むことができる、又休戰講和を促すことはできるが宣戰講和そのものの權限は國王の大權であつて議會の協賛を要せず外務大臣の管掌するところである。條約締結も亦國王の大權であつて議會の協賛を要せず内閣の輔弼に基き外務大臣之を行ふ(締結後下院の同意を要する場合がある)。

國務大臣と内閣との特別關係

外務大臣と國王並に内閣總理大臣との特殊なる關係
國王は在位すれども政治せずの格言の如く立法司法に於ては國王の親施する所なく行政に於ても亦内閣政府によつて之を行ひ自から之を行ふことは少い。然るに外交に關しては歐洲王室との特別な關係、國王が政黨の外に立ちて不斷なる外交上の見解を有することのできること等の理由

陸軍省

陸軍大臣の地位

陸軍省の組織
陸軍委員會

により國王の勢力は特に著しく現はれてゐる。即ち外國に對する重要な文書は一々其の草案を國王に呈出し國王の判斷を求めなければならぬ、外國から受けたる文書に就ても常に國王に之を呈出して閱覽に供し其の意見を聞かなければならぬ。外交に關する重要問題に就ては國王の發言權が之を左右する場合が多い。ヴィクトリア女王がバーマストンを責めて遂に辭職を餘義なくせしめたのも女王の此の權限を侵害したためであつた。總理大臣の外務省に對する監督權も亦頗る嚴重である。従つて總理大臣が外務大臣を兼ねる場合が少くない。(第五章第二節(一)參照)

第三目 陸軍省 (War Office) 陸軍大臣 (Secretary for War)

陸軍大臣は内閣の閣員であり國務大臣の一人であり且つ陸軍省の長官である。内閣閣員國務大臣の地位に就ては前に述べたから以下陸軍省の長官たる地位を論ずる。

陸軍省の組織

陸軍省 (War Office) の最高組織は委員制度である。即ち陸軍參事會 (Army Council) が其の最高機關である。陸軍參事會は千九百〇四年の勅令 (Order in Council) によつて其の組織並に權限を規定せられてゐる。陸軍參事會は陸軍大臣の外第一武官委員 (the first military member) たる參謀總長 (Chief of General Staff) 第二武官委員 (the second military member) たる大臣副官 (Adjutant-General) 第三武官委員 (the third military member) たる軍吏總監 (Quartermaster) 第四武官委員 (the fourth military member) たる兵器總監 (Master-General of Ordnance) の外に

行政權の作用と組織

主計總監 (The Finance Secretary) 並に文官參議官 (Civil Member) の七名より成る。陸軍參事會は陸軍全般に對する意思決定の機關であつて陸軍大臣は其の意思に従つて行政を行ふものである。然るに陸軍省の責任を一身に引受くるものは陸軍大臣であるから、自然陸軍參事會の事實上の議長となり指導者となるものは陸軍大臣である。陸軍參事會に附議せらるべき事項は昔の總司令官 (commander in chief) や陸軍大臣の二頭政治の範圍即ち軍の統帥に關し編成に關する一切の軍事である。斯くして總指揮官と陸軍大臣との間の權限の紛争昔の參謀本部と陸軍省との抗争は完全に其の跡を絶つに至つた。(七)

陸軍大臣の權限

(甲) 陸軍大臣は陸軍參事會の指導者として之を主宰する。而して陸軍參事會に對する陸軍大臣の補佐者としては事務次官 (Permanent Under-Secretary) を置く。尙事務次官の外檢閱總監 (Inspector General of Force) を置して參事會の決定したる政策、軍隊の訓練、能率、武備、要塞等に關する報告をなさしめる。

(乙) 陸軍省に於ける一切の事務を監督し參議會の決定を實行する。陸軍省に於ける實際の事務は左の機關によつて行く。

一、參謀總長 (Chief of General Staff) …… 陸軍の統帥、軍略、軍に關する情報、動員、教育、訓練を掌る。

二、高級副官 (adjutant-General) …… 軍規、募兵、解役、醫事衛生を掌る。

三、軍吏總監 (Quarter-master-General) …… 糧食、馬糧、薪炭、燈火、衣服運送を掌り此のため設けられたる軍吏 (Quarter-master) の監督を掌る。

四、兵器總監 (Master-General of Ordnance) …… 兵器庫の監督、新兵器其の特許に關する問題其の他兵器に關する行政並に要塞、兵舎、軍用鐵道、軍用電信、軍用土地の管理を掌る。

(丙) 議會に對して陸軍大臣の責任は特に大なるものがある。陸軍の一切の政策に就て責任を負ひ又軍隊に對する支出の協賛を得なければならぬ外陸軍常備兵 (Standing Army) を存置することと軍規に關する規定の制定 (rules for discipline) は一年法 (Annual Act) を以つて議會の承諾を得なければならぬ。陸軍大臣は議會に對して政務次官 (Parliamentary Under-Secretary) を以つて補佐せしめる。特に豫算會計に關しては主計總監 (Financial secretary) の補佐をうける。

軍制

陸軍は植民地を除きて正規軍 (Regular Army) 邊疆軍 (Territorial Army) 並に豫備軍 (Reserve Force) の三種より成る。(イ) 正規軍と邊疆軍正規軍は本國並に海外に於て兵役に服する。邊疆軍は本國內に於てのみ兵役に服するも議會の承諾を得て、戰時海外に於て兵役に服せしめることができる。募兵は正規軍に於ても邊疆軍に於ても志願兵制度であつて十八歳より二十五歳以下の者の志願による。強制徴兵ではない。其故兵士と國家との關係は契約である。兵役に服する期間は

正規軍に於ては原則として十二年間其の中三年目から九年目までの七年間は（場合により二十一年まで延長することができる）現役（on permanent service or service with colours）残りの五年間は正規軍豫備兵（Army Reserve）として服する。邊疆軍は四年以上を越すことができぬ。但し再志願することができる。訓練は一年に八日以上十五日以下とする。正規軍の兵卒は編入後三ヶ月内に金十磅を拂つて退役することができる。邊疆軍に編入せられた者は三ヶ月前に豫告し金二十五磅の罰金を拂ふことによつて退役することができる。國家危険の場合には服役の期間を終へた者と雖も之をとどめて兵役に服せしめることができる。（ロ）豫備軍（Reserve Force）は目下正規軍豫備兵（Army Reserve）（正規軍に於て七年間現役に服したる後五年間）並に國民兵（militia）正規軍又は邊疆軍外に於て現役に服せぬ所の豫備軍であつて正規軍並に正規軍豫備兵が不足した場合に正規軍へ補充せらるゝものであつて本國國民兵（Militia）海峡諸島並に植民地國民兵（Channel Islands and Colonial Militia—Channel Islands militia, Malta Militia, Bermuda Militia, Isle of Man Militia.）より成る。國民軍は軍は服役したるものではなくから法律上之を特別豫備軍（special reserve）と稱んだこともあつた。尙此の外千九百二十四年以後將校並に技術官の豫備軍が設けられ動員と同時に徴收せられて正規軍に入る。之等の豫備軍は皆正規兵に編入せらるべきものである。邊疆軍に編入せらるべき邊疆軍豫備兵（Territorial Reserve）も次漸完成中である。

軍の管理

正規軍並に之に關係ある豫備軍は直接に陸軍參事會の決議に従ひ、陸軍大臣の管轄する所である。其の經費は大藏大臣之を支出する。尙正規軍駐屯の植民地は其の經費の一部を寄與す。邊疆軍は其の管理のために作られた州聯合會（County association）が募兵管理一切の權限を有する。經費は國庫の負擔である。而して州聯合會は主として經費に關して陸軍委員會並に陸軍大臣の監督に服する。

常備軍の性質

正規軍及び正規軍豫備軍は一種の常備軍である。英國に於て常備軍を設くることは臣民の權利自由を侵害するものなりとして屢々非難せられ權利章典（Bill of Rights）に於ても常備軍の存置を不法なりと規定した。然るに對外戰爭時に植民地政策のために常備軍の必要を痛感するに至り之を存置するも國王の專制權の機關たらしむることを防ぐために一つの便法が發明せられた。其は常備軍の維持軍規等を一切議會の掣肘内に置くため之を議會の一年法（Annual Act）を以つて規定すべく、若し一年でも議會が常備軍の維持に必要な支出又は軍規に關する制定法を通過せしめざる時は常備軍の維持は不可能となる制度である。此の制度は英國臣民の自由法の支配と常備軍の必要とをば最も巧妙に調和せしめたものである。千八百八十一年の陸軍法（Army Act）が現今の陸軍法の元型で毎年之が通過を繰り返すことによつて始めて常備軍たる正規軍並に邊疆軍の存置が可能とせられる。千八百八十一年以前は兵亂法（Mutiny Act）が陸軍法と同様の性質効

果を有してゐた。)

軍人の法律に對する地位

英國軍人の地位は二重である。即ち一は通常の臣民との關係に於ては通常の法律通常の裁判所に服する通常臣民(civilian)としての地位であり、一は特別な服従關係に入り所謂軍規(discipline)に服し其の違反に對しては軍法會議(Court-martial)の支配に服する地位である。(九)即ち法の支配の原則が軍人に對しても適用せられて普通の臣民としての地位を失はず其の上更に國家との契約(入隊)によつて特別な地位を得たのである。されば(イ)軍人が普通の臣民に對してなしたる行爲は上官の命令による場合でも亦自分一個の意思判斷によつてなしたる行爲でも總て通常の法律により通常の裁判所によつて民事刑事の責任を處斷する。例へ軍規違反ではなくとも(從つて軍法會議では無罪であらうとも)通常裁判所は之に刑罰を課することができる。上官の命令によつて之をなしたと言ふ理由で通常裁判所に於ける責任を免るゝことはできぬ。上官の命令で行つた場合でも或は其の行爲が違法であれば刑罰を課せられ或は損害賠償を命ぜられる。上官の命令の故を以つて抗辯の理由とすることができない。(十)(ロ)軍人が軍隊内に於て或は上官に對し又は同僚に對してなしたる行爲は其が軍規違反(military offences)である限り軍法會議に於て軍規に從つて處斷せられる。(十一)然し軍規違反に非ざる行爲は通常裁判所によつて之を審理して處斷する。例へば軍隊内に於ける平時の殺人行爲の如きは原則として軍規違反の犯罪とせられずして通

軍人は軍規に服する外に法の支配を受く

軍規と法の支配との關係

常裁判所によつて處斷せられる。

軍規違反の犯罪(military offence)とか軍法會議(Court martial)等は法の支配に對する例外のやうに思はれる、けれども之を大陸の其に比較すれば左の諸特質を具ふることによつて尙法の支配の原則に全く反するものではなく寧ろ其の中に包攝せらるゝものと言つても差支へがない。

(イ)軍人の行爲が通常の臣民に對して犯罪となつて通常裁判所で審理せらるべきものであり、其が同時に軍規違反の犯罪として軍法會議によつても審理せるゝ場合に、最づ先に通常裁判所で有罪無罪が決定せらるれば最早や、軍法會議に於ては之を審理することはできぬけれども其の反對に軍法會議がその有罪無罪を決定した後でも通常裁判所は再び之を審理して差支へがない。たゞ既に受けたる刑罰を考慮に入るゝだけである。

(ロ)軍規(discipline)並に軍法會議(Court martial)は毎年制定することを要する陸軍法(Army Act)によつて其の存置を規定せられなければならぬ。此れ即ち通常法律の支配である。

(ハ)軍法會議に於て審理せらるべき者は軍人——即ち軍事法に服する者(Person subject to military law)である。軍人となる行爲即ち軍隊編入(enlistment)は契約である、而して契約は總て通常裁判所の審理する所である。其故特定の人が軍法會議によつて審理せらるべき者なるや否やは通常裁判所之を決定する。

植民地並に自治領大臣

第四目 植民地自治領大臣 (Secretary for Colonies and Dominions)

行政權の作用と組織

植民地自治
領省の組織
及び権限

植民地自治領大臣は内閣の閣僚であり且つ國務大臣 (Secretary for State) であり且つ植民地自治領省の長官である。内閣大臣並に國務大臣の地位に就ては前に述べた。以下植民地自治領省の長官としての地位に就て述べる。

植民地自治領省の権限 植民地自治領省は植民地省 (Dominions Office) と自治領省とより成る。此の二つの省は元來行政上の地位より言へば獨立の二省であつて各々一人の大臣を其の長官とすべなものであるけれども即ち植民地大臣と自治領大臣とがあるべき筈であるけれども通常一人の國務大臣が兩省の長官たることを兼ねてゐる。大臣の外に一人の政務次官 (Parliamentary Under-Secretary) 並に一人の事務次官 (Permanent Under-Secretaries) が之を補佐してゐる。而して自治領省 (Dominions Office) は自治領 (Self governing Dominions) 即ちカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの諸聯邦並に自治領に類するアイルランド自由國、南ローデシヤ自治植民地、南アフリカ地方 (Basutoland, Bechuanaland Protect and Swaziland) に關する事務並に帝國會議 (Imperial Conference) に關する事務を取扱ふ。植民地省 (Colonial Office) は植民地、保護國、委任統治區域等の行政に關し西印度 (West Indian) 極東 (Far Eastern) セイロン並にモーリチウス (Ceylon and Mauritius) 東アフリカ (East Africa) タンガイカ並にソマリランド (Tangaijika and Somaliland) ニーヤーン (Nigeria) 黄金海岸並に地中海地方 (Gold Coast and Mediterranean) 中東地方 (Middle Eastern) (Palestin, Aden, and Arab Aras and British influence)

の七部 (Divisions) 並に總務部 (General Department) (以上の諸部に關する人事、郵便、電信、著作權國際協商、通商條約大勅書等に關す) から成立してゐる。植民地自治領大臣は植民地の總督の任免を輔弼し、且つ自治領及び植民地に關して議會に對して主として責に任ずる。

植民地省 (Colonial Office) の事務と自治領省 (Dominions Office) の事務とは元來植民地省に於て統一せられて一人の國務大臣を其の長官とするものであつたが、千九百二十五年七月に於て植民地省より自治領省が獨立して別箇の國務大臣 (Secretary for State for Dominions Affairs) を其の長とすることができるようになつたけれども、其の後の内閣に於ては一人の國務大臣が植民地省並に自治領省の長官 (Secretary for State for Colonies and Dominions) として入閣することを通常とする。

第五目 印度省 (India Office) 印度大臣 (Secretary for India.)

印度大臣

印度大臣は内閣の閣員であり國務大臣であり且つ印度省 (Indian Office) の長官である。以下印度省の長官としての地位を述べる。(十一)

印度省の組織
印度參議會

印度省に於て印度大臣は議會に對しては政務次官並に省内の事務に對しては事務次官によつて補佐せられる。尙印度省に於ては印度參議會 (Council of India) を置いて印度大臣の諮詢機關たらしめる。印度參議會は八人以上十二人以下の參議員より成り其の内少くとも十ヶ年間印度に在住し又は官吏たりし者たることを要する。

參議員の任期は五年なるも兩院の上奏によつて免職し、又印度大臣も特定の理由ある場合には其の署名したる明細書 (minutes) の中に其の理由を記し且つこれを兩院に提示して免職し新に參議員を任命することができる。

印度に對する祕密文書 (例へば印度と外國又は印度と印度諸州との間に於ける戦争講和其の他の條約に關する印度大臣の命令) 又は緊急を要する命令 (但し事後其の理由を具へて參議會に報告することを要する) を除き印度に對する意思表示並に印度の善政のため本國內に於て發する命令に關しては之を一應印度參議會の議に附することを要する。參議會は毎週一回集合することを要する。必要の場合には印度大臣の召集によつて集合するけれども印度大臣の諮詢によつて初めて議を決すべきものであつて自から發案して議決することはできぬ。又其の議決を採用すると否とは印度大臣の自由を決する所であつて要するに印度參議會は原則として諮詢機關 (Consultative Organs) にすぎぬ。たゞ印度の年收の費途並に印度公債の發行に就ては印度參議會の議決によつて承認せられなければならぬ。

印度大臣は印度統治に對する法律上の指揮者であつて、例へば印度に於て制定せられた法律であつても國王は印度大臣の進言に基き印度大臣をして拒否せしむることができる。然し英本國と印度統治機關との間には左の如き事情あるため衝突を生ずることは殆んどない。

印度官憲と
英本國官憲と
突なき理由

(イ) 印度大臣が印度官憲の統治作用に干渉することは其が同時に英帝國全體の利害に關係ある

場合たるべく純粹に印度のみの事件に關しては印度政府と印度議會が同意した場合に限る。此のことは印度議會の不斷の要望であつて事實實行せられてゐる。

(ロ) 英本國議會は其の最高權により法律上は印度に對しても無限の支配權を有するけれども事實其の印度に對する干渉は稀である。其は第一に印度大臣の俸給が印度の收入の中から支給せらるること、第二に印度の收入の費途につき本國議會の承認を要するものはたゞ其が境外に於て使用せらるゝ場合に限ること、第三に印度豫算は英本國議會の承認を要せざること、印度豫算は常に議會會期の最後に提出せられ議員倦怠の最中に於て印度の收入支出に就て形式的な討議が行はれ表決せらるゝけれども其の本質に於ては寧ろ報告であつて議會の協賛と稱すべきものではないこと、第四に議會の制定法によつて印度の内政に關し規定することができるけれども印度統治法の如く其の大綱を示すだけで内政の具體的問題に干渉することはない。従つて英本國議會は印度の内政に直接干渉することはないと言ふことができる。斯る無干渉は英國議會の常識の然らしむるところである、即ち如何なる民族も其の民族の代表議會こそ最もよく之を統治することができると言ふ原則を充分に理解してゐるからである。議會の無干渉は事實であつて法律上の原則ではない。

以上は英本國と印度との關係であつて印度大臣の權限も亦此處に留る。(十三)

航空省の組織

航空大臣は内閣の閣僚であり國務大臣であり且つ航空省の長官である。航空省の長官としての地位を述べれば次の如くである。

航空省は千九百十八年新設せられ陸海軍の航空隊を一丸とし之を王空軍 (Royal Army Force) と稱し航空大臣の指揮監督の下に置くに至つた。航空大臣は王空軍に關して恰も陸軍省の參事會と同様空軍參議會 (Air Council) を議決機關とし議會に對しては政務次官 (Parliamentary Under-Secretary) の補佐によりて責任を負ふ。省内の事務に就ては事務次官 (Permanent Under-Secretary) によつて補佐せられる。

王空軍は正規空軍 (Royal Air Force) 豫備空軍 (Air Force Reserve) 特別豫備空軍 (Special Air Force Reserve) 補充空軍 (Auxiliary Air Force) 並に邊疆空軍 (Territorial Air Force) より成る。其の各概念は陸軍の軍制に應じて作られたものであるから陸軍軍制を參照せられたい。尙航空大臣は植民地空軍たるパレスタイン、イラク並にアデン空軍をも指揮監督する。

第四項 海軍省 (Admiralty) 海軍大臣 (First Lord of Admiralty)

海軍省は意思決定機關たる海軍參議會 (Board of Admiralty) 並に執行機關を以つて其の中心とする。

海軍大臣と海軍參議會

海軍省の最高なる意思決定の機關は海軍參議會 (Board of Admiralty) である。即ち戰術、訓練、

王空軍の軍制

海軍大臣

海軍省の組織

海軍大臣と海軍參議會

教育、艦船建造、募兵、軍需品、軍の監督等一切の海軍の事項の中其の根本政策又は最も重大なる政策に就て意思を決定することのできる機關である。參議員は第一參議員 (First Lord of Admiralty) 四人の武官參議員 (Sea Lords) 並に一名の文官參議員 (Civil Lord) の六名より成る。政務次官並に事務次官は出席することができるけれども表決の數に加はることはできないから兩者は參議員ではない。參議會に於ける參議員任命の大勅書 (Letter Patent) の趣旨によればその權限は平等である。其の中の一人が支配的勢力を有することはできぬこととなつてゐる。然るに事實上參議會に於ては第一參議員の勢力が最も優勢であり且つ事實上の議長となり更に進んで第一參議員の意思が最後の決定權を有し他の參議員の議論は參考たるに止る位の權威しか有しない。此れ第一參議員のみが常に内閣に列し海軍の關係事項に就て國王並に議會に對して責任を有するからであつて、従つて意思決定に就ても其の執行に就ても海軍省に於て最高權力を有することとなり所謂海軍大臣たる地位を確保してゐる。このことは大勅書の任命の趣旨に反するものであるけれども長い間の議會政治のもたらした効果であり慣習であるが千八百七十二年並に千八百六十九年の兩勅令 (Orders in Council) は遂に此の慣習法的原則を承認して第一參議員は内閣に列すること、國王並に議會に對して責任を負ふものであること、他の參議員にして第一參議員の意思に飽くまで反對するものには辭職を命ずること、而して他の參議員は責任を負はないことを規定するに至つた。此の勅令は舊來の慣習法を承認したまでであつて新に制度を設けたのではない。海軍參議

海軍大臣と
執行機關

會は毎週一回之を開催し必要ある場合には海軍大臣の召集によつて其の都度之を開催する。(十四)
海軍大臣と執行機關

海軍省に於ける執行機關は海軍大臣を初めとし其の他の參議員及び務政次官事務次官である。
海軍大臣は海軍の重要政務又は根本的政策に就ては海軍參議會の決議に基き然らざるものは海軍參議會の議に附せずして各々事務を擔當する參議員をして行はしめ之が監督をなし海軍の一切の行爲に就て國王並に議會に對して責任を負ふ。而して各參議員は海軍大臣に對して責任を有し海軍大臣は其の免職を進言することができる。

海軍大臣の監督の下に各參議員の擔當すべき任務は左の通りである。

武官第一參議員 (the First Sea Lord) は英國艦隊の戰術訓練に當る。

武官第二參議員 (the Second Sea Lord) は人事徵兵教育に當る。

武官第三參議員 (the Third Sea Lord) は海軍全體の監督造兵廠軍需品の管理に當る。

武官第四參議員 (the Fourth Sea Lord) は輸送糧食燃料の供給に當る。

文官參議員 (Civil Lord) は造船並に造船所の管理に當る。

政務次官は海軍省の財政に就て海軍大臣を補佐し事務次官は海軍大臣の一般の事務に就て之を補佐し海軍省内各部各局間の文書通信並に海軍省内文官の服務を監督する。

海軍軍人の募兵は通常陸軍と同様志願兵制度による。然るに海軍軍人の場合は陸軍と異り國王

海軍軍人強
制的徵集

海軍は常備
軍

の大權に基く強制徵兵權 (Impressment) が認められ又既にリチャード二世時代に於ける制定法其の他の多くの制定法は之を承認して敢て國王の海軍軍人強制徵兵の大權に干渉することなくして今日に及んでゐる。(十五) 尙メートランド (Maitland, Constitutional History 462) は千七百四十年の制定法が今日尙有効であつて國王は十八歳以上四十歳以下の男子を強制徵收することを得と論じてゐる。

海軍は常備軍であるが陸軍常備軍と異り其の維持其の服務規律に於て毎年議會の制定法によつて承認せらるゝことを要しないが、たゞ海軍經費に就ては毎年議會の承諾を要する。(十六) 海軍の軍規違反に對しては海軍軍法會議に於て審理し處罰する。(十七)

第五項 大法官 (Lord Chancellor)

大法官は内閣の閣僚たると同時に行政司法立法の各方面に對して頗る廣汎なる而して重要な職務を兼ねてゐる。(十八) 即ち

(一) 貴族院議長として立法に關與する。

(二) 裁判官として司法權に關與する。後述大法官は高等裁判所 (High Court of Justice) に於ける大法官裁判部 (Chancery Division) の長として重要な裁判官たる地位を有する。

尙貴族院裁判部の判事として樞密院司法委員會の委員として中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) の判事として上訴裁判 (Court of Appeal) の判事として司法權の行使に關與する。

大法官の權
限

(三) 大法官は行政長官として左の如き権限を有する。

(イ) 大璽 (Great Seal) の管理 大勅書を鈐することを必要とする國王の大璽をば大法官王務院 (Crown Office in chancery) をして保管せしめ大法官王務院の書記官 (Clerk of Crown Office in Chancery) をして之を鈐せしめる。

(ロ) 大勅書に副署する。

(ハ) 判事の任命権 英國の判事中大法官自身、王座裁判部長 (Lord Chief Justice) 上訴裁判所判事 (Lords Justice of Appeal) 貴族院法務議員 (Lords of Appeal in Ordinary) 等の内閣總理大臣によつて任命せらるゝものを除いて大法官に於て之を任免する。即ち王座裁判部長を除く高等裁判所の判事 (Judges of High Court of Justice) 治安判事 (Justice of Peace) 州裁判所の判事 (Judge of County Court) を任免する権限を有し、更に刑事上訴裁判所 (Court of Criminal Appeal) 判事は高等裁判所判事たる王座裁判部判事の兼任する所であつて王座裁判長は大法官の同意によつて之を任命する。

(ニ) 議會召集の命令 國王が議會の解散を命じ新に選舉を命じ召集を命ずる場合には先づ之を大法官に命じ大法官は大法官王務院 (Crown Office in Chancery) をして全國に對しての州奉行其の他の選舉官に選舉の命令書を發せしめ貴族に對して召集狀を發せしめる。

(ホ) 國王の良心の保持者 (Keeper of king's conscience) としつ王室附屬の寺領 (living) を保管

大法官の地位

し王立病院王立學校を巡視する。

大法官は元來「國王の良心の保持者」たる地位を有する者であるから十四世紀中葉に至るまで皆僧侶が其の職に就いたけれども其後俗人も任命せらるゝやうになつた。而して今尙大法官たる者はローマンカトリック教徒たることを得ないこととなつてゐるのは是れ新教徒たる國王の良心の保持者たる地位に基く所以に外ならぬ。

大法官が昔時殆んど最高の機關であつて權勢之に並ぶものなかりし餘韻として大法官は今日に於ても千九〇五年の宮中席次表にすれば其の宮中席次は第二位であつてカンタベリー大僧正に次ぎ内閣總理大臣よりも上位である。

第六項 王璽尙書 (Lord Privy Seal)

王璽尙書の地位及權限

王璽尙書は内閣の閣僚であるが、行政長官とし管掌する何等の職務をも有しない。所謂尸位 (Sinecure) である。多くの場合政黨の幹部の一人にして行政的才幹はないけれども内閣の一人として輔弼者たらしむるに適する人物又は黨内の勢力關係から閣内に入るゝことを必要とする人物を以つて之に任ずる。

然るに國務大臣制度の發達する以前に於ては大法官と共に頗る重要な職務を有してゐた。最初國王の意思表示は大法官の保管する大璽 (Great Seal) を鈐したる大勅書 (Letter Patent) を以つてせざる限り無効であつた。然るに大法官は立法司法行政の各部門に亘つて雜多なる任務を有

し殊に十四世紀後半王法廳長官廢官となるや大法官は宰相 (Secretary for all departments) たる地位さへも有すると言はれ一々大勅書の發布に關與することが事實上不可能となつた。それ故大璽の外に王璽 (Privy Seal) と稱せらるる印璽の使用が初められ或は直接國民に對する意思表示に或は大法官に對する大勅書發布命令書に鈐せられた。之を保管し之を鈐する者を王璽尙書 (Lord Privy Seal) と言ふ。斯る國王の印璽の保管その捺鈐は單なる事務にとどまらずして重大なる政治的效果をもたらした。國王の印璽を鈐することによつて國王の意思表示が有効となる故之を保管し之を押鈐する者の責任を生じ而して責任ある者は權力を得ると言ふ原則に従つて政府内に於ける大法官若くは王璽尙書の責任と權力とは最も偉大なるものとなつてきた。然るに其の時既に國王の祕書 (Secretary) として國王の側近に奉仕し大法官の大璽又は王爾尙書の王璽を押捺すべき文書の作製に従事したる者が段々と勢力を得て十七世紀に於て國務大臣 (Secretary for State) となるや大勅書に對しても副署して其の責任を負ひ大勅書以外の國王の文書に對して國務大臣に於て副署し其の保管する御璽 (Signet) を鈐し國王の親署 (Royal Sign Manual) の後之を發布する所の所謂小勅書 (Royal Warrant) の形式をとることとなり王璽尙書の必要がなくなり遂に千八百八十四年王璽の押鈐の制を廢したが王璽尙書はその儘として存置した。斯して王璽尙書は其の本來の行政的職務を失つたのである。

第七項 新院 (New Boards)

新院の性質

王璽捺鈐制廢せらる

樞密院 (Privy Council) の中に出來た委員會が樞密院から獨立して (形式上は今尙樞密院の委員會 Committee であるけれども) 政府部内の行政廳と化したる者を舊來の大藏省 (Board of Treasury) に對し (New Boards) 即ち新院と言ふ。例へば商務院 (Board of Trade) 農務水産院 (Board of Agriculture and Fisheries) 教育院 (Board of Education) 地方院 (Local Government Board) (最近廢止) の如き即ち此である。此等新院は元來樞密院の委員會であつたと言ふ通性の外 (イ) 委員制ではあるけれども委員の會合は行はれないで専ら院の總裁 (President) が院の事務を行ふ。他委員は各自が其れ其れ其長たる地位を有する行政廳に専念して院には關與しない。(ロ) 各院から地方自治體に對して其の監督のため檢閱官を差遣する。(政府と地方自治體の間に中間官廳例へば府縣知事を認めないために其の補充として檢閱官制度を採る。)(ハ) 地方自治體と共同して假命令 (Provisional Orders) の發布や個人法案 (Private Bill) の發案を掌る。以下商務院、農務水産院、教育院に就て述べる。尙地方院は千九百十九年廢止せられて其の權限は新に設けられた保健省 (Ministry of Health) 保健大臣 (Minister of Health) の管轄となつた。

第一目 商務院 (Board of Trade) 商務院總裁 (President of Board of Trade)

商務院總裁は内閣の閣僚であつて内閣と運命を共にする。此の外商務院なる行政廳の長官である。以下此の後者の地位に就て論ずる。

商務院總裁

の地位

行政權の作用と組織

商務院の組織

商務院の組織 商務院はもと樞密院の一委員會であつた。今尙形式上は其の委員會であるけれども事實は獨立して政府部内の一省となつた。而して其の最高幹部の組織は委員制(Board-committee)である。其の委員は商務院總裁(President of Board of Trade)の外大藏第一尙書(The First Lord of Treasury) 國務大臣(Secretaries for State)大藏大臣(Chancellor of Exchequer) カンタベリー大僧正(Archbishop of Canterbury) 並に衆議院議長(Speaker of House of Commons)である。然るに此等の委員は其れ其れの主管する職務に専念し法律上實際上商務院の事務を行ふ者は商務院總裁である。

商務院總裁は各一人の政務次官(Parliamentary Secretary) 並に事務次官(Permanent Secretary)によつて補佐せられ其の下に一體の書記官を有する。

商務院の權限

商務院の權限 商務院の權限は大戦中種々の特別な職務を與へられ之を詳述することは困難であるが其の本來の權限を擧ぐれば大體左の通りである。(イ)統計に關する權限 内國商業外國貿易に關する統計を蒐集し之を發表する權並に之に基き商業上の問題につき他省に注意忠告を與ふる權、(ロ)登録に關する權限 度量衡の標準(Standards of weights and measures)の維持、株式會社の登録、特許(Patents) 並に商標(Trade marks)の審査並に登録船舶並に船員の登録(ハ)檢閲に關する權限 商船の續航能力、積荷能力、船員(officer)水夫(crew)の乗組狀態船裝狀態の檢閲、航海能力なき船舶の抑留權、海港監督、鐵道監督、鐵道船舶の事故災害の調査(ニ)許可權

鐵道會社の制定する警察法規(Bye-law)に對する許可、鐵道新設の許可、水ガス電氣の供給の企業に對する許可、電車輕便鐵道新設の許可並に之等に對する監督(ホ)破産事件に對し裁判所の管轄以外は總て商務院の權限で其のため檢閲官、調査官、收入官を置く。

商務院は更に立法權を有する。即ち以上述べたる諸權限中特に(ニ)の許可權の行使に當りては鐵道會社ガス會社電氣會社電車會社輕便鐵道會社等に對する監督のために此等の會社に對する規定をば假命令(Provisional Orders)を發布して制定することあり又は個人法案(Private Bill)の發案通過を計る。

第二目 教育院(Board of Education) 教育院總裁(President of Board of Education)

教育院總裁(President of Board of Education)は内閣の閣僚たると同時に政府部内の教育院(Board of Education)の長官である。

教育院の組織 教育院は元來樞密院の一委員會であつた。今尙形式的には其の委員會である。然し事實上樞密院から獨立して政府部内の行政廳となつたのである。従つて其の組織も亦委員組織である。千八百九十九年以後教育院の委員は教育院總裁、國務大臣、樞密院議長、大藏第一尙書、大藏大臣より成る。然し委員會は名義だけであつて實際教育院の職務を行ふ者は教育院總裁だけである。他の委員は其れ其れ各自の長たる行政廳の事務に忙しく教育院に關與する暇がない。教

教育院の組織

教育院總裁の地位

教育院總裁

教育院總裁の権限

育院總裁は一人の政務次官 (Parliamentary Secretary) によつて補佐せられる。

教育院總裁の権限は主として初等教育に對するものである。即ち

- (一) 補助金の交附 教育院總裁は毎年議會に於て議決せらるる教育法典 (Education Code) (十九) と稱せらるる制定法に規定せられてゐる條件をば初等學校が充分に果し且つ教育總監の任命したる檢閲官 (Inspectors) が出張して調査したる結果、これを承認したる場合には其の學校に補助金を交付する。

- (二) 學校檢閲官 (Staff of His Majesty's Inspectors of Schools) をして學校を檢閲せしめ (二十)
- 教師試験に關する規定を制定し師範學校 (Training College) 教員養成所 (Teachers-Seminary) の設立經營の権限、但し之等の事項に就ては毎年議會に報告することを要する。

- (三) 各州教育委員會 (Education Committee of County) (地方教育官廳) の開設に對する許可權
- (四) 教育院の有する制定法上の義務をば州に委任して行はしむることが出来る。

- 中等教育 (Secondary education) も其の政府よりの補助を受くる限りに於て教育院の監督に服する。大學教育亦同じ。たゞ初等教育に對する権限に比して頗る狭しと言ふことが出来る。(二十一)
- (五) 教育院は博物館中、ホワイトホール博物館 (Museum at White Hall) 並にサウスケンシントン博物館 (Museum at South Kensington) を管轄する。

第三目 農務水産院 (Board of Agriculture and Fishery) 農務水産院總裁

農務水産院總裁の地位

(President of Board of Agriculture and Fishery)

農務水産院總裁の地位
農務水産院の組織

農務水産院總裁は内閣の閣員たると同時に農務水産院なる行政廳の長官である。(二十二)

農務水産院の組織 農務水産院は元來樞密院の一委員會であり現在もその一委員會であるが實際上は獨立して政府の一省をなす。従つて其の組織も委員制である。即ち農務水産院總裁、樞密院議長 (Lord President of Council) 國務大臣 (Secretaries for State) 大藏第一尙書 (First Lord of Treasury) 大藏大臣 (Chancellor of Exchequer) ランカスター公領總裁 (Chancellor of Duchy of Lancaster) 等の委員より成る。但し委員制度は形式であり名ばかりであつて農務水産院の権限は農務水産院總裁が之を行ふ。農務水産院の職務は政務次官を置いて總裁を補佐せしむるほど重要ではない。其故農務水産院總裁は事務次官並に一體の書記官を其の下に置く。

農務水産院の権限

農務水産院の権限 農務水産院は左の各部 (Branch) に分れて種々の権限を行ふ。(一) 土地構圍並に公有地部 (Inclosure or Enclosure and Commons Branch) — 公有地並に其の構圍 (enclosure) (公有地を私有地として境界の柵圍を構ふることを掌る。(二) 公簿不動産並に十分一稅部 (Copyhold and Tithes Branch) — 相續財産並に十分一稅を掌る。(三) 側量、土地改良、排水部 (Survey, Land Improvement, and Land Drainage Branch.) (四) 法律部 (Law Branch) — 農務水産院に關する裁判に對して辯護士としての職務を司る。(五) 獸畜部 (Animal Branch) — 地方廳の家畜の疫病に對する監督権を行ふ。即ち家畜を積載する船舶其の陸上場、市場に對する檢閲、輸入家畜の陸

上並に檢閲に關する規則の制定(六)通報部 (Report Branch) — 農務院報告 (Journal of Board of Agriculture) を以つて農作試験の結果並に肥料の分拆等を公表する。(七)教育部 (Educational Branch) — 地方廳の農作森林に關する教育を監督し財政上の補助をする(ハ)統計部 (Statistical Branch) — 主として穀類の平均價格の算定並に其のロンドンガゼット紙に於ける公表、其他農業統計資料の蒐集、(九)會計部 (Accounts Branch) — 農務水産院の會計、豫算編成を掌り且つ十分一稅稅收を豫定するために必要なる表の作製(十)水産部 (Fishery Branch) — 水産に對する監督權を行ふ。

保健大臣

保健省の組織

第八項 保健省 (Department for Health) 保健大臣 (Minister of Health)

保健省保健大臣は千九百十九年の保健大臣法 (Ministry of Health Act) によつて設立せられたる新しい行政省である。

保健大臣は内閣の閣員であつて保健省の長官である。保健省は保健大臣の外一人の政務次官並に二名の事務次官より成る。二名の事務次官 (Two First Secretaries of Health Department) の中一名は更に二名の參與官 (Under-Secretaries) を選ぶ。此の外一體の書記官を其の下に置く。

保健大臣の權限

保健大臣は千九百十九年保健省新設と共に廢止せられたる地方院 (Local Government Board) の權限を繼承したる外種々の權限を負はしめられた。保健省の權限を列擧すれば次の如くである。

(一) 以前地方院の權限に屬したる事項 即ち(イ)貧民救護監督權 教區 (Parish) 其他地方廳の貧民救護法 (Poor Law) による貧民救護の監督(ロ)保健警察の監督 地方廳の衛生警察の監督(ハ)地方廳の地方債の消費に對する監督(ニ)地方廳より要求し來れる地方法 (Local Acts) (第二章第二節參照) 改正の調査(ホ)地方廳の會計に對する最高監督權(ヘ)地方廳より要求せられたる地方債起債の許可(ト)假命令の發布

(二) 國民健康保險 (national health insurance) に關する權限 國民健康保險とは十六歳以上七十歳以下の勞働者の疾病時の看護治療給養のために備主勞働者が保險料を支拂ふ保險であつて保健大臣の所管する所である。

(三) 養老年金寡婦孤兒に對する年金の管理權(以前商務院の保險委員會 Insurance Commissioners の任務たりしもの)

(四) 産褥前の小學校教師の健康幼兒の醫療上の監督、小學校兒童の健康に對する監督、助産婦に對する監督、少年法 (Children Act) によつて少年の生活を保護する權其の他一般社會の健康の維持増進に關する權限

勞働大臣

勞働大臣の地位

第九項 勞働省 (Labour Department) 勞働大臣 (Minister of Labour)

勞働省並に勞働大臣は千九百十六年の制定法 (The New Ministry and Secretaries Act) によつて新設せられた。勞働大臣は内閣の閣僚であつて同時に勞働省なる行政廳の長官である。

行政權の作用と組織

労働省の組織

労働省の組織 労働省は労働大臣各一名の政務次官 (Parliamentary Undersecretary) 事務次官 (Permanent Undersecretary) 並に一體の書記官より成る。

労働大臣の権限

労働大臣の権限 労働大臣の権限は(イ)労働交換法 (Labour Exchange Act. 1909) に基く労働の紹介取引に關する事務、(ロ)労働争議調停法 (Conciliation Act. 1896) による労働争議の調停權、(ハ)國民保健法 (National Insurance Acts. 1911 to 1918) による失業保險 (Unemployment Insurance) を管理する權限。

年金省

第十項 年金省 (Pensions Department) 年金大臣 (Minister of Pension)

年金大臣の地位

年金省並に年金大臣は千九百十六年の制定法 (the Ministry of Pensions Act) によつて新設せられた。

年金省の組織

年金大臣は内閣の閣員たるのみならず同時に年金省なる行政廳の長官である。

年金省の組織

年金省の組織 年金省は年金大臣一人の政務次官 (Parliamentary Undersecretary) によつて補佐せられ其の下に一體の書記官を置く。

年金省の権限

年金省の権限 陸海軍士官兵卒の年金は以前は陸軍參議會 (Army Council) 海軍參議會 (Board of Admiralty) 若くはチエルシア病院委員會 (Commissioners of Chelsea Hospital) によつて所管せられたが年金省新設の後年金省に於て所管することとなつた。

法務官

第十一項 法務官 (The Law Officers)

法務官の種類

英國に於ては特に司法省とも言ふべき司法行政の統一的な官廳はない。司法行政に關する事務の一部は大法官により一部は内務大臣によつて行はれる。而して一部は所謂法務官によつて行はれる。英國學者が特に法務官 (Law officers) と呼ぶものは

大訴師 (Attorney General)

大狀師 (Solicitor General)

スコットランド檢事總長 (Lord Advocate for Scotland)

スコットランド大狀師 (Solicitor General for Scotland)

であつて何れも内閣と其の運命を共にし何れも衆議院に議席を有する。

大訴師の地位

大訴師は國王の大璽 (Great Seal) を銜したる大勅書 (Letter Patent) によつて任命せられ通常は内閣の閣員たられども場合により閣員たることもある。大訴師は左の如き權限を有する。

(一) 政府や各省に對する最高の法律顧問である。

(二) 國王に關する民事事件に對して國王を代表して法廷に立つ。權利請願の受理に對して意見を申述べる。

(三) 國王の慈善寄附、財産を擁護するため必要な時は法廷に出廷する。

(四) 刑事事件の訴追 (prosecution) は元來被害者、警察官吏又は警察署屬狀師 (Solicitor to Local Magistrate) の手によつて行はるるを常とする。而して公訴の提起は大陪審員 (Grand jury) によつて

檢事總長と大訴師

なされ其の訴追は以上の者を以つてなさるゝ故、我國に於けるが如く検事の必要はない。然し若干の犯罪は其の公益上の重大性に鑑み特別なる訴追機關をして訴追せしむることとなつた。即ち千八百七十九年並に千八百八十四年の制定法(42/43 Vict. c. 22; 47/48 Vict. c. 55)は大藏省狀師(Solitor to Treasury)を以つて同時に検事總長(Director of Public Prosecution)として若干の代表者(Assistant Directors)を附屬せしめた。而して検事總長の行爲に關する規則は大訴師が法官並に内務大臣の賛成を得て制定することとなつた。次で千九百八年の制定法(3 Edward VII c. 3)は検事總長を大藏省狀師より獨立の機關たらしめた。千八百八十六年の勅令によれば検事總長若くは其の代表者が訴追しなければならぬ事件は

- イ、死刑に當る犯罪
- ロ、貨幣並に破産に關する犯罪
- ハ、内務大臣若くは大訴師より訴追を命ぜられた事件
- ニ、公共の利益に本質的に關係ある事件

である。而して大訴師は検事總長並に其の代表者の訴追行爲に對して一般的なる監督權を有する。
 (五) 議會に於て政府の行爲の合法性並に法案に對して法律上の説明を加ふる。
 (六) 貴族院の特權委員會(Committee of privilege in Lords)に於て決せらるゝ貴族の要求權の確定に對して法律上の援助を與ふ。

大狀師の地位
權限

スコットランド
長
スコットランド
大狀師

法務官の地位

工務院
工務院の由
來及組織

(七) 特許權(Patent)に對する審査權

大狀師は閣員ではないが政府の一員として内閣と運命を共にする。大狀師は本來大訴師の補助者であり大訴師と共に政府に對して法律上の共同意見を呈し大訴師空席となつた場合には大訴師となることを例とする。

スコットランドには大訴師大狀師と相似た地位を有するところのものがある。即ちスコットランド検事總長(Lord Advocate for Scotland)並にスコットランド大狀師(Solitor General for Scotland)即ち是である。兩者は共に内閣の閣員ではないが議會に議席を有し内閣と運命を共にする。

法務官は議會に於て相當名譽を得たる辯護士の曉望する所の地位である。蓋し其の俸給の高額なること(但し法務官として在職中辯護士としての職務を行ふことができぬ)並に高位の裁判官缺員を生じた場合には、優先的に之に補せらるゝ特典を有するからである。

第十二項 工務院(Board of Works)

工務院は前に述べた新院の如く樞密院の委員會から發達してきたものではない。元來千八百五十二年以前は森林委員會(Commissioners of Woods and Forests)が公有土地建造物を管理してゐたが千八百五十二年森林土地收入委員會(Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues)と工務院(Bords of Works or Commissioners of His Majesty's Works and Public Buildings)と

工務院總裁
の地位権限

が設けられて森林土地よりの収入は前者之を掌り公園宮殿其の他の建造物の造営維持は後者之を掌ることとなつた、而して前者は大藏省従属の行政廳として政變に關せず後者は獨立の行政廳として其の長官は政變と共に代ることとなつた。

工務院は商務院に倣つて組織せられたる委員會である。而して其の委員は第一委員 (First Commissioner) 國務大臣並に商務院總裁より成る。然し其の幽靈委員會なることは商務院と同様であつて工務院の事務は委員の一人たる第一委員が之を行ふ。即ち第一委員は工務院總裁である。工務院總裁は内閣の閣員たることは稀であるけれども政府の第一委員として内閣と其の進退を共にする。工務院は政治上重要な地位を占めてゐないため政務次官を附置しない。工務院は公園公共建造物造営に對する契約金の支出に就ては大藏省の同意なくして之をなすことができぬ、其の上大藏省は工務院の事務官を任命する権限さへも有してゐる。其故大藏省と工務院との關係は極めて密接である。

第十三項 遞信省 (Post Office) 遞信總監 (Postmaster General)

遞信省
遞信總監の
地位

遞信總監は遞信省の長官である。内閣の閣員たることは極く稀であるけれども政府の重要な行政長官として内閣と其の進退を共にする。千八百三十七年に至るまでは全く政務官としての地位を認められたが貴族院に議席を有するのみで衆議院の議席は之を有することができなかつた。其の後衆議院に議席を有することを許された。これ遞信總監の如き重要な収入權を有する行政

遞信省の組
織
遞信省の權
限

官として議會の掣肘の外に置くことは立憲主義の思想に反するからであつた。(三十三)

遞信省は遞信總監の外一體の書記官より成り特に政務次官並に事務次官を置かぬ。
遞信省の權限 遞信總監は收入官廳として及び通常の行政官廳としての權限を有する。前者の地位に於ては郵便、電信、電話、郵便貯金等の公企業よりの収入を取扱ふものである。而して收入官廳としては大藏大臣の監督に服し郵便料金の決定、郵便を依託せられた船舶其の他に對する補償、用地の購買又は賣却、電報電話事業の免許等に關して大藏大臣の許可を受けなければならぬ。郵便爲替 (Money Order) 郵便貯金銀行 (Post Office Saving Bank) 電報電信郵便に關する規則を制定するには大藏大臣の許可を必要とする。通常の行政官廳としては大藏大臣の監督に服しない。即ち手紙書籍小包郵便爲替等の郵便事業、電信電話の通信事業、郵便貯金銀行の經營を初めとし私人又は地方官廳に對して免許したる電信電話の監督等である。

第十四項 ランカスター公領總裁 (Chancellor of Duchy of Lancaster)

ラスカスター
公領總裁
ランカスター
公領總裁
ノ地位

ランカスター公領總裁は内閣の閣員として閣議に列するの外國家の行政長官たる地位を有しなす。即ち戸位 (Sinecure) である。但し國王の天領たるランカスター公領 (國王がランカスター公として私領する土地) に關して國王の代表者として之を支配する。其の本來の職分より言へば皇室の機關であるけれども俸給は國家より受け且つ非公式機關ではあるけれども國家の最も重要な機關たる内閣の一員である。

スコットラ
ンド大臣

スコットラ
ンド大臣の
地位

第十五項 スコットランド大臣 (Secretary for Scotland)
スコットランド大臣は必ずしも内閣の閣員たることを要しないが兩院の何れかに席を有して内閣と其の進退を共にし且つスコットランドの行政に關する行政長官である。

スコットランド大臣は千八百八十五年の制定法 (48/49 Vict. c. 61) によつて百四十年間中絶の後再び設けられた。次で其の翌々年の制定法 (50/51 Vict. c. 52) によつて主としてイングラントに關する英國國務大臣の權限職務に對應すべき權限職務がスコットランドに關してスコットランド大臣に與へられた。(二十四)而して其の以前樞密院、内務大臣、大藏大臣、商務院、教育院、地方院等によつてスコットランドに對して行はれた行政權がスコットランド大臣の管轄に歸することとなつた。スコットランド大臣は其の管下のスコットランド地方院、スコットランド教育院の總裁を兼ねてゐる。尙スコットランド大臣はスコットランド御璽尙書 (Keeper of his Majesty's Seal for Scotland) として印璽行政に當る。(二十五)

第四節 行政官

行政官の種
別

第一項 行政官の種別

行政官は種々の標準によつて分類することができる。其中憲法上必要な分類は次の二つであ

政務官と事
務官

官廳と文官

官廳たる行
政官の任命

(イ)政府の更迭と運命を共にする行政官と政府の更迭に關係なく長く在勤する行政官とに分つ。前者は多く議會に議席を有し且つ政府對議會の問題に責任を有する。此を政務官 (Parliamentary Servants) と言ひ各省大臣、政務次官其の他所謂 ministry に屬するもの即ち是れである。後者は國王によつてのみ任せられ議會の干渉を受けない故事務官 (Servants of Crown) と言ふ。此の區別は其の何れも國王の大權によつて任免せらるゝことを妨げぬ。蓋し事務官はもとより政務官と雖も國王の大權による外之を形式的に任免することができないからである。(二十六)

(ロ)官廳としての權限 (right of office) 即ち發表機關たる地位を有する行政官と單に文官たる權限 (right of civil service) を有する行政機關とに分つ。前者は獨立に行政權の意思を國民に對し又は他の機關に對して發表し以つて其等を拘束することができる。即ち行政官廳たる行政官である。後者はたゞ參與機關たるのみ即ち一般に文官と稱せられるものである。(二十七)

以上二種の分類中後の分類を主として述べその中に前の分類をば併せ述べる。

第一目 官廳 (Office) たる權限を有する行政官

官廳たる行政官は國王の自由任用である。國王の指名によつて任命する。勿論國王の指名には多少の前提要件を要するけれども其の條件を具へてゐるものが當然官廳たる行政官となるものではない。法律上之を採用すると否とは國王の自由である。(實際上は之を採用しないことは困難な場合がある。例へば内閣辭職の場合反對黨の首領、及び其の推薦する反對黨幹部を新政府に拒絶

官廳たる行政官の免官

することは事實上不可能である。)

官廳たる行政官は大勅書 (Letters Patent) により又は小勅書 (Royal Warrant) により若くは印璽の手交によつて任命せられる。ある者は善良なる行跡の間 (during good behaviour) 其の職を免ぜられざる終身官として任命せられ、ある者は國王の任意の間 (during pleasure) 在任せしめらるゝ非終身官である。されば其の免職の理由形式も亦之に従つて區別せられる。

大勅書 (Letters Patent) を以つて任ぜらるゝ終身官の免職は常に *Seire Paicus* と言ふ裁判手續によつて國王之を命ずる。終身官中大勅書を以つて任命せられない者も一種の裁判 (高等裁判所の王座裁判部に於てなさるゝ *Mandamus* と言はるゝ裁判) の結果によりて國王之を命ずる。何れの場合に於ても免職の理由は善良ならざる行爲即ち職務上の義務違反、懈怠、又は重罪又は叛逆罪に對する刑の言ひ渡し等である。特に重罪又は叛逆罪によつて刑罰を課せられた時には其の事實のみによつて免職となる故前記の *Seire Paicus* 又は *Mandamus* の手續を要しない。終身官でない行政官の免職は國王の任意に行ふ所であつて其の形式も國王若くは其の代表者 (大臣其他) より當該官の後繼者の指名あれば單に其の事實のみによつて免職が決定せられる。官廳たる行政官の内中央諸官廳の主なる者特に政府の各行政長官は政務官であつて事務官たる者は甚だ少ない。(二七八)

第二目 一般文官 (Civil servants) たる行政官

文官と事務官

恒久的文官

恒久的文官の任命

國家試験

一般文官たる行政官の中に於て最も多數を占むる者は事務官である。政務官たる一般文官 (*Parliamentary civil servants*) は各省政務次官、大藏省小卿、其他若干の小數であつて其の外殆んど總て事務官である。事務官にして一般文官たる者をば恒久的文官 (*Permanent civil servant*) と言ふ。

恒久的文官 (*Permanent Civil Servant*) は各省の事務次官書記官 (*Clerk*) 等である。恒久的文官は原則として文官試験に及第し文官試験委員會 (*Civil service commission*) より其の證明書を得た者のみを以つて任ずる。但し文官試験に及第すべき能力を以つては其の職務を遂行することのできないやうな行政官—技術官—は大藏大臣の同意を以つて各行政長官に於て國家試験を及第せざる者の中から任命することができる。

國家試験委員は二名の委員 (*Civil Service Commissioners*) 若干の書記官 (*Clerks*) 試験官 (*examiners*) 並に一人の登録官 (*register*) より成る官廳であつて、恒久的文官志望者に就て次の諸項を審査する。

- イ、文官試験並に各省長官の合議によりて定められ且つ大藏大臣の同意を得たる試験規則 (*Regulations*) に従つて其の學術上の能力を試験する。
- ロ、各省特定の最低年齢及び恒久的文官の各階級 (高等文官 *first division clerk* 普通文官 *second division clerk*) 特定の最低年齢に従つて志望者の年齢を審査する。

普通文官と
高等文官と

ハ、身體検査
恒久的文官は高等文官と普通文官とに分つ。普通文官試験に合格した時は文官試験委員會より其の適當と判断する省に送り、一年間の見習 (Probation) を過さなければならぬ。高等文官の試験に合格した者は二年間の見習期間を経なければならぬ。(二十九)

第二項 行政官の權利義務

行政官の義務

行政官は法律に定められたる權限を遂行しなければならぬ。即ち職務これである。職務を規定する法律は必ずしも制定法たることを要しない。勅令 (Order in Council) を以つても規定することができ、行政官は個人としての行爲に對しては勿論行政官として其の職務を行ふ場合に於ても若し其が法律違反であれば裁判所に於て民事刑事の責任を負はしめらるゝことを免れぬ。假令其が上長官の命令又は國王の命令によつた場合でさへも之を以つて抗辯の理由とし自己の責任を免るゝことはできぬ。此處に英國行政官の特殊なる地位が在る。要するに官僚主義を排して國民の自由權利のため法の支配の原則を徹底せんとしたる結果に外ならぬ。此れあるため初めて英國臣民は官權の不法侵害を防ぎ之に對抗することができ、刑事上の責任を負はしめらるゝ原因は一般の犯罪行爲は勿論特に職務(權限)行使に關して收賄 (corruption) 凌虐 (oppression) 拷問 (extortion) 公機漏洩等である。但し公機漏洩は單に外交關係に限られてゐる (52/53 Vict. c. 52 B. 13)

行政官と法の支配

8)。民事上の責任を負はしめらるゝ原因は一般臣民の負ふべき責任は勿論、職務行使に關して法律に違反して臣民に損害を與へたる事實あれば其の責任を負はなければならぬ。

民事上の責任は其の行爲者のみならず更に斯る行爲を積極的に命令したる上長官も亦之を免るゝことができぬ。但し單に部下の監督不行届のために民事責任を負はしめらるゝことはない。

行政官に對する責任の例外

行政官は法律違反の行爲に對して責任を負はしめられぬ例外の場合がある。

(イ) 判事に非らずして一種の裁判行爲を行ふ行政官は其の判決に對してある程度の民事上の無答責の特權が認められる。判事であれば判決が權限内でさへあれば(形式さへ整つておれば)其が悪意で行はれても絶対に責任を負はない即ち絶対的無答責であるけれども此準裁判官的行政官は當事者の一方と特殊の關係なく且つ其の裁決が悪意でないときに限り無答責である。又準裁判官的行政官の民事上の無答責は其の權限行使に對する要件例へば合議制であれば其の組織や議決に關する規則又は自己の關係する問題に就て裁決することの禁止又は當事者の審理に關する規則等を充分格守したる上でなければ認められぬ。

武器使用

(ロ) 武器の使用 行政官は武器を使用する場合が少くない。而して日本や其の他の國では行政官の武器使用は特別の規定を設けて其の責任を一般臣民より軽くしてゐる。英國に於ては行政官の武器使用は一般臣民と全く同様、公共の利益を防禦するために止むを得ざる場合に限つて無答責である。内亂暴動等の場合には行政官も一般臣民も共に武器を採つて之を鎮壓する權利があ

判事に准ずべき行政官の免責特權

國家行爲に對する特權

り且つ義務がある。

(一) 國家行爲(Acts of State)に對する特權 國王の代表者たる文官又は武官によつて外國人に對してなされたる身體又は財産に對する不法行爲であつて國王から承認せられたる場合には之を國家行爲と言ふ。而して國家行爲をなしたる官吏は其の爲めに裁判所に訴へられ法律上の責任を負はしめらるゝことがない。

官憲保護法

(ニ) 官憲保護法による特權 法律上の無答責ではないが一種の裁判上の特權が千八百九十三年の制定法たる官憲保護法 (Public Authorities Protection Act. 56/57 Vict. c. 61) によつて承認せらるゝに至つた。即ち官吏が職務の遂行上又は法律上なすべき行爲なかつた不作爲に對して訴へられた場合には左の特權を有する。

a、訴は六ヶ月を以つて時効にかゝる。訴へらるべき行爲が連続的である場合は出訴時効は其の最後の行爲の止んだ時から計算する。

b、訴へられた官吏の勝訴に歸した場合には出訴人は裁判費用を辨償しなければならぬ。

c、官吏に對して損害賠償の訴を提起せんとする者は官吏が損害を賠償する機会を與へたる一定の猶豫期間六ヶ月を経たる後でなければ之を提起することができぬ。其間に於て官吏は損害賠償を提供することができぬ。若し官吏の提供したる額を以つて満足しないで敢て訴を提起し而も裁判所の判決したる賠償額が官吏の提供したる額に及ばなかつた場合には訴訟費用は出訴人の負擔となる。猶豫期間を與へずに出訴したる場合亦同じ。

但し地方官廳が出訴人である場合には官憲保護法は適用せられぬ。

行政官の特權

行政官の特權

行政官は法律によつて定められた職務を行ふ權限を有する外左の如き特權を有する

(一) 年金權(Right of Pension) 行政官のみならず總ての官吏は年金を受くる權利を有する。而して年金は制定法 (50/51 Vict. c. 67; 22/23 Vict. c. 26; and 4/5 Will. II c. 24) により規定せられなければならぬ。

年金とは官吏が退職後與へらるゝ給與金であつて(イ)通常の恩給 (Super annuation allowance) (ロ)一時賜金(退職に際して與へらる給與金 compensation allowance) (ハ)扶助料(官吏の寡婦並に孤兒に對して與へらる給與金 Compassionate allowance) の三種より成る。此等の年金は一定の在職年限を要し又は在職したる年限によつて其の額を定める。在職年限は必ずしも繼續的なるを要しない。通算したる年限である。内閣と其の運命を共にする行政官即ち政府(ministry)に屬する官吏は政務官年金法 (Political Offices Pension Act 1869. 32/33 Vict. c. 60) によつて特別な年金が與へられてゐる。但し大法官 (Lord Chancellor) 大訴師 (Attorney General) 並に大狀師 (Solicitor General) には適用がなす。

(二) 俸給權

- (一) Lowell, Government of England Vol. I. 79.
- (二) 官吏銓衡長官は院内幹事長たるの外行政官として或る種の官吏の銓衡権を有する。
- (三) 大蔵省狀師は相続人不明の遺産の國家沒收に關する事務並に道德擁護者 (King's Protector) として既に判決を受けたる離婚に干渉して其の判決を破棄せしむることが出来る。
- (四) 内務大臣の権限に就ては主として (Anson) Law and Custom of the Constitution Vol. II. 14ff the Home) 參照。
- (五) 外交使節の接受は外交使節に治外法權を與ふることであるから重大なる問題である。外交使節の治外法權は本國代表とも言ふ職責を完からしめ且つ其の代表する本國に對する榮譽のために外ならぬ。英國に於ける外交使節に對する治外法權は一部は普通法一部は制定法例(ば外交特權法 (Office Diplomatic Privilege Act 1708) によつて定まつてゐる。
- 一、外交使節の刑事上の無答責、但し叛逆罪に當るべき行爲をなした場合には之を逮捕して拘禁した場合はあつた。
- 二、民事上の無答責、外交使節は民事上訴追を受けない。但し破産法の規定する商人である場合には此の限りでない。又外交使節が自から裁判所に出頭する場合、若くは本國元首の許可を得たる場合には民事上の訴追も差支なしとせられてゐる。
- 三、外交使節の隨員並に其の從者に對しては民事上無答責の特權が認められてゐるが刑事上は無答責でない。
- 四、外交使節の居宅の治外特權は外交使節が刑事上無答責の特權を失つたときには失はれる。隨員又は從者の住宅の治外特權は之等の者が犯罪を犯したときには其の特權を失はれる。
- 五、外交使節は關稅並に居宅につき課稅せられない、隨員につき亦同じ。
- (六) 領事裁判とは一國が他國の裁判制度を以て不充分となし他國在留中の自國民に對し自國領事をして裁判せしむる制度である。英國は支那ペルシャ、トルコ等の獨立國に於ては條約により其の他英國の保護國に於ては其の宗主權に基き領事裁判權を行つてゐる。領事裁判所の組織並に權限に就ては勅令 (Order in Council) を以て之を定むることが出来る。
- (七) 陸軍省が千九百四年以後軍の統帥行政一切の事務を掌り陸軍大臣が一切の軍事に就て責任を有することとなり従つて

- 議會が編成のみならず統帥に對してまで監督權を及ぼすことのできるやうになつたのは實にクリミア戰爭から南阿弗利加戰爭までの間に於ける兩者の抗爭の結果であつた。クリミア戰爭に於て陸軍の活動思ふに任せなかつたのは實に陸軍内の諸權力對立抗爭のためであつた。されば戰後大改革を加へたが結局陸軍大臣の外に機會に責任を有しない總司令官 (Commander in Chief) を置かざるを得なかつた。此は國王が軍の指揮を以て國王の特別な大權であつて議會の監督の外におかんだため軍の指揮權に陸軍大臣より獨立なる地位を與へんとするものに外ならぬ。然るに陸軍大臣の權力は寧ろ總司令官の其に劣り後者は廣汎なる權限を有して當時の殆んど主要なる軍職の全部は彼に對して責任を負はなければならなかつた。千九百九十五年自由黨内閣キャンペルバーチーマン陸相は大いに改革を加へんとしたが遂に果さずして政變に會つた。次で保守黨ランズダウン卿が陸相となるや若干の改革を加へたが尙總司令官の權限は頗る大であつて陸軍省の各局に對して直接の監督權を行つたのみならず、當時の總司令官ウオルセイ卿は總司令官の權力を益々強大ならしめ眞に國軍の首長ならしめ而も議會に對して責任を負ふべきでないことを主張した。然るに之に對する陸軍大臣の反駁はよく兩者の不統一を示すものであつた。斯して南アフリカ戰爭に於ける軍器軍需品未曾有の不完全さが曝露せられて此の罪は専ら陸軍大臣と總指揮官との間に於ける不統一に在りとせられ千九百〇三年委員會が組織せられて陸軍省改革を審議することとなり其の報告は千九百〇四年の勅令によりて採用せられて現行の陸軍參事會制度となり、其の中に參謀總長を加へて軍の編成、統帥共に陸軍大臣の責任とするに至つた。
- (八) Statements Year-Book 1930 其の沿革に就て Anson a.a.O Vol. II 165ff.
- (九) 正規軍は軍規並に軍法會議即軍事法 (military law) に服する。邊疆軍は訓練期間 (一ヶ年八月乃至十五日) 並に合體結成 (embandment) の期間中之に服する。合體結成とは國家危急の場合州聯合の監督を離れて各地方より集合して一團をなすことを言ふ。合體結成は國家の危急の場合を除いては議會の承諾によつてのみ之を行ふことができる。
- (十) 上官の命による行動でも其が法律違反である場合には通常裁判所に於て責任を糾斷せられる、其故英國軍人の地位は頗る困難である。即ち上官の命に従はんか通常裁判所に於て罰せらるべく、さればと言つて上官の命に服しなかつたならば上官不服從の罪によつて軍法會議に於て糾斷せられる。斯る苦境の唯一の脱出法は先づ上官の命に服從して

行爲し然る後に通常裁判所に關する限に於ては國王に恩赦權の發動を求めて其の責任を免るゝことである。

(十一) 軍法會議には四種ある

- 一、聯隊軍法會議 (Regimental Court Martial) 一年以上在勤したる將校三人以上より成り裁判長は大尉、管轄は四十二日以下の禁錮に當る犯罪、但し將校を審理する能はず (Army Act S. 47)。
- 二、地方軍法會議 (District Court Martial) 一年以上在勤の將校三人以上より成り裁判長は佐官、管轄は二年以下禁錮に當る犯罪、但し將校を審理する能はず。
- 三、一般軍法會議 (General Court Martial) 三年以上在勤の將校五人以上より成り裁判長は佐官、管轄は前二つの軍法會議の管轄以外の管轄、將校たると兵卒たるとを問はぬ。即ち將校に對しては死刑、徵役、又は禁錮に當る犯罪兵卒に對しては死刑、徵役に當る犯罪。
- 四、野戰軍法會議 (Field Court Martial) 野戰又は海外に於て一般軍法會議召集不可能の場合召集せらるゝ特別の軍法會議である。

軍法會議の判事は事實並に法律に就て審理する、判事は公平審理を宣誓することを要する。軍法會議の判決は陸軍法に定められたる官憲によつて確認せられざる限り之を執行することができぬ。軍法會議に於て處罰せらるべき行爲は怯懦、哨兵勤務中の睡眠、上官反抗等を最たるものとする。證人は宣誓を要する。通常臣民にして證人出廷を拒んだものは通常裁判所に通知して法廷侮辱 (Contempt of court) として處斷せられる。

(十二) 印度の統治は久しく東印度會社の支配する所であつたが、千七百七十三年英本國議會が之に對し監督權を行ふこととなつた、更に千七百八十四年ピット内閣は制定法によつて監督局 (Board of Control) を設け商事に關しては從來通り東印度會社の權限を承認するも統治權は之を奪つた。此處に所謂二頭支配の端を開いた。監督局は六人の委員 (Commissioners) よりなり一人は監督局長官であつて内閣に列すべく尙一人は大藏大臣たることを要する、此と同時に監督局の外に三人の委員よりなる秘密委員會 (Secret Committee) が任命せられ監督局の命を印度に傳達することとなつた。然るに印度兵亂後千八百五十四年遂に二頭支配を廢して印度は全く國王の支配に歸した。而して此の目的のため印度大臣が設けられた。

(十三) 印度は英國海外領土の中で最も優勝なる地位が認められてゐる、千八百七十六年の制定法は印度を帝國 (Empire) と看做し英國國王を以て同時に印度皇帝 (Emperor of India) を兼ねるものとした。然るに此は形式的優勝たるにすぎぬ。事實は印度は英國の植民地たるにすぎぬ、而も其の憲法上の地位よりすれば自治領植民地に劣るとも優れてはゐない。

(十四) 海軍參議會は千七百八十八年以後其まで海軍卿 (Lord High Admiral) の有したる權限を行ふために創設せられた委員會であるが委員は同時に海軍省内の局長であるから執行官を兼ね恰も國務大臣が行政大臣であることと趣を一にする千九百四年陸軍改革法 (Reformation of Army Act) によつて設けられた陸軍參議會も海軍參議會を其の模範としたものである。

- 一、何れも軍人に非ざる者を以て議長としてゐる。
- 二、何れも參與機關たること
- 三、何れも毎週一回召集必要あれば議長之を召集すること
- 四、參議會は何れも重要政策のみに就て決定すること
- 五、參議官は同時に省内局長として參議官の議決を執行すること等に於て全く同一である。

(十五) 海軍々人の徵集は強制徵集でも差支はないが現行制度としては契約即ち志願兵制度である。此の點に就ては Broom, Constitutional History 113; Charner-Asquith, Outlines of Constitutional Law. 163; May, Constitutional History Vol. III. P. 224; Anson, Law and Custom of English Constitution Vol. III. 183—181. 參照。強制徵兵は大權である、然るに次の如き制定法によつて確認せられた。(2) Richard II c. 4; 2 and 3 Phil. and Mary c. 16; 2 and 3 Anne c. 6; 4 and 5 Anne c. 19; 7 and 8 Will. III c. 21)

(十六) Charner-Asquith. a. a. O. 164.

(十七) 軍規並に軍法會議は大權に基いて發せらるる司令官の命令によつて規定せられてゐたが長期議會は之を廢して制定法を以て規定した。(13) Car. II c. 9) 其の後千六百六十一年千七百四十八年千七百四十九年の立法を経て遂に千八百六十六年に海軍軍規法 (Naval Discipline Act 18. 6. 29 and 30. Vict. c. 109.) によつて規定せられた。此の法によれば

は艦隊司令官は三ヶ月以内の禁錮を以て軍規違反者を罰することができる。海軍々法會議(Naval Court Martial)は被告の身分によつて異なるも五人以上九人以下の判事により總ての種類の犯罪を審理する所の一般軍法會議(General Court Martial)である。此の外陸軍軍法會議と大體に於て同様である。

(十八) 大法官は立法司法行政に亘りて廣い範圍の權限を有してゐる。此は其の由來する所が頗る遠い。大法官(Chancellor)は Cancelli 即ち衝立と言ふ義である。即ち國王の衝立の後にあつて國王の任務を補佐したのである。而してヘンリ三世の時王法廳長官 (Justician of Curia Regis) の制廢せらるゝや大法官は之に代つて恰も宰相の如き地位が與へられ大璽を保持し王室禮拜堂の主任禮拜僧となり國王の信仰の保持者として權威並ぶものがなかつた、然るに十六世紀頃より國務大臣の制發達するや其の地位は漸次昔日の權威を失つた。

(十九) 初等教育は州の義務であつて政府は補助金を交附する。教育法典の制定は千八百六十一年 (Robert Lowe) に初まる。當初は檢閱官が小學校に出張して教師と生徒とを試験して結果に基き補助金を交附した。之を成績による補助金支辨 (Payment by results) と言つた。然るに千八百九十七年には之を廢し同年の教育法典には教程 (Curriculum) を規定し之に従つて授業したものと檢閱官に於て認定した場合に補助金を交附することとなつた。

(二十) 千八百三十二年教育檢閲制度設けらるゝや教會の經營する學校にまで干渉することとなつたので教會は大に反對した。千八百四十年八月教育委員會に命令を發して教會設立の學校の檢閲は兩大僧正の同意 (Concordat) を經てのち之を行ふことができることとした。千八百七十年グラッドストーンは制定法を以てコンコルダートの特權を廢し總ての初等學校は檢閲に服すべきこととした。

(二十一) 中等教育に關しては初等教育と共に Lowell, Government of England Vol. II 295ff を參照

(二十二) 千八百八十三年樞密院内に農業利益を監督するために樞密院議長ランカスター公領總裁外六人の委員より成る委員會が設けられた。尙千八百八十二年より土地委員會 (Land commissioners) (十分一税 tithe 並に土地構圍 enclosure に關して權限を有す) なるものがあつた。此の兩委員會が千八百八十九年合して農務院 (Board of Agriculture) になり千九百三年水産監督權をも得て農務水産院 (Board of Agriculture and Fishery) となつた。

(二十三) 逓信總監は十六世紀宮中郵便長官 (Royal Post master) に初まる。スチュアート初期公共一般の郵便制度が布か

れたが未だ獨立の行政官は置かずに一人又は數人の國務大臣が之を管掌した。千七百十年逓信總監が設けられたが當初はイングランド郵便長官とアイルランド郵便長官とが其の共同機關であつた。千八百三十一年遂に單獨制逓信總監が設けられた、逓信總監はアン女皇の官吏法に所謂千七百七年以後の新官職として政務次官たることを禁ぜられたが千八百三十七年郵便獨占法によつて政務官たることを許され貴族院に議席を有することを許されたが千八百六十六年の制定法 (29 and 30 Vict. c. 55) によつて衆議院に議席を有することも許された。

(二十四) スコットランド統一後スコットランド大臣によつて行政を行使せられたが千七百四十六年遂に廢止せられた。千七百八十二年内務大臣がスコットランドの行政を行ふこととなりスコットランド檢事總長 (Lord Advocate) 之を補佐することとなつた。千八百八十五年スコットランド省が新設せられ新にスコットランド大臣が任命された。

(二十五) スコットランドには此の外

スコットランド檢事總長 (Lord Advocate)

スコットランド大狀師 (Solicitor General for Scotland)

スコットランド財務長官 (King's and Lord Treasurer's Remembrancer in Scotland)

等の大官が配せられてゐる。

(二十六) Lowell, a.a.O. 141ff

(二十七) Hatschek, a.a.O. 141ff

(二十八) Hatschek, a.a.O. 141ff

(二十九) Lowell, a.a.O. 145ff. Hatschek, a.a.O. 142.

立法権の意義

立法権とは議會 (Parliament) の権限を指す。勿論斯る形式的意義に於ける立法権の外に廣く法規の制定を以つて立法権であるとする實質的意義の立法権もある。形式的意義の立法権と實質的意義の立法権とは其の範圍を等しくしない。本書は英國憲法學者の多數の者に従つて形式的意義の立法権の組織と作用を述べる。前に述べた形式的意義の行政権の組織と作用 (前章) 並に後に述ぶべき形式的意義の司法権の組織作用と今此處に述べんとする形式的意義の立法権の作用組織とを合すれば國家統治権の組織と作用とを一應概述することとなるのである。(一) 形式的意義の立法権の組織と作用とは議會の組織と作用である。

第一節 議會の本質

議會は國法學上代表的直接機關である。即ち(イ)議會は國家機關である。英國憲法學者は議會が主權 (Sovereignty) を有することを主張し一見恰も議會が統治権の主體たるかの如き感を起さしめる。(二) 然るに所謂議會の主權は議會が立法上最高の権限を有すると言ふ意味であつて、統治権の主體と言ふ意味ではない。統治権は國家のみ之を有する、議會は機關として立法権を行ふの

議會の本質

議會は國家機關なり

議會は立法機關なり

み。(ロ) 議會は立法機關である。議會は單に (Parliament) とも言ふ。此は通常衆議院 (House of Commons) と貴族院 (House of Lords) とを指す。此の意味に於ける議會は立法権の參與機關であつて兩者の意思決定だけでは國民を拘束することはできぬ。未だ立法行爲は完成せられない。國王の裁可 (Assent) があつて完成するのである。兩院と國王と合せて (King in Parliament) と言ふ。而して場合によつては (King in Parliament) をも議會 (Parliament) として論述することもある。此の意味に於ける議會は單に參與機關ではなくて發表機關として立法権を行ひ之を外部に發表し國民を拘束せしむるのである。故に議會 (Parliament) の意義には二通りあることを注意しなければならぬ。(三) 其の何れの意味に於てあらうとも立法機關である。(ハ) 議會は代表機關である。學者によれば議會の代表性を否定するものもある。然るに立憲國に於ける國民は單に被治者たるに止まらず更に治者たるの権限が認められてゐる。國民の治者たるの権限は國民自ら國民總會、國民投票によるか、又は代表者によつて間接に之を行ふの外はない、議會は實に國民の代表者として立法権を行ふものである。學者或は選舉は委任行爲ではないとか或は長日月の間他人を代表することは不可能であるとか議會の非代表性を證せんとする者がある。(四) 然し法定代理の制度を見れば委任によらざる代理があり又長日月の代理あることを知るであらう、然らば議會を以つて代表機關であると言つても不合理ではない。況んや議會が國民の意思を代表するものでなければ何時に解散を行ふか、何故解散を行ふべきか等の問題は全く不可解となる。(ニ) 議

議會は代表機關なり

議會は直接
機關なり

會は直接機關である。議會は何人よりも委任せられた存在ではない、前にも述べたやうに議員の選舉は決して委任行爲ではない。國法上當然存在する機關である。即ち斯る機關を直接機關と言ふ。

議會の組織

第二節 議會の組織

議會は國王、衆議院並に貴族院の三者より成る。國王に就ては既に述べた。たゞ其の議會に關する權限としては召集開會閉會解散法律案の裁可等に關する大權を述べなければならぬ。此等の大權は以下諸所に於て其等の問題に論及すべき場合に併せて論ずる。其故議會の組織としては衆議院及び貴族院の組織を説明する。

衆議院

第一項 衆議院 (House of Commons)

衆議院は其の原語 (House of Commons) より言へば寧ろ庶民院と譯すべきであるけれども之に對應すべき邦語としては庶民院よりも寧ろ現に存置せられてゐる衆議院が適當である。衆議院は庶民院と譯せらるべき語義よりしても推察せらるゝ如く一般庶民より成る。然るに庶民と言つても國民總會ではなくて庶民の中から選舉せられた一定數の庶民より成る。斯して誰が選舉すべきか (選舉權) 誰が選舉せらるべきか (被選舉權) 如何にして選舉するか (選舉方法) の問題が生ずる。

千九百十八
年の國民代
表法

第一目 選舉權 (Franchise)

衆議院の選舉權は千九百十八年の國民代表法 (Representation of Peoples Act) によつて男女の普通選舉法が布かるゝに至つて全く舊來の面目を一新し且つ其の制度も簡單明瞭となつた。尙同選舉法は千九百二十一年の國民代表法によつて多少の追補訂正を加へられた。(五) 此等の現行選舉法によれば

選舉權者

(甲) 男子選舉權

成年以上の男子にして左の條件の一に該當する者は原則として選舉權者として登録せらるゝことができる。

男子選舉權
者

「住居選舉
權」

(イ) 一定期間内 (Qualifying Period) 引續き同一選舉區内に住居すること (住居選舉權 Residential Franchise)。但し同一住居にのみ居住することを要しない。刑務所精神病院工場等は住居と見做されない。又自己の住居する家屋を四ヶ月以内の期間家具を具へた儘他人に借した場合は又は四ヶ月以内の期間に於て公職其の他雇傭の義務のため不在することあるも引續き住居を有するものと看做される。大學生にして大學内の一室に居住する者は休暇のため一旦其處を去りたる者は選舉權を有しない。一定期間 (Qualifying Period) の住居とは毎年一月十五日まで若くは七月十五日まで六ヶ月間の住居を謂ふ。

「占有選舉
權」

(ロ) 同一選舉區内に於て引續き一定期間 (Qualifying Period) 營業所 (Business premise) を占有すること (占有選舉權 Occupation Franchise)。但し同一營業所たることを要しない。營業所

とは商業其の他の職業のために占有せらるゝ土地又は建造物にして年收十ポンドを下らざるものを言ふ。一定期間 (Qualifying Period) の占有とは毎年一月十五日まで若しくは七月十五日まで六ヶ月の占有を意味する。

(乙) 女子選舉權 女子は三十年以上にして次の条件の一に該當する場合選舉權者として登録せらるゝことができる。

女子選舉權

(イ) 其の夫が選舉權を有する場合には此れに附隨して選舉權を有する。

(ロ) 年收五ポンドを下らざる土地又は建造物を占有 (所有又は賃借) し若しくは住宅 (Dwelling house) を占有するために地方議會の選舉權を有する時 (占有選舉權 Occupation Franchise)

(ハ) 女子にして大學選舉權を與へらるべき時 (後述)

夫に伴ふ選舉權

(丙) 陸海空軍人選舉權

陸海空軍人並に戰爭關係者は其の勤務上の關係より通常の選舉權者と同様な住居營業所等の條件を具ふることができないから特別選舉權者として登録せらるゝことができる。又其の中には男子のみでなく女子をも含む。陸海空軍人選舉權者に於ける一定期間は六ヶ月にあらずして一ヶ月である。陸海空軍人選舉權は次の者に與へられる。(イ) 陸海空軍人の外(ロ) 英國の參加する戰爭に於て戰爭に關して海外にあり又は船舶上にある者、即ち船員、水先案内、漁夫、赤十字社員若しくは同類團體員陸軍省海軍省空軍省によつて戰爭に關し國家的重要な任務なりと承認せられた任務を盡す者。

陸海空軍人並に戰爭關係者は其の勤務上の關係より通常の選舉權者と同様な住居營業所等の條件を具ふることができないから特別選舉權者として登録せらるゝことができる。又其の中には男子のみでなく女子をも含む。陸海空軍人選舉權者に於ける一定期間は六ヶ月にあらずして一ヶ月である。陸海空軍人選舉權は次の者に與へられる。(イ) 陸海空軍人の外(ロ) 英國の參加する戰爭に於て戰爭に關して海外にあり又は船舶上にある者、即ち船員、水先案内、漁夫、赤十字社員若しくは同類團體員陸軍省海軍省空軍省によつて戰爭に關し國家的重要な任務なりと承認せられた任務を盡す者。

大學選舉權

(丁) 大學選舉權

オックスフォード大學ケムブリッジ大學ロンドン大學ウエールズ大學は各自獨立の一選舉區をなし、此等の外イングランドの七大學は合して一選舉區をなし四つのスコットランド大學は合して一選舉區をなす。北方アイルランドのベルファスト大學は一個の選舉區をなす。合せて七箇の大學選舉區がある。(六) 大學卒業生 (Graduates) (學位 Degree を得たる者) 總長教授其の他の關係者は選舉權を有する。大學選舉權は以上の資格を有する三十年以上の女子にも與へらる。但し女子に對して學位を與へざる大學に於ては其の最後の試験に合格したる場合には選舉權を附與する。尙大學選舉區に於ける選舉は比例代表法を採用する。

以上述べたる種々の選舉權の内二個又は三個が一人に重疊する場合がある。例へば一人の男子が大學選舉權、住居選舉權並に占有選舉權を有することがあり、一人の女子が大學選舉權、夫の選舉權に基く選舉權、占有選舉權を有することがあり得る。而して重疊的選舉權が同一選舉區内に生じた場合には男女ともたゞ一個の選舉權 (男子は住居に基く選舉權女子は自身の占有選舉權若しくは其の夫の占有選舉權に附着する選舉權) のみを行使することができる。若し二個以上の選舉區に於て生じた場合には男子は一選舉區に於て住居選舉權、女子は一選舉區に於て自身の占有選舉權若しくは夫の選舉權に附隨する選舉權を行使する外何れも其の有する選舉權の内任意の一個の選舉權を他の一選舉區に於て行使することができる。されば男女ともせいせい二個の選舉權をば二個の選舉區に於て行ふことができるのみである。

複數投票の制

以上述べたる種々の選舉權の内二個又は三個が一人に重疊する場合がある。例へば一人の男子が大學選舉權、住居選舉權並に占有選舉權を有することがあり、一人の女子が大學選舉權、夫の選舉權に基く選舉權、占有選舉權を有することがあり得る。而して重疊的選舉權が同一選舉區内に生じた場合には男女ともたゞ一個の選舉權 (男子は住居に基く選舉權女子は自身の占有選舉權若しくは其の夫の占有選舉權に附着する選舉權) のみを行使することができる。若し二個以上の選舉區に於て生じた場合には男子は一選舉區に於て住居選舉權、女子は一選舉區に於て自身の占有選舉權若しくは夫の選舉權に附隨する選舉權を行使する外何れも其の有する選舉權の内任意の一個の選舉權を他の一選舉區に於て行使することができる。されば男女ともせいせい二個の選舉權をば二個の選舉區に於て行ふことができるのみである。

除斥原因

除斥原因 以上述べたる種々の選舉權の資格に該當してゐても以下の者は除斥せられる。

- (一) 未成年者 (Infancy) 二十一歳未満の男子は國民代表法第一條乃至第五條により絶對に選舉權を有しない。三十歳未満の女子亦同じ。(但し陸海空軍人選舉權に就ては例外あり)。
- (二) 貴族 (Peer) 聯合王國の貴族スコットランド貴族アイルランド貴族は選舉權を有しない。然しアイルランドの非代表貴族は此の限りでない。貴族の除斥は慣習並に衆議院の決議 (Resolution) によつて主張せられたが千八百七十三年の高等民事裁判所 (Court of Common Pleas) (千八百七十五年に廢せられ高等裁判所 High Court of Justice の一部となる) の判決によつて確定せられた。貴族の除斥は其の妻に及ばぬ。(國民代表法九條)
- (三) 選舉官 (Returning Officers) 選舉官は候補者の得票同數なる時に限り採決の投票 (Casting Vote) をなすことが出来る。
- (四) 外國人 (Aliens) 自然出生的英國臣民 (Natural born English Subject) 並に歸化英國臣民 (Naturalised English Subject) 以外の者は選舉權を有しない。此のことは普通法 (Common Law) の原則により及び千九百十四年の英國國籍法 (British Nationality and Status Act 4 & 5 Geo. V. c. 17) 千九百十九年國民代表法九條によつて規定せられてゐる。
- (五) 白痴 (Idiot) 及び精神病者 (Lunatic)
- (六) 叛逆罪 (Treason) 又は重罪 (Felony) の判決を受けた者 但し其の刑期を終へたる者若

くは赦免せられたる者は此の限りでない。此のことは千八百七十年の制定法 (33 & 34 Vict. c. 23. の2) によつて規定せられてゐる。(七)

- (七) 議會並に市會の選舉に於て選舉贈賄 (Corrupt Practice) を行つて有罪の判決をうけて未だ七年を経ざる者 此のことは千八百八十三年の制定法 (46 & 47 Vict. c. 51) によつて規定せられてゐる。
- (八) 議會市會其他若干の地方議會の選舉に不正手段 (Illegal Practice) を行つて有罪の判決を受け未だ五年を経ざる者 此のことは選舉贈賄の除斥と同じ制定法に於て規定せられてゐる。
- (九) 一定の職業 宮内官、英國國教スコットランド國教の僧官、カソリック教僧侶等は選舉權を有しない。

第二目 被選舉權

被選舉權

被選舉權に對する積極的條件はない。たゞ左の條件に該當せざる者は何人と雖も衆議院議員として選舉せらるゝことができる。

- (一) 未成年者 (Infants) 未成年者の無資格は慣習上認められてゐたが、此の原則は絶對的ではなかつた。ウイリアム三世の制定法を以つて未成年の無資格を規定した後でも未成年者にして議員に選舉せられた例がある (Lord John Russell, Charles James Fox)。然し千八百三十二年の選舉改正法の通過により嚴格に未成年の無資格を規定して其の違反を禁じた。

(二)白痴若くは精神病者 此等の者の無資格は普通法並に千八百八十六年の精神病者除斥法 (Lanacy Vacating of Seat Act 49 Vict. c. 16) によつて規定せられてゐる。此等の者の議員たることを否認するものは衆議院であつて或は議員となりたる後精神病者となり拘禁せられてゐる場合には選挙區の請願により、若くは精神病者は果して國政に參與する特權を有するや否と言ふ特權審査によりて議員たる資格を否認すべく、更に最も有効なる手段は千八百八十六年の精神病者除斥法の規定する所である。之によれば精神病者たる議員を拘禁する所の官憲は直ちに之を衆議院議長に報告するを要する。議長は特別の官憲をして患者の病狀の診斷報告書を提出せしめ更に六ヶ月後再び診斷報告書を提出せしめその時尙精神病の情況にある場合には兩診斷報告書を衆議院のテーブルの上に置いて除名する。精神病者となつた議員を除名すべきであるならば精神病者は被選舉權を有せざるものと解しなければならぬ。

(三)外國人 (Aliens) 自然的出生英國臣民 (Natural Born English Subject) 歸化英國臣民 (Naturalised English Subject) 以外の者は何人と雖も被選舉權を有しない。此のことは普通法並に千九百十四年の英國國籍法 (British Nationality and Status Act) によつて規定せられてゐる。

(四)貴族 (Peer) 聯合王國貴族スコットランド貴族アイルランド貴族は衆議院議員となることができぬ。但しアイルランド非代表貴族はグレートブリテン即ちイングランド及スコットラン

ド選出の議員たることができる。聯合王國貴族並にスコットランドの貴族の子は被選舉權を有する。

(五)僧侶 英國國教並にスコットランド國教の僧侶(千八百〇一年の制定法 41 Geo. III. c. 63. により)ローマンカソリック教の僧侶(千八百二十九年の制定法 10 Geo. IV. c. 7. により)は選舉權を有しない。ウエールス教會の僧侶は千九百十四年より被選舉權を附與せられた。(4 & 5 Geo. V. c. 91)

(六)一定の官職を有する者 制定法の規定によつて被選舉權の制限を受くる官職は絶對的無資格 (total disqualification) の官職と部分的無資格 (partial disqualification) の官職とに分つ。

イ、絶對的無資格の官職

a 各々制定法によつて個別的に規定せられてゐる官職、例へば國務大臣及其の政務次官は總數各々六名の内各々一名は貴族院議員たるべく各々五名は衆議院議員であつて若し各七名である場合には各々一名宛辭職するまで衆議院議員たるを得ぬ。(34 & 35 Vict. c. 70. S. 4.; 7 & 8 Geo. V. c. 51. S. 11)

b 千七百五十年十月五日以後新設せられたる官職であつて國王が直接親任するもの。(6 Anne c. 7. S. 24)

總て此の種の官職を帶ぶる者が敢て選舉せられ當選することありと雖も其は無効である。

又當選して衆議院議員としての権限を行はんとする者は處罰せられる。(34 & 35 Vict. c. 70, s. 4.)

ロ、部分的無資格の官職 千七百五十年十月五日以前に於て設置せられ國王によつて親任せらるゝもの並に千七百五十年以後の新官職にして明白に其の旨の規定あるものは被選舉権を有する。而して在官の儘選舉せらるゝことができる。然るに既に議員として選舉せられてゐる者が此の種の官職に任せられた場合には議員たることを辭し再選舉を求めなければならぬ。(a. a. O. S. 25) 例へば教育院總裁、農務水産院總裁等即ち之である。尙千八百六十七年の國民代表法の表 (Schedule) の中に掲げられてゐる此の種の官職の一から他へ轉することあるも再選舉を必要としない。

議員にして此の種の官職に就いた者は再選舉をしなければならぬ。従つて官職を疎にし行政上の障害を來すことが少くない。然るに再選舉を廢止することは斯る機會に於て大臣に對して國民の意思感情の發表を中止せしめることとなり衆議院の反對する所であるから遂に千九百十九年大臣再選舉法 (Re-election of Ministers Act 9 Geo. V. c. 2) により新議會召集の詔勅 (Proclamation) が發せられてから九ヶ月内に此の種類の官職に就いた場合には再選舉を必要としないこととなつた。(八)

(七)年金受領者 國王の任意により年金を受領する者は議員たる資格を有しない。(6 Anne. 7.

s. 24) 但し陸海空軍士官の年金受領者は (6 Anne c. 7, s. 27) により文官並に外交官の年金受領者は (32 Vict. c. 65, 43) によつて無資格を除外された。年金とは繼續的に年一回以上與へらる國王よりの恩賜金を意味する。(22 Geo. III. c. 82, 30)

(八)政府との契約者 (Government Contractor) 直接又は間接に公の事務 (Public Service) のために契約を締結し又は委任を受けたる者は被選舉権を有しない。若し敢て選舉せられても無効であり議員としての権限を行ふ場合には五百ポンドの罰金に處せられる。(22 Geo. III. c. 45; 41 Geo. III. c. 52) 公の事業とは國王の事業の意味であつて敢て聯合王國內の事業に限らず又議會の協賛したる金銭によつて行はるゝものに限らぬ。

(九)重罪犯人及び叛逆罪犯人 叛逆罪 (Treason) 又は重罪 (Felony) の判決をうけて其の爲の死刑懲役又は十二ヶ月以上の禁錮に處せられたる者は其の刑期を終へるか若くは赦免せられざる以上被選舉権を失ひ且つ議員として登院表決の權を失ふ。(33/34 Vict. c. 23) 此の無資格はもと普通法の原則であつたが種々の疑義を生じたため前記 (33/34 Vict. c. 23) を以つて明規するに至つた。

(十)破産者 (Bankrupt) 破産者は被選舉権を失ふ。もし選舉せられても無効である。議員となりたる後破産の宣告を受けたときには六ヶ月内に破産判決の破棄若くは破産は過失に基くものでないと言ふ證明書を伴ふ免責を得ざる限り議員たる資格を失ふ。此の無資格は制定法によつて

定められた。(46/47 Vict. c. 52)

(十一)選舉贈賄 (Corrupt practice at election) の判決を受ける者 選舉贈賄により有罪の判決を受けた候補者若くは其の爲に及び其の人と通謀して選舉贈賄が行はれた候補者は同一選舉区内に於ては永久に、他の選舉区内に於ては七年間被選舉權を失ふ。選舉贈賄が單に選舉委員の行爲であつて候補者の關知せざる所であれば同一選舉区内に於て七年間被選舉權を停止せられる。(46/47 Vict. c. 51)

(十二)選舉に於ける不正行爲 (Illegal practice at election) のため判決を受けたる者 自から不正行爲を行つた候補者、及び其の爲に及び其れと通謀して不正行爲が行はれた候補者は、同一選舉区内に於て七年間被選舉權を停止せられ、不正行爲が選舉委員 (Agent) の行爲であつて、候補者の關知せざるものであるときは其議會存在中だけ同一選舉区内に於て被選舉權を失ふ。(46/47 Vict. c. 51)

(十三)忠誠の宣誓 (Oath of Allegiance) 若くは確認 (Affirmation) をなさざる者 議員の被選舉權と合せて論ずべきものとしては議會宣誓 (Parliamentary Oaths) 並に議員の確認 (Affirmation of Member) がある。

議會宣誓 (Parliamentary Oaths) 議會宣誓とは議員として選舉せられたる後議員としての登院表決の権限を行ふに當り神に對してなすことを要する宗教上の誓約である。議會宣誓は最初次

議院の宣誓

の四種であつた。

國王教長の宣誓

(一)國王教長の宣誓 (Oath of Supremacy) 國王を宗教上の最高権者となしローマ法王の最高権を否定する宣誓であつて兩院のテーブルに於てなさなければならぬ。此の宣誓はエリザベスの制定法 (5 Eliz. c. 3. ; 30 Char. II. c. 2.) によつて規定せられた。而し若し此の宣誓をなさずして登院し表決したる議員は處罰せられた。

忠誠の宣誓

(二)忠誠の宣誓 (Oath of Allegiance) 忠誠の宣誓は國王に對する忠誠を神に誓約する宣誓であつて兩院のテーブルに於てなさねばならぬ。此の宣誓は (7 Jam. I. c. B. ; 30 Char. II. c. 2.) によつて規定せられてゐる。此の宣誓をなさずして登院し表決したものは處罰せられた。

變體論反對の宣誓

(三)變體論反對の宣言 (Declaration Against Substantiation) 變體論反對の宣言は千八百二十九年のローマンカソリック教徒救濟法 (Roman Catholic Relief Act) の制定に至るまで登院表決の要件であつた。

棄絶の宣誓

(四)棄絶の宣誓 (Oath of Abjuration) 此の宣誓はジェームス二世の子孫の王位繼承權を否認することを神に誓約する宣誓であつてウイリアム三世の制定法 (13 Will. III. c. 6) によつて規定せられた。

以上四種の宣誓を強行する時にはローマンカソリック教徒クエーカー教徒ユダヤ教徒無信宗教の徒にとつては議員としての権限を塞ぐこととなる故種々の制定法によつて此の弊を除き宣誓義務

務を緩和せんことを務めた。先づクエーカー教徒ローマンカソリック教徒並にユダヤ教徒に對する救済が設けられた。千八百六十六年の議會宣誓法 (Parliamentary Oaths Act. 29 Vic. c. 19) によつて忠誠の宣誓 (Oath of Allegiance) のみを以つて足ることとなつた。然し未だ無信教の徒を救済することができなかつたので (九) 遂に千八百八十八年の制定法 (51/52 Vict. c. 46) によつて法律上宗教上の宣誓を必要とする場合自己が全く宗教を信奉せざるか又は其の宣誓が自己の信奉する宗教の信條に反する場合には敢て宗教上の宣誓をなすことを要せない、斯る場合には忠誠の宣誓の内容を神に誓ふのではなく單に確認し宣言するに止まる所の確認 (Affirmation) を行へば足る。故に現行制度によれば議員は忠誠の宣誓若くは確認を行はねばならぬ。

議員の證憑 議員たることの證憑 (Evidence) は大法官王務院 (Crown Office in Chancery) の書記によつて調製せらるゝ衆議院議員名簿に登録せられてゐることである。

議員總數 議員總數は六百十五名、その中五百二十八人はイングランド及びウェールズより、七十四人はスコットランドより、十三人は北方アイルランドより選出せられる。(十)

第三目 選舉手續

選舉區 (Constituency or Electoral District) 選舉區は大別して三種となす。即ち州部選舉區 (County Constituency) 都市選舉區 (Borough Constituency) 並に大學選舉區 (University Constituency) である。

州部選舉區

町選舉區

小選舉區制度

選舉人名簿への登録

(イ) 州部選舉區 人口五萬を有する州は一選舉區をなし一人を選出する。更に七萬を加ふる毎に一人を選出する一選舉區を増す。故に小さな州を除いて大部分の州は二選舉區以上より成る。
(ロ) 町選舉區 人口五萬以上の州都 (County borough) は一の選舉區をなし一人を選出する。更に七萬人を加ふる毎に一人を選出する一選舉區を増す。故に一の州都は數箇の選舉區に分れ數人を選出することがある。又人口七萬以上を有する町 (Borough) 並に邑區 (Urban District) は獨立の一選舉區をなし一人を選出する。(十一)

(ハ) 大學選舉區 七箇の大學選舉區が存在することは前に述べた。

選舉區は原則として一人を選出するところの所謂小選舉區制度である。たゞ此の例外をなすものはロンドン市 (City of London) イングランドに於ける十の州都、スコットランドの一の州都、オックスフォード大學、ケムブリッジ大學の各選舉區は二人選出の大選舉區である。又イングランドの七箇の大學が合して成るところの選舉區は二人を選出する大選舉區である。又スコットランドの四大學が合して成るところの選舉區は三人を選出する大選舉區である。

登録 (Registration, Representation of Peoples Act. 1918) 選舉權を有してゐても實際投票をなすことのできるためには選舉人名簿 (Register) に登録せられなければならない。選舉人名簿の登録は此の意味に於て投票の要件である。

選舉人名簿は本來の選舉權者の名簿の外に不在投票者 (Absent Voters) の名簿を含まなければ

ならぬ。選舉人名簿は春秋二期に調製せられる。春期名簿は四月十五日、秋期名簿は十月十五日に於て有効となり各々次の六ヶ月間効力を維持する。

登録官

登録官 (Registration Officer) 州 (County) が一選舉區をなし又は州の中に數選舉區が丁度餘す所なく包含せられる時は州會の書記 (Clerk of County Council) が登録官となり州内の選舉區の選舉人名簿を作る。町 (Borough) 州都 (County Borough) が一選舉區をなし又はその中に數選舉區が丁度餘すところなく包含せらるゝときは州都又は町の書記 (Clerk) が登録官となり町内の選舉區の選舉人名簿を作る。大學選舉區に於ては大學當局が登録官として選舉人名簿を作る。其の場合には國務大臣 (Secretary of State) に於て之を任命する。登録官は選舉人名簿を作りたる後二月一日 (春期名簿) 若しくは八月一日 (秋期名簿) まで之を公表しなければならぬ。

登録の要求
と異議

選舉人名簿に對する登録要求並に異議 選舉人名簿に登録漏れ若しくは不正確に登録せられたる選舉権者は登録又は登録訂正の要求を二月十八日 (春期名簿) 若しくは八月十五日 (秋期名簿) まで提出することができる。要求者の名簿は之等の日附後一週間内に登録官により公表せられる。選舉人名簿に登録せられてゐる氏名に對して異議ある者は異議を二月十五日 (春期名簿) 若しくは八月十五日 (秋期名簿) まで提出することができる。若し異議を申立てらるべき氏名が前記の要求者 (登録又は登録訂正の要求者) の氏名に該當する時には五月七日 (春期名簿) 若しくは七月四

選舉人名簿
の確定

日 (秋期名簿) まで異議の提出をなすことができる。此等の要求又は異議は登録官によつて審理せられ裁決せらる。此の裁決に不服なる場合は州裁判所に抗告することができる。法律の點に關しては州裁判所 (County Court) より更に上訴裁判所 (Court of Appeal) にまで上告することができる。

選舉人名簿の確定 選舉人名簿は必要なる登録、訂正、抹消をなしたる時は四月十五日 (春期名簿) 若しくは十月十五日 (秋期名簿) まで之を公表することを要する。之を以つて選舉人名簿は確定して効力を有するに至る。

選舉人名簿
の効力

選舉人名簿の効力 選舉人名簿に登録せられてゐない者は選舉権者であつても投票することができぬ。選舉人名簿に登録せられてゐる者であつても制定法によつて選舉権を與へられてゐない者は投票をすることができぬ。(35/36 Vict. c. 33, S. 7.) 其故選舉人名簿への登録は選舉権者の投票権に對する要件であるが選舉権なき者に投票権を與ふるものではない。

選舉期日登
票期日選舉
場の公告

選舉期日、投票期日並に選舉場の公告 (十二)
選舉官 (Returning Officer) は大法官より選舉命令書 (Writ of Summon) を受領するや選舉期日、投票期日並に選舉場を公告する。選舉期日は總選舉に於ては全國同日なるべく、而して其の期日は千九百十八年の國民代表法により新議會召集の詔勅 (Proclamation Summoning a New Parliament) の日附の後八日目たるべきことと規定せられてゐる。補缺選舉に於ては選舉命令書

選挙官

を受けたる後州に於ては九日の内、町に於ては七日の内に行ふべき旨が規定せられてゐる。選挙官は選挙区が州、州都、町若しくは邑區であるか又は其の各の中に數選挙区を丁度餘す所なく包含する時は奉州行(Sheriff)町長(Mayor)若しくは邑會の議長(Chairman of Urban District Council)・1大學が大學選挙区たる場合に於ては副總長(Vice Chancellor)、イングランドの七大學が合して成す所の大學選挙区に對しては教育院が七大學總長の中より選みたる者、スコットランドの四大學が合して成す大學選挙区に對してはエヂンバラ大學副總長が選挙官となる。其の他の選挙区に對しては國務大臣の任命する者を以つて選挙官とする。(十三)

候補者の指名

候補者の指名 (Nomination of Candidates)

候補者は總て推薦によるべく其の指名は一定の期日までに文書を以つてなさるべく其の文書には候補者の氏名、指名者(其の選挙区に對する登録せられたる選挙権者)の氏名を書し且つ八人の同意者(其の選挙区に對する登録せられたる選挙権者)の氏名が附記せられなければならない。候補者指名と共に百五十ポンドを供託することを要する。而して其の得票数が二人以下を選出する選挙区内に於ては投票數の八分の一に満たざる場合、三人以上を選出する選挙区に於ては投票數を定員の數にて除して得たる數の八分の一に満たざる時には供託金は沒收せらる。

投票

選挙並に投票 (Election and Poll)

選挙の期日の時間までに候補者の數が定員に満たない時は其の氏名を大法官王務院に報告する

而して選挙は之を以つて終了する。候補者の數定員を超へたる時は選挙を延期して投票日に於て投票をなさしめる。投票期日は總選挙の場合は全國一定し選挙期日より九日目と規定せられ、補缺選挙の場合には選挙期日より六日以上八日以内に於て選挙官の定むる所による。投票期日は選挙期日と共に選挙官に於て公告することを要する。投票場は登録官に於て其の數及び位置を決定する。投票は候補者の名を連ねたる投票用紙に自己の投票せんとする候補者の氏名にマークを附して投票箱に投入する。(十四)總て投票は秘密投票である。投票は午前八時より午後八時に至る。投票終了の後投票箱は選挙場の選挙官にまで送置し選挙官は投票數を計算し當選を宣言し、且つ選挙命令書に當選者氏名を裏書して大法官王務院の書記に之を返送する。

不在者の投票

選挙権者が不在投票者名簿に登録せられ且つ聯合王國內に於ける其の住所が同名簿に記載せられてゐる場合には投票用紙を郵送することができる。又其の氏名が不在投票者名簿に登録せられ且つ登録官をして選挙當時聯合王國外に在るべきことを信せしむる場合には代表者(Proxy)を以つて投票せしめることができる。代表者は其の配偶者、親、兄弟姉妹にして同一選挙区内に於て選挙人名簿に登録せられたる者に限る。(7 & 8 Geo. V. c. 64, S. 23.; 10 & 11 Geo. V. c. 35. S. 2.)

大學選挙区
の投票

大學選挙区に於ける投票は投票用紙を親から又は郵送によつて選挙官に交附することによつて投票をなすことができる。たゞスコットランド大學選挙区に於ける選挙は投票用紙の郵送によつ

選舉費用

て之を行ふ。

選舉運動と費用

候補者は一回だけ無税を以つて郵便物を選舉権者に郵送することができる。選舉費用として費消することのできる最高額が規定せられてゐる。(4th Schedule to Representation of Peoples Act 1918)

貴族院

第二項 貴族院 (House of Lords)

第一目 貴族 (Peers) と貴族院議員 (Lords)

貴族と貴族院議員とは別箇の觀念なり

貴族 (Peers) と貴族院議員 (Lords) とは密接な關係に立つ、然しながら兩者は同一ではない。貴族に非ずして貴族院議員たる者がある。例へば僧侶議員 (Lords Spiritual) 法務議員 (Lords of Appeal in Ordinary) 即ち是である。貴族であつても貴族院議員たらざる者がある。例へばスコットランドの十六名の代表貴族 (Representative Peers) 以外の貴族並にアイルランドの廿八名の代表貴族 (Representative Peers) 以外の貴族は即ち是である。

貴族の意義

貴族 (Peers) とは特別の名稱、榮譽、權利、義務を有する世襲的な特別階級の臣民である。(十五)

貴族たる地位の取得

貴族たる地位は國王の大權に基き並に普通法上の相續權に基いて取得する。

(一) 大權による貴族たる地位の財

召集狀によ

り大勅書によ

中絶貴族の再興

貴族附與の大權に對する制限

(一) 國王の大權に基く取得

(イ) 貴族院への召集狀 (Writ of Summon to the House of Lords) により 國王より貴族院議員としての召集狀を受けたる者は貴族院が其の登院表決に反對の決議をなさざる限り貴族となる。其の相續者も貴族となることができる。但し祖先が召集狀を受けて現實に貴族院に登院したる事實あることを要する。

(ロ) 大勅書 (Letters Patent) により 國王は大勅書を以つてある者に貴族たる地位を與ふることができる。其の形式は「甲に對して並に其の男子の相續者に對して (to X. Y. and to the Heirs Male of His Body) 貴族たる地位を與ふ」とか「甲に對して並に乙によつて生じたる甲の男子の相續者に對して (to X. Y. and to Heirs Male of His body by Z. A.) 貴族たる地位を與ふ」と言ふ形式である。後者は甲の配偶者たる乙をも指定せる點に於て前者と異なる。

(ハ) 中絶貴族の再興 (Calling out of a Barony in Abeyance) 貴族が數人の女子を残して死亡したる場合には中絶家 (Abeyance) となる。數年、數十年又は數百年の後女子の血統より男子の相續者を生じたる場合は其の要求によりて國王は之に貴族たるの地位を與ふる。

國王の貴族をつくる大權に對しては左の制限が加へられてゐる。

(イ) 國王はスコットランドの新貴族を作ることができぬ。千七百七年のスコットランド統一法 (Act of Union With Scotland) は此の點を明白に規定しなかつたが千八百四十八年の制定法

(10/11 Vict. c. 52) は千八百年よりスコットランド貴族として貴族院議員選舉に投票権を行はぬものは將來貴族として此の権利を行ふことができない旨を規定した。其故スコットランド新貴族を作ることとは事實上不可能となつた。國王はある者をスコットランド貴族に任命する権限は失つたけれども之を聯合王國の貴族に任命する権限は留保してゐる。

(ロ)アイルランドの新貴族を作る大權に對して制限が加へられてゐる。スコットランド新貴族を作ることとは絶対に不可能であるがアイルランド新貴族の場合にはそれ程嚴重な禁止ではない。たゞ千八百年のアイルランド統一法 (Act of Union With Ireland) によればアイルランド貴族が若し百人にまで減少する間は三人の消滅に對して一人の新貴族を作ることができる、若し斯して其の總數が百人まで遞減した場合には一人の消滅に對して一人の新貴族を作ることができる。要するに此の趣旨はアイルランド貴族の總數を百人にまで遞減し百人以下に下らしめざる點にある。

(ハ)國王の貴族を作る大權は普通法の原則に反することはできぬ。即ち普通法に於ける相續法の原則に反する相續方法を貴族附與の條件とすることはできぬ。

(ニ)國王は一代貴族 (Life Peerage) を作ることはできぬ。總て貴族は世襲的でなければならぬ。一代貴族は英法の認めざるどころである。千八百七十六年の裁判所構成法 (Judicature Act) は此の點に就て例外を規定したる觀がある。即ちこれによれば貴族院法務議員 (Lords of Appeal

①普通法の原則に基く貴族たる地位の取得

貴族の地位の移轉に對する制限

貴族たる地位の喪失

in Ordinary) は一代議員であるからである。然るに法務議員は貴族院議員ではあるけれども貴族ではない。故に一代貴族を認めざる英法の精神に反するものではない。

(一) 普通法の原則による取得

(イ) 相續 貴族の長男は父の死と共に貴族となる。

(ロ) 他人の生存中 (pur autre vie) の貴族 貴族が貴族院に登院表決してゐる間其の長男は父の有する他の貴族領 (Barony) を代表する者として貴族として貴族院に登院表決することができる。但し此は父の存命中に限る (pur autre vie)。父の死と共に父を相續して本來の貴族となる。

普通法上貴族の地位の移轉に關して禁止せられてゐる事項は

(イ) 貴族の地位は之を他人に賣買、贈與其他の讓渡 (Alienate) をすることができぬ。

(ロ) 貴族の地位は如何なる名義を以つてしても (罰金の代償として、贈與、其他如何なる名義に於ても) 國王に之を返還することを得ない、又返還することを要求せられない。

貴族たる地位の喪失

貴族の地位は死亡によつて喪失するのみ。貧困、より高級なる貴族の地位の取得、貴族たる特權榮譽の永き間の不行使等は貴族の地位を喪失せしむる理由とはならぬ。より高級なる貴族の地位を取得した場合にはもとの貴族たる地位は其の推定相續人に移る。

貴族の種類

貴族の種類 貴族は次の三種類に分たれる。

(一) 聯合王國の貴族 千七百七年スコットランド統一以前に作られたイングランド貴族の承継者、スコットランド統一より千八百年アイルランド統一に至るまでに作られたる大ブリテン貴族の承継者並にアイルランド統一以後に作られた聯合王國の貴族並に其の承継者を合せて聯合王國の貴族と言ふ。現時聯合王國の貴族は大勅書(Letters Patent)によつて作られることを常とする。

(二) スコットランド貴族 千七百七年スコットランド統一以前既にスコットランドに於て貴族の地位を得たる者の承継者及び千八百年に至るまでスコットランド貴族としての地位を與へられたる者の承継者。千八百年以後貴族を作ることとは事實上不可能である。

(三) アイルランド貴族 千八百年アイルランド統一以前アイルランドの貴族たる地位を與へられたる者の承継者及其の後アイルランド貴族として新らに作られたる者若くは其の承継者。

貴族の階級

貴族の階級 聯合王國の貴族(イングランド、大ブリテンの貴族をも含む)はもと封建貴族たるバロン(Baron)に限られてゐたが歴史の進むとともに左の各階級の貴族を生じた。

(一) 公爵(Duke) 公爵は貴族中最高の階級である。王子(Prince)を以つて任ずるを常とする。エドワード三世が其の子黒太子(Black Prince)を任命してより長く皇族のみが公爵に任せられたが後バッキンガム公爵に於て初めて普通の臣民が公爵に任せられた。

(二) 侯爵(Marquise) 侯爵は公爵につぐ貴族の階級である。侯爵はもとスコットランド若く

はウェールス國境(marches)を警備する特別の官職を意味したがリチャード二世の時代ヴェヤー(Vere)なる者をダブリン侯爵とするに及んで全く貴族の一階級の稱號となつた。

(三) 伯爵(Earl) 伯爵は侯爵につぐ貴族の階級である。伯爵はもと州大守(Earl of a Shrie)を以つて任じたが今や廣く貴族の一階級の稱號となつた。州大守(Earl)は又ノルマン時代に(Comes or Count)と稱したから今尙(Count)と呼ぶことがあるけれど公式には専ら(Earl)なる語を用ふる(伯爵夫人は尙 Countess と言ふ)。

(四) 子爵(Viscount) 子爵は伯爵につぐ貴族の階級である。もと副大守(Vice-Count)即ち州奉行(Sheriff)を以つて之に任じたため(Viscount)の稱を有する。

(五) 男爵(Baron) 男爵は最下級の階級である。然し其の起源は伯爵と共に最も古く、ノルマン時代より封建貴族として國王の直接借地人(Tenant in Chief)であつた者の中國王から直接個人的な召集狀(Individual Writ of Summon)を受けて當時の國會(Magnam Concilium or Concilium Ordinarum Regni)に出席したる者を Baron Major or Greater Baron と稱した。州奉行を通じて召集せられたる者を Baron Minor or Lesser Baron と稱した。前者を男爵(Baron)後者を准男爵(Knight)と稱するに至つた。されば男爵は國王の個人的召集狀によつて議會に登院したる者及其の承継者であつて、他の國王の大勅書を受けて貴族となつた者若くは其の承継者とは異なる。中世より近世にかけて英國憲政史の最も華やかな議會活動の中心となつたのは此の階級

國王は新階級の貴族を作ることを得るか

の貴族である。

以上の四階級の外國王は 新なる階級の貴族を作ることができるか。或者は、貴族階級は千五百三十一年の制定法 (31 Henry VIII. c. 10.) によつて規定せられてゐるから國王は大權によつて新階級を作ることを得ないと論ずる者がある。然るに一方該制定法は貴族に對して榮譽敬稱等を與ふる權限を附與したものであるから新な階級を作ることができると稱する者もある。兩者中の何れか正當であるかは別として假りに國王が大權によつて新階級の貴族を作つたとしても其の貴族が貴族院に登院表決するの權は恐らく千八百五十六年ウエンスレイデル事件と同様貴族院に於て拒否するであらう。

貴族の特權

貴族の特權 (Privilege of Peers) 貴族の貴族たる點は其の享有する特權に在る。(十六)

- (一) 總ての國家的儀禮に於て優勝の地位 (Precedence) が與へらるゝこと。
- (二) 同族によつてのみ叛逆罪又は重罪につき審理判決を受くる權利、即ち貴族の犯罪は通常の裁判所の管轄に屬せずして専ら貴族院に於て之を行ふ。
- (三) 總ての貴族は國王に對して世襲的諮問機關として直接拜謁する權利を有する。
- (四) 總ての貴族は陪審員としての義務を免れることができる。(5 Geo. IV. c. 50. S. 2, 23. ; 33/34 Vict. c. 77. S. 9.)
- (五) 貴族が裁判官として判決を宣告する場合宣誓の義務を有しない。判決の眞正につきたゞ自

己の名譽によつて拘束せらるゝ旨を宣言すれば足る。

(六) 民事禁錮の行はれたる時代には之を免るゝ權利を有したが、最早民事禁錮の制度の廢止せられたる今日に於てはたゞ民事訴訟に於ける秩序罪 (Attachment) として禁錮せらるゝことがない。

第二目 貴族院議員 (Lords)

貴族院議員

の範圍

貴族院議員の範圍 貴族院議員は聯合王國の貴族、スコットランド代表貴族、アイルランド代表貴族の所謂俗人貴族 (Lay Peers) と僧侶議員 (Lords Spiritual) 並に法務議員 (Lords of Appeal in Ordinary) の三種より成る。

(一) 俗人貴族

(イ) 聯合王國貴族

(イ) 聯合王國貴族 (Peers of United Kingdom) 聯合王國貴族は皆貴族院議員となる。各議會毎に國王より召集狀 (Writ of Summons) を受ける。初めて貴族となり登院紹介を受くる場合には貴族の地位を與へたる國王の大勅書 (Letters Patent) を議長に提出し其の捧讀後召集狀と共に貴族院議事録 (Journal of House of Lords) に載せらる。

召集狀

召集狀は滿二十歳に達したる時大法官即ち貴族院議長に對して其の申請をなすことができる。召集狀の申請と共に父の結婚證明書、自己の洗禮證明書、父の埋葬證明書、父の貴族院に出席したることを證する貴族院議事録の抜萃並に貴族の地位の移轉を命じたる大勅書等を提出し近親の

證明を要する。事案に疑なき時は直ちに召集狀を發すべく然らざる場合には之を拒絶する。拒絶せられた場合には申請者は内務大臣を通じて請願するの外はない。内務大臣は之を大訴師に送致し大訴師に於て召集狀を發すべきや否やを報告す。若し召集狀を發すべしとの報告あれば直ちに召集狀を發する。若し然らざる場合は請願を貴族院に送致すべく貴族院は特別委員會を開きて請願を審議し其の結果を報告し此の報告に基いて召集狀を發し又は之を發せずして止む。(十七)

貴族が召集狀を申請しなくとも召集せらるゝ權利を失はない。明白な場合には必ず召集狀を發しなければならぬ。

(ロ)スコットランド代表貴族

(ロ)スコットランド代表貴族 (Representative Peers of Scotland) スコットランド貴族の中貴族院議員として選舉せられたる十六名の貴族は一議會の存續中貴族院議員となる。スコットランド代表貴族の選舉に就ては千七百七年のスコットランド統一法に何等規定する所がないがアン女皇の他の制定法 (6 Anne. c.23, 27.) によつて規定せられてゐる。新議會召集の場合國王は詔勅 (Proclamations) を發してエヂンバラ若しくは他の特定の場所にスコットランド貴族を集合せしめて選舉すべきことを命ずる。

選舉

選舉はスコットランド記録長官 (Lord Clerk Register) によつて行はる。記録長官は貴族集合の場所に於て貴族名簿 (Roll of Peers) を讀むこと二回其の後各貴族は起立して自己の選舉せんとする一人若しくは二人以上の貴族の氏名の名簿を讀むことによつて投票する。各貴族の投票終

りたる後委任投票をなした者は委任狀を手交する。記録長官は投票を計算して十六名の當選者を選定し之を讀み上げ參集貴族の面前に於て選舉報告書 (Return) に署名し印を鈴する。選舉報告書は大法官王務院の書記に送致す。王務院書記は之を貴族院書記 (Clerk of Parliament) に送致する。(十八)

選舉せられたる貴族は當選の外召集狀や其他特別な手續を要せずして貴族院議員となる。スコットランドの代表貴族が聯合王國の貴族に任せられた場合にはスコットランド代表貴族たる地位を失ふ。(十九)

(ハ)アイルランド代表終身議員

(ハ)アイルランド代表貴族 (Representative Peers of Ireland) アイルランド代表貴族はアイルランド貴族の中から選舉せられた二十八名の終身貴族院議員たる者を言ふ。選舉權者は總てのアイルランド貴族である。アイルランド新貴族が作られた場合には英國大法官がアイルランド大法官王務院書記に此のことを證明する。

選舉は通常一議員の死亡に伴ふ。アイルランド代表貴族たる議員が死亡するや他の二人の代表貴族は死亡證明書を英國大法官に呈出する。英國大法官はアイルランド總督に對し選舉命令を出す。アイルランド總督はアイルランド大法官王務院書記 (Clerk of Crown and Hanaper in Ireland) に命じて選舉事務を行はしむる。アイルランド王務院書記は一人宛二枚の投票用紙をアイルランド貴族に送致する。投票用紙を受けたる貴族は自己の投票せんとする貴族の名を書き署名

捺印の上之を王務院書記に返送する。但し投票用紙に記入の前英國又はアイルランドの判事若くは外國駐在の大使又は大使の祕書官、若くはアイルランドの町又は州の治安判事の面前に於て忠誠の宣誓を行はなければならぬ。大法官の選舉命令を發したる後三十日の間に投票を終はり選舉命令並に投票用紙の寫と、各貴族に投せられたる票數當選者とを述べたる證明書とを貴族院に送致する。當選したる貴族は選舉の後各議會に於て召集狀を受くる權利を有する。アイルランド代表貴族は其の儘聯合王國の貴族に任せらるゝことができる。(二十)

(一)僧侶議員

僧侶議員は英國教會の大僧正 (Archbishops) 二名並に僧正 (Bishops) 二十四名合せて廿六名より成る。即ち大僧正議員はカンタベリー大僧正 (Archbishop of Canterbury) 並にヨーク大僧正 (Archbishop of York) の二名の大僧正である。僧正議員はロンドン (London) ダラム (Durham) マンチェスター (Manchester) カンタベリー (Canterbury) 並にヨーク (York) の僧正議員の外十九名の僧正議員である。此の十九名の僧正は以上の五僧正以外の全僧正の中より選まれる、けれども其は年長順によつて選まれる。若し缺員あるとき(十九名の僧正議員の内死亡したものであるとき又は僧正を辭めたるものあるとき)は未だ一度も貴族院議員たることのなかつた最年長の僧正が貴族院議員となる。(10/11 Vict. c. 108.; 41/42 Vict. c. 68.)

僧侶議員は其故選舉によつて任に就くものではない。然るに大僧正又は僧正の任に就くために

僧侶議員は貴族に非ず

は選舉や其の他の手續を要する。僧侶議員は各議會召集狀を受けて登院する。

僧侶議員は其の僧侶たる地位を維持する限り貴族院議員たる地位を保有する。大僧正又は僧正たる地位を辭することによつて議員たることを止むる。(32/33 Vict. c. 3. S. 5)

僧侶議員は貴族ではない、従つて貴族の特權を有しない、特に貴族院(貴族院裁判所)によつて叛逆罪若くは重罪の審理判決を受くる權利を有しない。又貴族院が司法的職分を行ふ場合(彈劾訴訟其の他の訴訟)に關與することができぬ。(Standing Order I. XXIII.)

(三)法務議員

(三)法務議員(Lords of Appeal in Ordinary) 法務議員は貴族院上訴裁判官(Lords of Appeal)の一種である。貴族院は大ブリテン(イングランド及びスコットランド)北アイルランドの裁判所に對する最終最高の上訴裁判所である。且つ此の權限に對して何人と雖も議員たる限り關與することができるけれども千八百七十六年の上訴法 (Appellate Jurisdiction Act.) により貴族院上訴裁判官たる(イ)大法官(即ち議長)(ロ)嘗つて司法高官たりし議員(ハ)並に法務議員の内より少くとも三名のもの出席を要することとなつた、又此等のみで足ることとなつた。

法務議員はイングランド、スコットランドに於て二年以上裁判官たりし者若くは十五年以上訴師 (Baristor) たりし者の中から國王大勅書 (Letters Patent) を以つて任命する。其の數はもと四名であつたが千九百十三年の上訴法 (3/4 Geo. V. c. 21. S. 1) により六名に増加せられた。而して其の内一名はスコットランドの裁判官若くは訴師たりし者を選任しなければならぬ。其の地位

法務議員は
貴族に非ず

貴族院議員
の除斥原因

(一)女性貴
族

女子も貴族
たるを得

中絶貴族

(二)未成年
者

(三)叛逆罪

は裁判官と同様獨立であつて即ち善良の行跡 (Good Behavior) の間其地位を保有すべく且つ議會兩院の共同上奏によつてのみ免せらるゝことができる所の終身官である。年俸六千鎊を給せられ其の在任の間一般の貴族院議員と同様の権限を有することは勿論男爵と同様なる榮譽特権を有するものとせらる。然し貴族ではない、一代貴族なるかの如く思はるるけれども普通法の原則ウ エンスレイデル事件に於ける貴族院の院議は一代貴族を認めない。

貴族院議員の除斥原因 以上述べたる所により假りに貴族院議員となる資格があつても左の者は除斥せられて議員たることを得ぬ。

(一)女性貴族 貴族の地位を與へたる國王の大勅書に特に女性相続人を排斥せざる限り女子も亦貴族となることができる。即ち前掲大勅書の文句 *to his heirs male* の代りに *to his heirs* とある場合が是である。但し相續法の原則により貴族の死亡の時男子なく女子數人ある場合にはこの全部の女子が共同相續人となり貴族の地位は中絶 (*in abeyance*) することは前に述べた。女子が貴族の地位を取得するは貴族が只一人の女子を残して死亡した場合に限る。女性貴族は男性貴族と貴族たる特權に於て異らないが、たゞ政治上の權利を有しない。従つて貴族院議員となる權利がない。尙國王の世襲的諮問機關として直接に拜謁する權利をも有しない。

(二)未成年者 二十一歳以下の貴族は貴族院議員となる權利がない。

(三)叛逆罪 (Treason) 若くは重罪 (Felony) に對する貴族院裁判所の判決を受け死刑、終身懲

重罪の判
決を受けた
る者

(四)貴族院
裁判所に
よる剝奪

(五)國籍喪
失又は外
國人

(六)議會宣
誓又は確
認をなさ
ざる者

役、懲役若くは十二ヶ月以上の禁錮に處せられたる場合には、假りに貴族院裁判所が貴族院議員たる權利を剝奪すべきことを判決の中に宣告しなくとも議員たる資格を失ふ。

(四)前の場合の外、貴族院が貴族に對する特別裁判所として貴族を審理して其の判決に於て其の議員たる權利を剝奪したる場合。

(五)英國國籍を失ひたる者若くは外國人 外國人を貴族院に召集し之によつて貴族院に議員たらしむることの不可能なるは勿論英國國籍を失ひたる者亦同じ。(4/5 Geo. V. c. 197.) 又は國籍を喪失しなくとも貴族が戰爭中王敵 (敵軍又は反軍) に加擔したと報告せられた場合には議員たる權利を失ふ。(7/8. Geo. V. c. 4)

(六)議會宣誓又は確認をなさざる者 議員の宣誓は千六百七十七年 (Abjuration Act. 30 Char. II. c. 1) によりて兩院共通となつた。従つて衆議院議員に於て述べた通り、宣誓は千八百六十六年の議會宣誓法 (Parliamentary Oath Act. 29 Vict. c. 19) による忠誠の宣誓 (Oath of Allegiance) の一様式である。貴族院議員が最初に登院した場合には此の忠誠の宣誓をしなければならぬ。又宗教上の宣誓をなす能はざる者は千八百八十八年の制定法 (51/52 Vict. c. 46) により忠誠の確認 (Affirmation) を行はねばならぬ。若し忠誠の宣誓若くは確認をなさざる者は議員たる資格を有しない。(111)

第三項 議院法及び議院の事務官

立法權の組織と作用

兩院の議事及び事務は議院法によつて規律せられ且つ特に其の爲めに任命せられてゐる行政官に於て之を行ふ。

議院法

第一目 議院法

議院法は兩院各別に之を制定する。議院法の制定権を各院が確保すると言ふ事實は憲法上重大なる意義を有する。國王(政府)提出の議案に對して各員の討議の自由を確保すること、國民の不平に就て充分討議の機會を確保すること等の爲めには議事若くは議院内の事務に關する自主的な立法権が當然必要であるからである。議院法の制定は各院の議決と國王の承認とのみを以つて足るべく他の一院の承認を要しない。

議院法は次の二種より成る。

(一) 議院慣習

(一) 議院慣習 (Consuetudo Parliamenti)

此は六百年以前から今日に至るまでの議院内の慣

行によつて生じたる慣習である。此れに對する違反は裁判所によつて審理し判決せらるゝのではないから英法に所謂法ではないかも知れぬ。然し事實に於ては法と等しく嚴然たる拘束力を有し議事を支配してゐる。

(二) 議院の法規命令

(一) 議院の法規命令 (Order) 此は各院の制定する成文法規である。各院のみの議決と國王の承諾とを以つて足るを以つて制定法(Statute)ではない。議院の法規命令には左の三種がある。

(イ) 議院定令

(イ) 議院定令 (Standing Order)

議院定令は一會期限りでなく、廢止せられぬ限り永久に

(ロ) 會期命令

議院の議事其の他議院の事務を規律するため制定せられたる法規命令である。衆議院に於ては毎年定期に蒐集し印刷に附し、貴族院に於ては時折印刷に附する。

(ハ) 議院命令

(ロ) 會期命令 (Sessional Order)

會期命令は一會期限りの効力を有する議院の命令である。

(ニ) 議院の行政官

而して其の効力を更に持續せんがためには毎會期新めて制定しなければならぬ。

(ハ) 効力の期間を定めざる議院命令 此は議院定令としてゝもなく又會期命令としてゝもなく單に議院命令として制定せらるゝものである。其の効力は通常會期限りであるけれども場合によつて議院定令と等しく永久に効力を有するものもある。例へば外國人の衆議院傍聽禁止の命令を中止したる議院命令(千八百七十六年)は會期命令でもなく又議院定令でもないが續いて其の効力を有する如きは即ち之である。

第二目 議院の行政官

議院の行政官は議院の議事其の他の事務を掌るため任命せられたる者である。従つて原則として議事に加はつて討論表決をなす權利は有しない。議院の行政官は衆議院と貴族院によつて異なる。以下分つて論ずる。

衆議院の行政官

議長 (Speaker)

議長就任

議長の就任は選舉と許可を要件とする。即ち新議會召集の詔勅に定められたる日

立法權の組織と作用

議長選舉

衆議院の行政官

議院行政官は討論表決に權なし

議院の行政官

議長の認可
衆議院の特
権の要求と
其の承認
議長は政黨
に屬せず
議長の再選
舉は無競争
なり

議長の職務
(一)衆議院
の代表

に於て貴族院に召集せられたる衆議院議員は貴族院議長より議長選舉を命ぜられ衆議院に歸りて直ちに議長を選舉する。議長選舉は議員の指名による。反對者なき時は直に選舉せられたものと見做され反對者が他の者を指名した場合には投票による。議長選舉に際して議長の任務は衆議院書記官(Clerk of House)によつて執られる。議長選舉せらるゝや其の表徴たる權矛(mace)が議長席の上に置かれて翌日まで休會する。翌日に至り議長は議長席につき貴族院よりの招請をまじ其の招請するや議員をつれて貴族院に至りて自己の當選を國王若しくは其の委員に報告し(Submitis to himself with all humility to His Majesty's gracious approbation)貴族院議長は國王の認可を求むる。代理として國王の認可を發表し議長として確認する。然る後衆議院議長は衆議院の固有の疑ふべからざる權利と特權を要求し此が承認せらるゝや衆議院議員を連れて衆議院に退く。議長として選舉せられたる者は政黨に屬せざる者である。従つて議會に於ける多數黨の變遷に従つて其の地位に動搖を來すことがない。超黨派的なるが故に委員會の委員長となり又は委員となることができぬ。又議長に選舉せられた場合には選舉區に於て再選舉を要するけれども無競争當選は憲法的慣習である。此れも超政黨的なるがためである。議長の宮中席次は樞密院議長の次にあり、年俸五千ポンドを給せられる。(三三)

議長の職務

(一)衆議院の代表者としての權限

(イ)國王に對して衆議院の特權を要求し其の決議感謝を

傳達し(ロ)貴族院に對して衆議院書記官をして議案を回附せしめ(ハ)衆議院議員並に一般臣民にして衆議院の特權を侵害したる犯人に對して拘引狀逮捕狀其の他の出頭命令書を發し、證人出頭の命令書を發し、議員懲戒として議員に對して譴責(Censure)を加へ、議員並に一般庶民に對して特權侵害の故に戒告(admonition)を加へることが出来る。(ニ)大法官王務院書記に對しては缺員補充命令を發することが出来る。

(二)議案に對する證明權

(イ)千九百十一年の議會改正法(Parliament Act. 1/2 Geo. V. c. 13)の第一條により公共法案(Public Bill)が金錢法案(Money Bill)である場合 該法案が(A)租税の賦課、廢止、減免、變更若しくは規則(Imposition, Repeal, remission, alteration, or regulation of taxation)(B)債務辨濟のため若しくは他の財政上の目的のためにする固定基金への負擔の賦課(Imposition for the payment of debt or other financial purposes of charge on the Consolidated Fund)、斯る負擔の變更又は廢止(Variation or repeal of such charges)(C)歳出公金の費途 收納 保管 支出 會計検査(the appropriation, receipt, custody, issue, of audits, of accounts of public money)(D)公債の起債保證又は其の拂戻(raising or guarantee of any loan or the repayment thereof)(E)若しくは此等の題目又は其の中のあるものに附帶する從屬的事件(Subordinate matters incidental to those subject or any of them)に關する規定のみを含むか否か即ち金錢法案なるか否かを決定し、

(二)議院證
明權
金錢法案

公共法案

(三) 議事統率

率

代理議長

金銭法案である場合には其の旨の證明書を該法律案に裏書しなければならぬ。此の證明ある場合には貴族院に回付の後一ヶ月内に貴族院の議決と否とにかゝはらず國王の裁下を求めることができる。議長の證明は貴族院の金銭法案に對する協賛權を封する所の重大なる意義を有する。

(ロ) 前掲千九百十一年議會改正法第二條に依れば、衆議院を通過したる公共法案(金銭法案以外の)が衆議院第二讀會後二年間に相續く三會期の各に於て貴族院により引續き否決せられたる場合には議長の證明(第二條の要求即ち前記の條件を満たしたとの證明)並に兩院の同意したる改正又は時の経過によつて當然生じたる改正ある場合には議案の同一性に對する議長の證明によつて直ちに國王の裁下を求むることができる。此の證明は金銭法案に於けるほど重大ではないが相當に貴族院の公共法案協賛權を奪ふものである。(公共法案は二年間だけ貴族院に於て阻止することができが金銭法案は全く阻止することができる。)

(三) 議院に於ける議事を統率する。即ち討議の秩序を維持し議院法の疑義を決定し、誹毀的な言論を中止し、問題に係なき言論を中止し、投票を要求し、議院の議決を宣言する。議長の議事統率は本會議に於てのみ、委員會に於て各委員長之に代る。(三三)

代理議長 (Deputy Speaker) 議長が病氣其の他の理由により其の職を執る能はざる時は代理議長代つて其の職を執る。代理議長となるものは歳入委員會の委員長 (Chairman of ways and means) である。(18/19 Vict. c. 84) 歳入委員長故障ある時は副委員長之に代る。(三四)

衆議院書記官

衆議院事務局

衆議院書記官 (Clerks of the House of Commons) 衆議院書記官の大勅書 (Letters Patent) によつて任命せられ二名の書記官補 (Assistant Clerks) によつて輔佐せらる。議院の上奏による外免職せらることなき終身官である。(52 Geo. III. c. 11) 年俸二千鎊を給せらる。其の任務は議長の指揮に基いて衆議院の會議に於て書記として参加し、議事日程を朗讀し、議院命令上奏感謝決議に對して署名し、衆議院に於て議決せられた法律案の裏面に *Soit baillie an seigneurs* なる文字の裏書及び其の上院への廻付、衆議院の記録の調製をなし、議院法の疑義に關して議長並に議員の顧問となり、議長選舉の際議長の席につく外衆議院事務局の長官である。

衆議院事務局は左の五課より成る。

(イ) 公共法案課 (the Public Bill Office) 議員より提出せられた公共法案を明瞭なる形式に形成する。即ち印刷局と共同して其の複寫を作り議員に頒布する。修正を加へられたる一般の法案につき亦同じ。

(ロ) 記録課 (Record Office) 毎日衆議院の討議表決に關する書記官の報告に基いて印刷せられ且議員に頒布せらるる記録を校訂する。記録課の校訂を経たる後初めて衆議院議事録 (Journal of the House of Commons) となる。

(ハ) 個人法案課 (Private Bill Office) 個人法案に關する事務を掌る。(後述)

(ニ) 委員會課 (Committee Office) 委員會の準備活動に關する事務特に各委員會に於て該課

より書記官として出席する。

(ホ)投票課 (Vote Office) 投票課は青表紙本 (Blue book) 即ち議會の報告書及び投票用紙を議會に頒布する。

守衛 (Sergeant at arms) 守衛は侍從長 (Lord Chamberlain) の命令書により並に大勅書 (Letters Patent) を以つて任命せらる。議會閉會中は國王に扈從して護衛する。宮内官であるが議會會期中は議長に扈從して之を護衛する所の議會の行政官となる。議長が衆議院に出入する時國王に拜謁し又は貴族院に至る場合には權矛 (mace) を持して扈從しなければならぬ。此の外守衛は或る程度の議院警察權を有し議院の門衛は其の指揮に従ふ。又議院議長裁判所の命じた逮捕狀の執行及び禁錮は守衛の管轄する所である。議院禁錮所も亦其の住宅に接續する。貴族院議員が衆議院に來りたる時ロンドン州奉行が議院に請願を提出する場合には守衛が案内する。議院より出頭を命せられた證人に對しても亦同じ。衆議院の本會議の議事が開かれた場合には總ての委員會に開議を中止すべきことを報告する。尙守衛は衆議院の家屋の管理權を有する。

貴族院の行政官

議長 貴族院議長は大法官 (Lord Chancellor) の兼務する所である。大法官は貴族院議長として赤色の被布をかけたる議長席 (Woolack) に着く。

議長就任 大法官の官職にある者は當然議長となる。大法官は内閣と運命を共にする故内閣

守衛

貴族院の行政官

議長

議長就任

貴族院議長の職務

の變更と共に議長も變る。一般庶民であつても大法官となり議長となることができ。然し通常は大法官に任せらるゝと共に貴族に任せられ議長となる。

議長の職務 議長の權限は衆議院議長の權限に比して劣る。即ち貴族院議長は議院の單なる發表者として其の決議を實行するのみ。従つて衆議院議長の如く議院の秩序維持權、議員に對する命令權等を有しない。

代理議長

代理議長 (Deputy Speaker) 議長不在又は疾病其の他の故障のため其の職務を執る能はざる時は豫め國王の任命したる全院委員會委員長 (Chairman of Committee of Whole House) が議長代理として事務をとる。此等の代理議長不在若くは疾病其の他の故障ある時は特に臨時議長 (Speaker Protempore) を選舉する。

貴族院書記官

貴族院書記官 (Clerk of Parliament) 貴族院書記官は (Clerk of Parliament) と言つた (Clerk of House of Lords) と言はない。是れ昔議會が單に今日の貴族院であつた時代の名残りである。貴族院書記官は衆議院書記官の地位並に權限に準ずる。貴族院書記官は大法官の任命する二人の書記官補 (Assistant Clerk and Reading Clerk) によつて補佐せられる。

拜謁者案内官

拜謁案内官 (Gentleman Usher of the Black Rod) 拜謁案内官は國王の大勅書 (Letters Patent) を以つて任せらる。元來宮内官であつて國王の貴族院行幸に扈從し而して會期となるや衆議院守衛 (Sergeant at arms) の權限中議長護衛、權矛奉持以外の權限を行ふ所の貴族院の行政官

守衛

守衛 (Sergeant at Arms) 貴族院守衛も亦大勅書によつて任命せらる。衆議院守衛よりも其の権限狭くたゞ議長護衛の權及び議長の權矛奉持の權を有するのみ。

第三節 議會の會期、休會、開會、閉會、解散

議會と會期

議會と會期 (Parliament and Session) 一の議會は總選舉後の召集から數會期を経て解散(大權に基く解散若くは任期満了に基く解散)に至るまでを言ふ。會期とは毎年定期に又は臨時に召集せられて議會が活動する期間を言ふ。

議會の存續期間

一議會の存續(duration of Parliament)期間は大權に基く解散の場合の外衆議院議員の任期即ち五年間である。議會の存續期間即ち議員の任期は千六百九十三年以後三年であつた。(Triennial Act. 6/7 Willam, Mary c. 2) 其の後ハノーバー王朝となつて千七百十五年より七年間に延長せられた。(Septennial Act. 1 Geo. I. c. 38) 千九百十一年の議會改正法 (Parliament Act. 1/2 Geo. V. c. 3) により五年に短縮せられて今日に及んでゐる。會期は毎年二月上旬より八月下旬に至る六ヶ月間である。會期中最も活動の活發な時期は五月六月である。會期中復活祭並に聖靈降誕祭の數日間休會する。臨時議會に於ける會期は國王の詔勅による。

議會の開會

議會の開會 (Opening of Parliament) 及び會期の開始 (Commencement of Session) 開會は

總選舉の後行はる。開會日に於て兩院議員は各院に集合する。國王若くは國王の任命したる五人の委員(一名は大法官他の四名は樞密顧問)が國王の代理として貴族院に出席し衆議院議員の貴族院への集合を求める。衆議院議員は貴族院の拜謁案内官 (Gentleman Usher of the Black Rod) に導かれて貴族院へ來る。(委員が出席した場合には國王の任命書たる大勅書を朗讀する。) 大法官は此處に於て衆議院議長選舉を要求する。衆議院議員は衆議院へ退き議長を選舉して其の翌日まで休會する。翌日に至り議長は議長席につき貴族院よりの招請を待つ。貴族院よりの招請あるや議長は議員をつれて登院し國王又は其の代理委員に對して自己の議長當選を報告し其の認可を要求し其の認可を得るや衆議院の固有の疑ふべからざる特權を要求し之が承認せらるや衆議院に退く(議長就任の事に就ては前に述べた)。各院に於ては議員の立證と忠誠の宣誓確認とが行はれる。貴族院に於て聯合王國の世襲議員は其の召集狀を卓上に置き其の地位を立證する。尙勳位局長 (Garter King at Arms) は世襲議員の名簿を以つて之を立證する。新貴族は其の貴族任命の大勅書を大法官に呈出し貴族院書記官が之と共に召集狀を朗讀することによつて其の地位が立證せられる。スコットランド代表貴族はスコットランド記録長官の報告に基いて作製したる王務院書記官の證明書によつて立證せられる。衆議院議員の地位は選舉官の當選報告によつて證明せらる。選舉官の當選報告は大法官の選舉命令書に對して裏書して大法官王務院書記に送致せられ、大法官王務院書記は其の中より當選人名簿を作り之を衆議院書記官に送致する。選舉官の報告書

は議會中は大法官王務院に保管せられ其の後衆議院記録課に送らる。

前に述べたるが如く宣誓若くは確認は現代に於いては忠誠の宣誓又は確認のみである。宣誓や確認は貴族院に於ては隨時に行ひ衆議院に於ては議長が認可を受けて歸院するや議長席の階段に立ちて行ひこれに倣つて各議員は議院の卓上に於て之を行ふ。

宣誓又は確認の後衆議院議員は再び貴族院に招請せられる。此處に於て國王自身若くは國王出席せざる時は其の委員によつて開會の勅語が朗讀せられる。衆議院議員は其の後衆議院に歸院し各院は二三の形式的な議事を行ひ國王の勅語に對する奉答文を議決し貴族院は同時に宮内官たる議員をして衆議院は同時に樞密顧問たる議員をして之を奉呈せしめる。之を以つて議會開會の手續を終る。

會期の開始 (Commencement of Session) も亦議會の開會と大體同様である。たゞ議長選舉、宣誓若くは確認の儀式を要せないのみである。

休會 (Adjournment) 休會とは會期中各院各別に又は各院同時に一定時間一定日數又は一定週間其議事を中止することを言ふ。吾國に於けるが如く兩院同時に天皇の命令によつて議事を中止するを停會と言ひ各院各別に各院自から議事を中止するを休會として區別するが如きことはない。苟も會期中議事を中止することは皆休會と言ふ。

休會は各院各別の決議に基いて之を行ふ。十七世紀まで議會は國王の命令によつて休會し又十

會期の開始

休會

「休會と停會との區別なし」

休會は各院の議決による

全會に對する大權

閉會

「會期不繼續の原則」

九世紀まで國王の休會希望の意思に基いて休會を決議したが、今や國王の命令に基く休會は固より又國王の希望に基く休會の決議さへも行はれない。全く議院各自の自主的な決議によつて行ふのみである。休會に關する國王の大權はたゞ一點に存する。即ち議院が十四日以上休會したる場合には國王は詔勅 (Proclamation) を發して一定期日までに再開すべきことを命ずることができ。再開の期日は詔勅の日附より少くとも六日後でなければならぬ。(39/40 Geo. III. c. 14; 33/34 Vict. c. 81)

閉會 (Prorogation) 閉會とは會期を終了せしむることである。閉會は國王の詔勅を以つて之を命じ國王自から貴族院に行幸して大法官をして閉會の勅語を奉讀せしめ若くは代理の委員をして閉會を命ぜしめる。(二四)

閉會の効力は審議未了の議案の審議手續を無効ならしめることである。即ち次の會期に於て當會期の審議未了の議案をば繼續して討議し表決することはできぬ。新に之を提出して始めから審議をし直さねばならぬ。之を會期不繼續の原則 (Rule of Non-Continuance of Sessions) と言ふ。(二五) 此に對する例外は或る議案につき會期繼續の決議をした場合であつて當會期に於て審議の進みたる點に引續いて次の會期に於て之が審議を行ふ場合である。(二六)

閉會を命ぜられた場合には總ての本會議委員會の討議を中止しなければならぬ。此の原則に對する例外は貴族院の裁判所としての權限であつて閉會又は解散によつて其の手續を中止すること

解散

はない。

解散 (dissolution) 解散は議會の存続を終止せしめる。即ち衆議院に於ては議員の地位が消滅し従つて衆議院としての活動ができなくなる。貴族院では議員の地位は解散によつて何等の影響を受けない。従つて貴族院のみの活動例へば裁判權の如きは之を行ふことができるけれども衆議院と一致して議會としての活動は不可能となる。解散は一は議員任期の終了により一は國王の大權によつて起る。吾國に於けるが如く單に天皇の大權に基いて議會の存在を終止せしむる場合のみが解散ではなくて任期の終了によつて議會の終止することをも解散と稱することに注意しなければならぬ。(二七)

任期終了に
基く解散

「國王の崩
御は解散を
來さず」

(イ)任期の終了による解散 千九百十一年の議會改正法により衆議院議員の任期は五年であつて其終了と共に議會は解散する。尙千八百六十七年以前は國王の崩御によつて議員の任期は終了し議會は當然解散するものとせられた。蓋し議員の召集は國王一存の意思に懸るものであると言ふ中世紀の思想が充分に消え失せないでゐて議員の選出が國民の權利であると言ふ近代立憲思想の影が淡かつた爲め國王の崩御は議員の資格を奪ふものとせられたのである。此によつて生ずる不便を避けんがため種々の制定法が制定せられ其の一(7/8 Will. I. c. 15)の如きは議會が國王の崩御の後解散命令を受けない時は崩御後六ヶ月間存続すべく然る後解散すべき旨を規定した。然るに千八百六十七年の國民代表法 (Representation of Peoples Act) は遂に國王の崩御は議

會の存続に何等の關係なき旨を規定するに至つた。

大權に基く
解散
解散の時期
及方法
解散の理由
と効果

(ロ)大權による解散 國王は大權に基き詔勅 (Proclamation) を以て議會の解散を命ずることが出来る。大權による解散は任期満了前に於てなさるゝものである。議會の開會中なると閉會中なるとを問はぬ。開會中なれば國王自から貴族院に出席し解散を命ずることができる。然し最も普通の方法は先づ閉會を命じ然る後解散を命ずる。閉會中なる場合には代理の委員をして解散を命せしむる。解散の詔勅は同時に新議會の召集を命ずるものであることは前に述べた。解散の理由、其の効果等に就ては後章議會と内閣との關係に於て述べるから畧する。

第四節 議會の開議 (Sitting) と議事の秩序 (Order of Business)

開議
中絶時間

各院の開議 (Sittings) 衆議院は開會期中毎週月曜日火曜日木曜日は午後二時四十五分に開議し十一時半に休會する。金曜日には正午より開議して午後五時に休會するまで議事を進める。土曜日には原則として開議せずたゞ議院の決議によつて開議することもある。日曜日には開議しない。貴族院に於ては午後五時半に開議し水曜日土曜日日曜日は開議しない。開議は衆議院に於ては月火水木の四曜日には八時十五分を境として前を午後の開議後を夜の開議と言ふ。金曜日の開議は午後の開議のみである。月火水木の四曜日の開議は十一時半までであるが、議事は十一時を以つて中絶し (interrupt) なくてはならぬ。十一時から十一時半までを中絶の時間 (hour for

立法權の組織と作用

interruptions) と言ふ。此の時間内に於ては形式だつた討議は行はれず、たゞ全員の同意によつて議員の個人法案の諒解を求め(此の際全員が同意を與へておかねば本會議に於て通過の可能性がない)又は次の議事日程の朗讀承認がなされる。一人でも反對者があれば何等の諒解も承認も成り立たぬ。

中絶せざる
場合

月火水木の四曜日に於ては夜十一時議事中絶し十一時半休會の原則は其の日の日程が財政法案(Finance bill) (歳入委員會に於て發案せられた法案)若くは制定法(Statute) 又は勅令(Orders in Council) の執行に關する議事である場合には適用せられない。即ち議事は中絶することなく深更に及ぶ。

日日の議事
順序

日日の議事順序(Orders of Business of each day) 月火水木の四曜日の開議日の議事は左の順序によつて進められる。二時四十五分より八時十五分までは午後の開議であり八時十五分より十一時半までは夜の開議であつて其の内十一時より閉會までは中絶時間(interruption)である。

午後の開議

午後の開議は先づ開議の初頭議長の祈禱によつて初まり八時十五分まで次の順序で議事を進める。

(一)個人法
案の議事

(一)個人法案の議事(Private Business)(午後二時まで) 個人法案の審議手續は午後三時まで
に終止しなければならぬ。個人法案が無反對法案であれば時間を要しない。個人法案が反對法案
であれば金曜日には全く議事を開かない、又其の他の日に於て其が三時まで終らない場合には歳

(二)請願提
出

出委員長(Chairman of ways and means)の適當と思料する場合には午後八時四十五分まで其に
關する議事を中止し、夜の開議に於て議することができる。

(三)大臣質
問

(二)議員の請願の提出(Presentation of Public Petition) 次に上程せらるべき議事は議員の
請願提出である。議員が口頭を以つて院に對して請願したる場合には多少の討議を惹起すること
があるけれども原則として討議を用ひないため午後三時まで終らなければならぬ。文書を以つ
てする場合には議長の後方の鞆の中に黙つたまゝ投せらるから此の場合には議事とならぬ。

(三)大臣質問(Interpellation)(三時四十五分まで) 次に上程せらるべき議會活動の内政治的
に意義深き大臣質問の議事である。三時より三時四十五分までの間になされなければならぬ。大
臣質問の數は近來益々増加の傾向があつたので簡畧にするため千九百二年の議院定令により文書
又は口頭による答辯を要求することができなくなつた。口頭による答辯を要求せんとする場
合には通知書に星標を附し且つ質問に費さるべき時間に對して嚴格なる制限を附して提出する。
質問は四十分間を限りて許し之に對する答辯は三時四十五分までとする。

(四)動議提
出

(四)動議提出(Motion)(三時四十五分まで) 三時以前若くは大臣質問終りて後三時四十五分
まで時間の餘裕ある時は報告書要求の動議缺席許可の動議出席命令の動議其の他の動議を提出す
る。報告書は政府の各省が反對しない時には提出せられる。又缺席の許可の動議が成立せずして
缺席した場合には議院特權侵害として處罰せられる。許可を得ずして出席せざる者又は許可せら

れた缺席期間を過ぎたる後尙出席せざる者に對しては出席命令の動議を提出する。出席命令に従はざる者は特權侵害として處罰せらるゝ。然し現時缺席許可の動議出席命令の動議等は殆んど行はれない。議員の缺席出席は院の關係する問題と言はんより院内幹事若くは選舉區の關係すべき問題とせらるゝに至つた。

(五)緊急問題のため
の休會動議

(五)緊急問題審議のための休會動議の提出 (Motion for the adjournment of the House for the purpose of discussing a definite matter of urgent public importance)(三時四十五分—八時四十五分) 大臣質問の終りたる直後大臣の答辯が極めて不充分である場合若くは緊急的重大問題を發見したる場合には議員が議席に於て立ち上り緊急問題討議の目的のため八時十五分まで議事を中止せよとの動議を提出する。動議が成立すれば議事は八時十五分まで閉會せられ八時十五分後に於て其の討議をする。此の動議は法律案の協賛に就て政府の拘束の下にある平議員にとつて最も重大なる意義をもつ。即ち此の動議に於て自由なる所信を述べることが出来る。然し此の動議提出には四十名の賛成議員を要すること、議長が緊急 (definite and urgent) なるや否やの決定権を有すること等のため成立の機會が少い。

(六)一般公共法案の議事開始のための事務 (Matters for Commencement of the Public Business) (二十八)(三時四十五分—八時四十五分)

(イ)十分間原則による法律案提出の許可に對する動議 (Motion for leave to bring in a bill

and 10. m. rule)

(ロ)議院の卓上に法律案を提出することによる所謂議院命令によらざる法律案の提出 (Presentation of bill without order of the House)

(ハ)其他政府の大臣よりなざる、一般公共法案の議事に關する動議にして討論若くは改正を加ふることなく可否を決すべきもの

夜の開議 (evening sitting)

夜の開議
(一)緊急問題の討議

夜の開議は八時十五分より始まる。夜の開議は十一時に中絶し十一時半に閉會する。而して中絶時間中のことは既に述べたから八時十五分から十一時までの議事を述べる。

(二)個人法案の討議

(一)緊急問題の審議 午後の開議に於て緊急問題審議のために休會の動議が成立した場合に八時十五分まで休會し八時十五分より先づ緊急問題の審議をする。

(三)動議の通知

(二)個人法案の討議 次に午後の開議に於て夜の開議に延期せられた個人法案を討議する。
(三)動議の通知 (notice of motion) 次に所謂正規の開議は動議の通知と次の日程であつて動議の通知を以つて夜の正規開議が始まる。(一)と(二)とは可成簡單にして正規の開議に多くの時間を割かんとするのが一般の傾向である。動議の通知は一般公共法案の提出に關する動議に對する通知である。政府議員は自己の提出せんとする一般公共法案の議事に關する動議を通知することが出来るが、議員が公共法案提出の動議を通知せんとせば相互間抽籤によつて其の前後を定め

(四) 一般公
共法案提
出許可の
動議、第
一讀會
(五) 日程

なければならぬ。
(四) 次に一般公法案提出許可の動議、並に動議成立後の第一讀會である。
(五) 日程 (Order of day) 第一讀會の後初めて日程に入る。日程とは法律案の討議に對して議長によつて附せられたる順序である、而して其の順序は法律案が第二讀會に附せらるゝ時より定まる。されば日程に入りて日程の順序によつて議せらるゝものは第二讀會並に第三讀會である。委員會は全院委員會のみ日程による。

(六) 中絶時間及休會

會期中に於ける議事の順序 (Order of business in a Session)

(一) 二月上旬頃開會

(二) 開會の勅語に對する奉答文の決議及び奉呈 此の爲めに約二三週間を要する。蓋し奉答文の作製其の奉呈は單に儀禮ではない。開會の勅語は内閣の作製する所であつて其の内容は其の一般政策を述べ且つ議會召集の目的を説くものであるから之に對する奉答の決議案の討議に於て政府の一般政策の批判を含み、一々個々の問題の批判は行はぬ、勅語が一般政策のみに關するから、反對黨は勅語にあらはれた政府の一般政策に對する攻撃をなし、政府大臣及び與黨は防禦にとめる。されば開會劈頭奉答文の決議案の討議に與黨が破れて政策反對の奉答が可決せらるゝ時には解散を斷行するか又は辭職する。(二十九)

會期中に於ける議事の順序
(一) 開會
(二) 勅語奉答

法律案の討議

(三) 法律案の討議 勅語奉答文の決議奉呈の後法律案の討議が開始せらる。法律案の討議は政府案 (Government's bill) (政府議員の提出したる法律案) と議員案 (Private member's bill) (平議員の提出したる法律案) とに分つことが必要である。但し注意すべきことは政府案でも個人法案 (Private bill) の場合があり、議員案でも公法案たる場合があることである。政府案と議員案との區別は提出者の相違から起る區別であり公法案と個人法案との區別は其の規定する事項よりの相違である。

政府案の特典

政府案は公法案たると個人法案たるとを問はず議員案より審議の時間を豊富に與へられる。即ち勅語奉答後復活祭に至るまで水曜木曜金曜の開議は議員案の討議に當てられるが復活祭以後は先づ木曜日の開議が奪はれて政府案の討議に當てられ其から間もなく聖靈降臨祭の休會あけ以後は各週の總ての開議日が政府案討議に當てられる。(たゞ聖靈降臨祭より第三金曜並に第四金曜が其の例外をなすのみ。) 又政府案や議員案の何れにも獨占せられてゐない開議に於ても政府案の討議が議員案の開議に優先する。即ち政府案の討議が濟まなければ議員案の討議を始めることができぬ。

第五節 議會の權限

第一項 議會の權限の範圍

立法權の組織と作用

議會の權限とは議會の兩院の一致したる議決と國王の裁可とを以つて行ふことのできる統治權限である。後述金錢法案の如きは貴族院に於ける議決を全く要しないで衆議院の議決と國王の裁可とのみで成立するものもある。又金錢法案以外の公共法案も貴族院の議決を結局必要としないで成立する場合もある。然し其にも拘らず全く貴族院を無視することはできぬ。金錢法案も貴族院に廻付しなければならぬ。公共法案も二ヶ年三會期だけは貴族院の討議に附せられなければならない。貴族院は金錢法案に對しても公共法案に對しても議決することを禁せられてゐるのではない。たゞ其の否決によつて之を不成立に至らしむる權限が剝奪せられてゐるか若くは制限せられてゐるに過ぎぬ。されば金錢法案も公共法案も衆議院と貴族院との一致したる議決によつて行はるゝ權限として所謂議會の權限として述べられなければならない。

議會の權限は兩院の一致したる議決によつて行はるゝ權限であるから一院のみの權限や議員の特權や權限とは區別せられなければならない。議會の權限は bill に關する討議委員會表決である。即ち bill を Act にすることに関する。bill を中心とする作用である。bill とは吾國流に言へば(豫算と法律とを分つ制度では)法律案だけとも言へぬ、豫算案だけとも言へぬ、兩者を合せた議案である。衆議院貴族院の兩者が共同し一致して關係しなければならないところの客體の總稱である。我國の法律案、豫算案、決算案等を皆含むのである。然し吾國の豫算決算に當るものも法律に當るものも何れも英國では Act である。然らば英國では豫算も法律も同形式 Act である。

Act of Statute 即ち制定法である。然らば英國議會が其を中心として活動するところの bill は法律案でなければならない。従つて英國議會の權限は法律案を中心とするもの即ち立法權であると言はなければならない。

統治權の形式的分類に従へば議會の權限は立法權であると言ふ。而して英國議會の權限たる立法權とは正に此の形式的意義に於ける立法權を指さんとするものに外ならぬ。吾人は既に英國行政權の章に於て立法司法行政の形式的分類によつて分ち論を進むべきことを掲げた。是即ち英國議會の權限に對する英國法制、英國學者の所論が實質的意義に於ける行政たる豫算をも法 (Act) として他の本來の法 (Act) と區別せず總て議會の兩院の議決によつて生ずるものを法 (Act) と呼ぶがため英國憲法に於て立法權は議會の權限の總稱であると言ふ形式的分類によらねばならず従つて他の統治權即ち司法權も行政權も當然形式的分類によるを適當と信じたためである。

議會の制定法は一般公共法 (Public and General Act) と地方法 (Local Act) と個人法 (Private Act) の三種である。然るに法律案としては地方法案は個人法案として又は一般公共法案として取扱はれるから法律案は大別して一般公共法案と個人法案とに分たれる。一般公共法案は公共法案と金錢法案とに分たれる。それで法律案は

- (イ) 公共法案 (Public bill) (金錢法案を除く一般公共に關する法律案)
- (ロ) 金錢法案 (Money bill) (租稅法案、歳出法案 Appropriation bill、財政法案 Finance)

bill 等の所謂金銭の支出收入に關する法律案)

(ハ)個人法案 (Private bill) (特定個人、特定會社、特定地方に關する法律案)の三種である。(イ)と(ロ)との法律案の討議表決の議事を Public business と言ふ。即ち一般公共法案の議事と解すべきである。(ハ)の討議表決は Private business 即ち個人法案議事と言ふ。前に述べた通り法律案は之を提出する者の區別によつて政府案 (Government's bill) と議員法案 (Private Member's bill) とに分れる。前者は政府の大臣たる議員の提出するものであり後者は平議員 (private member) の提出するものである。前述の如く政府案の中にも一般公共法案あり個人法案があり議員案の中にも個人法案あり公共法案もある。

公共法案制定

(一)公共法案の提出

(一)公共法案の提出 (發案) (Initiation) 公共法案の發案權を有する者は總ての議員である。政府當局たる議員 (政府案) たる平議員 (議員案) たるを問はぬ。發案に對する議員の獨占權は種々重大な意味をもつ。嘗つて國王又は政府のみが發案權を有してゐた時代には衆議院はその欲する法律案の發案をば國王に請願 (Petition) するの外はなかつた。議員は此の請願の發案を有したるのみ。國王は衆議院の請願に基いて法律案を作製し貴族院に諮つて制定した。(117)

法律案の發案權が國王のみに存する間は議會の立法權は未だ微弱である。議員の法律案の發案權議會の立法權が請願に基かずして議員の發案した法律案によつて行はるゝと言ふ原則はヘンリ

會訓

議員案の性質

十六世の時に起つてきた。之と共に議會の行政權に對する獨立、權力分立が確立された。(三十一) 等しく議員の發案の中でも政府當局たる議員の發案 (政府案) は平議員の發案 (議員案) に比して頗る重大性を増してきた。即ち第一政府に割り當てらるゝ開議の時間は議員案の其に比して比較すべからざるほど多いこと、第二に議員案の通過は頗る困難であること、第三に提出せらるる議案は政府案が大部分を占め議員案は少數であること等である。蓋し其の理由は (イ) 社會立法の増加即ち十九世紀より貧富の懸隔隔絶し政府の一大任務は其の調和であり其のために政府の立法事項が急激に増加したることである。政府大臣は會期をまたず假命令 (Provisional orders) を以つて必要の處置をなし會期に於て之を提出して承認を求め。(ロ) 重要な立法は政府の責任によらずしては行はれ難い。重要な立法は種々の調査に基かなければならぬ。而して斯る調査は各方面の専門家によつてなされなければならぬ。到底一議員のよくする所ではない。それ故政府案が多數となり個人法案の通過が困難となつてきた。

發案方法

(イ) 議員は通知したる後法律案を議院の卓 (Table of the House) 上に提出する。議院の卓とは議院書記官の着席する卓であつて議事の事務を掌る所である。議院の卓上に提出することは第一讀會を経たるものと見做される。此の發案は議院の提出命令をまたぬものであつて Presentation of a bill without order of the House といふ。(1902 Standing Order. 31)

(ロ)十分間原則による提出 此は動議の通知をせずに直ちに議員から法律案提出許可の動議を提出し反対者あれば簡單なる討議(十分間原則)を行つた後動議を決する、動議決せらるゝや法律提出となる。(1888 Standing Order, 16)

(ハ)以上の二つの方法は便法であつて先に述べた一般公共法案の議事開始事務として午後の開議に於て行はるゝ所である。最も正統的な方法は先づ夜の開議に於て動議の通知をして日程に入りて法律案提出許可の動議を提出し其の動議成立の後に法律案を提出する方法である。

(二)第一讀會 前記(ロ)及び(ハ)により法律提出許可の動議が成立した場合には院は法律案提出の命令(Order of the House to bring in a bill)を出す。提出議員は直ちに院に至り議長に之を提出し議長は之を書記官に手交する。書記官は其の名稱を朗讀する。これが第一讀會である。此處に於て動議により第一讀會として可決せらるべきや(the question that a bill now be read a first times)而して法律案を印刷に附すべきやを討議若くは修正なしに決する。それ故第一讀會に於ては單に形式的の議事に止まる。可決せらるれば特定の日に第二讀會を開催すべきことを命ずる。法律案は此の時初めて議事日程に上る。

(三)第二讀會 (Second reading) 日程に指定せられた日の夜の開議に於て第二讀會が開かれる。第二讀會以後の手續が始めて日程に入る。第二讀會に於ては動議により第二讀會として可決すべきや否やの問題(Question that a bill now be read at a second time)が決せられる。此の

第二讀會

委員會附託

議決に當ては法律案の一般原則に對する充分なる討議がなされる。反對黨は之を屠る方法として通常六ヶ月後の今日第二讀會とし可決すべしとの動議を提出して第二讀會の通過を妨害する。此の動議は議會閉會後に於て第二讀會を通過せしめよと言ふのであるから否決すべしとの動議である。若くは端的に否決すべしとの動議を提出し又は案の根本性質を變更すべしとの動議を提出する。第二讀會として可決すべしとの動議が成立すれば案は第二讀會を通過したることとなる。

(四)委員會附託 (Commitment) 法律案が第二讀會を通過したる時には委員會の一に附託せられる。

公共法案の委員會附託は通常常任委員會 (Standing Committees) の一になされ院の決議ある場合に於てのみ全院委員會に對して行はれる。而して委員會附託に際しては一定の修正をなすべしとの訓令 (instructions) を附することがあり又は附せざることがある。

常任委員會

(イ)常任委員會 (Standing Committees) 常任委員會は一會期中繼續して存在する故に常任と言ふ名が附せられる。常任委員會は選任委員會 (Committee of Selection) によつて選任せられたる議員五十名乃至六十名より成る大委員會 (Grand Committee) である。尙選任委員會は特に必要なる場合(スコットランド常任委員會及びウェールズ常任委員會の如き)には以上の人員に更に十五名までの増員をなすことができる。委員長は選任委員會が會期の初め委員長名簿 (Chair-

men's Pannel) として選任したる八名乃至十五名の委員長候補者の互選によつて定まる。常任委員会の数は六である。スコットランドに關する法律案を附託せらるゝスコットランド常任委員会 (Standing Committee for Scotland) の外五つの常任委員会に附託すべき法律案の割當は議長に於て決定する。總ての法律案は六の常任委員会の一に於て附託せらるゝことを原則とする。但し (a) 金銭法案 (b) 個人法案 (c) 假命令を承認する法律案 (d) 第二讀會の後院が全院委員会に附託すべしと決議した法律案は此の限りでない。然るに (a) 及び (b) は公共法案ではない。(c) も個人法案と同様に取扱はれる。其故公共法案中常任委員会に附せられないのは (d) の場合だけである。常任委員会の議事は日程の外にあつて大體午前中に行はれ委員会に於て開議の日時を定むることができる。本會議の休會中でも常任委員会の開議をして差支へがない。

(ロ) 全院委員会 (Committee of the House or the whole House) 全院委員会は公共法案の討議に就ては前記 (d) の場合即ち決議を以つて全院委員会に附すべしとせられた時にのみ開議せらる。全院委員会の組織は本會議と等しく全員より成る。本會議と異なる所は議長退いて歳入委員長 (Chairmans of Ways and Means) が委員長となつて議事を統ぶること並に其の議事の方法が異なることである。全院委員会の議事は日程に上る、所定の開議に於て決議に達せぬとき再開の許可を乞はねばならぬ。又公共法案の全院委員会は特別の名稱がない。單に全院委員会と言ふ。(三十二) 常任委員会でも全院委員会でも議事方法が本會議より寛やかである。一問題に就き二度以上發

全院委員会

委員会に於ける議事

報告

言すべからずと言ふ原則の適用がない。委員会に於ては逐條的に討議し其の必要と信する修正権を有するは勿論のこと本會議の決議による修正の訓令 (Instruction) ある場合には之に従つて其の要する修正を加へなければならぬ。(三十三)

(五) 報告 (Report Stage) 委員会に於て法律案が修正を附し又は之を附せずして通過した場合には委員長は此の旨を院に報告する。修正すべきの報告又は無修正のまゝの報告が全院委員会より又は常任委員会よりなされた場合には更に院 (本會議) は其の各本條を審議して (逐條審議の必要はない) 委員会で決議せられた修正を採用すべきか否かを決し更に必要な修正を決定することができる。又新なる條項を加ふることができる。

(六) 第三讀會 公共法案最後の手續は第三讀會である。第三讀會は第二讀會と同様案全體として承認すべきか否かを決する。第三讀會に於ても第三讀會として可決すべきや否やの動議が提出せられ可決すべしとの決議があれば第三讀會を通過することとなる。第三讀會を通過した場合には院は書記官に命じて貴族院の同意を求むべく之を其處まで持參せしめる。書記官は法律案の裏に *Soit baille and Seigneurs* なる文字を裏書する。(三十四)

公共法案と貴族院の手續 公共法案が衆議院を通過して貴族院に廻付せられたときは直ちに第一讀會を開き其の通過後貴族院の卓上に置く。その後十二日の中に第二讀會の動議の通知がなされぬときは握りつぶされたものと看做される。但し八月一日以前に於て通知を八日前になして

第三讀會

貴族院への廻付

貴族に於ける手續

公共法案と
兩院關係

通牒

協議會

第二讀會の動議を提出した時には此の限りでない。此の外貴族院の手續は衆議院に於けると同様である。無修正で第三讀會を通過した時には此れを衆議院に返付することなくたゞ其趣の通牒を衆議院に送付する。若し修正を附して議決した場合には其の趣の通牒を附し且つ *A ceste bille aveuque des amendemens le seigneurs sont assentus* の文字を裏書して法律案を衆議院に返附する。法律上公共法案が貴族院より發案せらるゝことはあり得る。その時は衆議院と同じ手續を踏む。然し實際に於ては殆んど貴族院に於て發案せらるゝことはない。(三十五)

公共法案と兩院關係 兩院の一方(多くの場合衆議院)が可決した法律案を他の院(多くの場合貴族院)が修正を附して可決した場合には再び最初の院に廻付せられて修正の點につき承認を求める。此の修正に不承諾の場合は二つの打開方法がある。(イ)不承諾の原因を述べたる通牒(Message)を起草するため起草議員が選任せられる。他の院は此の通牒によつて或は修正案を取消すこともある。通牒の使者は書記官(書記官補)の一人を以つて之に當てる。(ロ)協議會(Conference) 協議會は兩院に於て選任せられたる協議員(Managers)の形式的會合であつて協議員は不服の理由を起草し之を朗讀し之を相互に交付するけれども協議會が自由協議會(Free Conference)とならざる限り討論若くは説明をすることができぬ。自由協議會となればあらゆる討論説明を用ひて相手方を説明することにとつて、又兩院間の一致を得ることにとつて。千八百五十一年の兩院の決議によつて協議會は何れかの院により特に要求せられざる限り之を開かない。

衆議院の優
越

裁可

通常の場合には通牒(Message)を以つて相互の不服の點を表示し妥協の道を講ずることとなつた。(ハ)通牒によつても又協議會によつても妥協の餘地がない時には遂に法律案は不成立となるのではない。然るに千九百十一年の議會改正法は公共法案(Public Bill)に關して重要な規定を設けた。即ち其の第二條三項によれば公共法案(Public Bill)(通常の Public bill)は Money bill を含まぬ)は衆議院の第二讀會を通過したる後引續く三會期の各に於て衆議院を通過し且つ貴族院に於て全然否決せられた場合若くは兩院の一致したる修正なくして議決せられた場合(即ち貴族院のみの修正を以つて可決せられた場合)には衆議院議長の作製する證明書(公共法案が以上述べたる條件を具へること及び各會期に提出せられた公共法案の同一性の證明書)(三十四)を添へて國王の裁可を求めることができる。但し該法案の第一回の第二讀會通過後二ヶ年を経たることを要する。(三十五) 此の規定の結果公共法案が引續き三度衆議院を通過した場合には貴族院の否決にも拘らず制定法となることができる。(三十六)

公共法案の裁可(Royal assent to the public bill) 公共法が兩院を通過し若くは千九百十一年の議會改正法第二條の條件を満した場合には裁可を求めなければならぬ。裁可は國王自から行ふ場合には貴族院に行幸し衆議院議員をも招致して貴族院書記官の法律案の名稱朗讀に對して承諾の意思表示によつて之を行ふ。書記官は此に於て豫て印刷局より羊皮紙に印刷して兩院に送致せられた法律案二通を檢閲し之に署名し各の第一頁に *le roy le veult* なる語を書する。

不裁可

委員に命じて裁可せしむるときは委任狀 (Commission) に附せられたる表 (Schedule) 中に掲げられた法律案に就てのみ前記同様の手續が行はれる。不裁可の場合には (le roy savisera) なる語を書す。然るに國王の不裁可は既にアン女皇の千七百七年スコットランド民兵法案 (the Scotch Militia Bill) に對するものを最後として今日に至るまで一回も行使せられてゐない。否今日に於ては最早や國王の不裁可は非立憲行爲と目せらるゝに至り將來繰り返さるゝことはあるまい。

第三項 金錢法案 (Money bill) の制定

第一目 金錢法案 (Money bill) の範圍と一般原則

金錢法案の
意義

金錢法案の意義 金錢法案とは千九百十一年議會改正法第三條によつて (a) 租税の賦課、廢止、減免、變更、その他の規則 (b) 債務辨濟のため若くは他の財政上の目的のためにする固定基金への負擔、斯る負擔の變更又は廢止 (c) 歳出 (d) 公金の費途、収納、保管、支出、會計検査 (e) 公債の起債、保證及び其の拂戻 (f) 以上の諸題目若くは其の中のあるものに附帶する從屬的事項に關する法律案を言ふ。

金錢法案の制定手續に就て特に注意しなければならぬことは

- (一) 金錢法案全般に關する原則
- (二) 金錢法案中の歳出法案 (Appropriation bill) 財政法案即ち歳入法案 (Finance bill) の制定

金錢法案に
對する原則

手續である。

金錢法案全般に關する原則

總て金錢法案の種類に屬する法律案は一般的に次の諸原則に服しなければならぬ。

(一) 金錢法案は衆議院が支配權を有する、即ち (イ) 貴族院に於て發案せられ又は先議せらるゝことはできない。衆議院のみが之を有する。(ロ) 貴族院によつて修正又は否決せらるゝことを得ない。衆議院のみが之を有する。貴族院はたゞ同意權のみを有する。既にリチャード二世の時代金錢の給與は貴族院の忠告、同意とにより制定法の形式に於て衆議院が之をなすと言ふ金錢法案に對する衆議院の獨占的發案權を承認した。千六百七十八年衆議院は決議を以つて金錢法案は貴族院によつて修正せらるゝことを得ないと言ふ原則を確立した。斯して貴族院は金錢法案の發案權、修正權を奪はれたが尙貴族院は金錢法案の否決權は之を留保してゐた。此の權限は貴族院によつて千八百六十年まで何等の問題を生ぜずして行使せられた。此の年衆議院は決議によつて其の否決が國家財政を不可能ならしめるやうに歳出を一法案にまとめて貴族院の否決權を威嚇し其の後千九百十一年の議會改正法 (Parliament Act) によつて貴族院の否決權を剝奪して、その第二條に於て金錢法案は衆議院議長の證明書 (法案が純粹に金錢法案であつて他の規定を含まない旨の證明書) を法案に裏書して會期の終り一ヶ月以前貴族院に廻付した時には貴族院は一ヶ月以内に之を可決しなければならぬ。然らざる場合には貴族院の同意なくして國王の裁可を求めて

修正權の獨
占

貴族院の否
決權の剝奪

之を制定することができる。

(二)金銭法案の發案は國王の請求 (Recommendation) によつてある時のみなされなければならぬ。即ち衆議院は國王の代理者として政府大臣が之を要求した場合に於てのみ金銭法案を發案することができる。平議員は金銭法案の發案の動議を提出することができぬ。勿論平議員と雖も特定の目的のために支出をなすことは有益であるとの決議の動議を提出することができる。而して此の決議が可決せらるれば特定目的のために支出しなければならぬが然し其の金額までも動議によつて決することはできぬ。(三十七)

金銭法案は全院委員會に於て草案せられ其の決議に従つて法律案として提出せられなければならぬ。

第二目 豫算 (Budget)

豫算の性質と効用

歳出歳入の見積りを豫算と言ふ。大陸諸國や吾國の豫算は此の性質に加ふるに議會の歳出歳入の承諾を求むる客體であつて、且つ承諾を得た場合には之に従つて収入し支出せねばならぬと言ふ拘束力を生ずる。然るに英國の豫算は飽くまで歳出歳入の見積りにすぎぬ。議會の承諾は歳出法案財政法案又は固定基金法案であつて豫算そのものではない。従つて豫算に従つて収入し支出せねばならぬと言ふ拘束力を有しない。かかる拘束力は歳出法、歳入法、固定基金法によつて生ずる。

(二)金銭法案の發案は國王の要求による

豫算の性質

「歳出歳入の見積り」

豫算自體には拘束力なし

豫算の拘束力は制定法の結果なり

る。

豫算の効用
豫算の編成

豫算の性質は歳出歳入の見積りである。而して豫算の効用は衆議院の全院委員會に於て歳出法案の起草に當りて参考とせらるゝ、又財政法案、減債基金法案の起草に對して亦同じ。全院委員會に於てはなるべく豫算に従つて其と一致するやう歳出歳入に關する法律案を起草する。

豫算の編成

豫算の編成は次の順序による。(イ)毎年十月一日大藏大臣は各省會計官 (Accounting Officer) に回文を發して來るべき會計年度に對する各省支出收入豫算を提出すべきことを命ずる。(ロ)各省豫算は十二月一日まで (一月十日まで延期せらるゝことあり) 大藏省に提出せられる。(ハ)各省豫算は大藏省豫算官 (Estimate Clerk) によつて集められて總豫算となされる。(ニ)總豫算は尙大藏省財政次官 (Financial Secretary to the Treasury) の詳細なる各款項目に亘る査閲を受けて之によつて總豫算が確定する。(ホ)財政次官の詳細なる査閲を受ける前各省豫算提出に基きて大藏大臣は各省は豫算を閣議に報告して其の同意を求め、特に陸海空軍の豫算に就て然りである。陸海軍航空省の豫算の具體的内容は全く其の省内の權限であつて大藏省に對して形式的に同意を求め且つ其の簡單なる査閲を受くるのみであつて議會では陸軍大臣並に海軍大臣並に航空大臣が獨立に陸海軍空軍豫算を提出することができる。

豫算の内容

豫算の内容

豫算は來るべき會計年度の支出及び収入を掲げなければならぬ。而してその計上の分類は先づ支出として海軍 (Fleet) 陸軍 (Army) 空軍 (Air) 文治 (Civil Service) の四部及び歳入 (Revenue) の一部合せて五つの部 (division) に分たれ而して文治部は更に款 (classes) に分たれ各款は更に項 (Grants or Votes) に分たれ各項は更に目 (items) に分たれる。後述歳出委員會に於て表決せらるるものは各項に就て行はれる。

豫算提出

豫算の議院提出

會期開始後十日以内に又は會期 (estimates) がクリスマス以前に開始せられた場合には一月十五日まで豫め各省豫算を議會に提出し且つ大藏大臣の歳入委員會 (Committee of Supply) に於ける豫算演説によつて總豫算 (Budget) が提出せられる。又其の後開かるる歳入委員會 (Committee of Ways and Means) に於ても大藏大臣の財政演説によつて提出せられる。斯の如く豫算の議院提出は常に全員委員會に於てのみなされる。(三十八)

歳出を承認する法律案

第三目 歳出を承認する法律案の制定手續

歳出を承認 (Grants of Supply) する制定法は歳出法 (Appropriation Act) 並に固定基金法 (Consolidated Fund Act) である。而して其の法律案は歳出法案 (Appropriation Bill) 並に固定基金法案 (Consolidated Fund Bill) である。前者は來年度會計年度に於ける總歳出を承認するものであつて會期末に提出せられる。さればこれをば大歳出法 (Grand Appropriation Act) とも呼ぶ。後

者は歳出法制定前 (八月上旬以前) に於ける歳出の必要上引續きて制定せらるる部分的な支出を承諾する法律である。

固定基金法
歳出法案

固定基金法案 (Consolidated Fund Bill) と歳出法案 (Appropriation Bill)

豫算議定

豫算の議定 議會開會後各省大臣は各省の豫算 (特に estimates と言ふ。Budget と言はず) を

歳出委員會

議院に提出し且つ歳出委員會 (Committee of Supply) が組織せられた後大藏大臣は所謂豫算演説 (Budget Speech) によつて豫算 (Budget 總豫算) を提出する。歳出委員會は毎週木曜日の第一日程として開議せられる。歳出委員會は全院委員會であつて議長に代つて歳入委員長 (Chair-

man of Ways and Means) 議事を統ぶ。歳出委員會では豫算の額を増加し又は豫算外の支出を動議し決議することはできぬ。蓋し歳出法案の發案權が國王 (政府) にのみ存するためである。

歳出委員會の開議日數は全會期を通じて二十日であつて通常八月五日を最終開議とする。歳出委員會は豫算の各項 (Grants or votes) に就て決議をしなければならぬ。而して最後の開議日午後十時までに總ての項に就て之を決議しなければならぬ。此の日の日程に於ては残された一つの項に就て決議し之を院に報告する。而して尙全項に對する決議をまとめて報告する。歳出委員會の討議は所謂討議制限 (Guilotine) によつて上述の如く其の時日を制限してあるわけは、今會期末までに歳出法の通過を可能ならしめ政策の實行を期せんがためである。討議制限は個々の法律案に就て院の決議によつて課せられるけれども豫算關係だけは千九百二年の議院定令 (Standing

〔歳出委員會に於ける討議制限〕

Order No.15) によつて決議を要しないで當然のこととなつた。最後の委員會開議日に至るまで豫算文治部の各項が表決せられなければならぬ。陸軍、海軍、空軍の各部は其の歳出總額に就てのみ表決する。又減債基金支出は議定することを要せずして給與支出のみ之を要する。歳出委員會の決議は其の儘で歳出の支出を承諾したことはならぬ。この決議に基いて法律案が提出せられ公共法案と同様な手續に従つて討議し可決せられなければならぬ。歳出委員長は各開議日の終りに其の日に到達した決議を院に報告する。(三十九) 此の報告の場合議事を統ぶるものは議長である。委員會の決議が豫算案の修正を含む場合には其の討議を行ふことができる。然るに委員會に於けると同様豫算額を増加し又は追加することはできぬ。

固定基金法案の提出議決

〔固定基金法制定の必要なる理由〕

固定基金法案の提出議決 豫算の總ての項が歳出委員會に於て可決せられて一個の歳出法案 (Appropriation bill) の中に編入せられて一個の歳出法 (Appropriation Act) となり政府の支出の根據となるのは會期の末日即ち八月上旬であつて新會計年度に入つてから四ヶ月も後のことである。會計年度は三月三十一日終り四月一日からの支出は前年度の歳出法 (Appropriation Act) に據ることができぬ。されば總支出法とも言ふべき歳出法の制定前に歳出委員會の決議したる項に従つて之を支出する方法がなければならぬ。此れ即ち數個の固定基金法 (Consolidated Fund Act) なるものである。最初の固定基金法は遅くとも三月三十一日までに制定せられなければならぬ。固定基金法の制定手續はその時まで歳出委員會の可決報告した特定の一項(又は數項)の支出のため

固定基金法案の提出

固定基金法案の議決

歳出法案の提出議決

に歳入委員會 (Committee of Ways and Means) に於て大臣より斯る費用を固定基金 (Consolidated Fund) より支出すべしとの動議が提出せられる。歳入委員會の討議、決議、決議の報告は歳出委員會と同様である。此が成立して其の報告が承認せられた時には政府の大臣によつて固定基金法案が提出せられる。(歳出委員會の決議報告並に歳入委員會の決議報告を待つて初めて大臣によつて固定基金法案が提出せらるゝと言ふことは繁雜であつて却つて其の有効性を疑ふ者もある。) 歳出委員會の決議報告は此の際固定基金法案提出動議の通知 (Notice of Motion) と看做されるから日程前の動議の通知を必要としない。第一讀會第二讀會委員附託第三讀會等は通常の公共法案と同様である。但し千九百十九年の議院定令は此の手續を簡略にして歳入委員會の決議を先づ急速になし第二讀會の後全院委員會の決議の報告あると同時に其の報告の討議と第三讀會とを急速になすべきことを規定しなるべく時間の節約を期する。此は其の各階段が日を毎にしたるを同日に行はしめんとする改良方法である。等三讀會を経たる時は貴族院に廻付する。

歳出法案 (Appropriation bill) の提出議決

歳出委員會は最終の開議日午後十時までに總ての項の決議を終り之を一々院に報告する。傍ら其の日までなしたる總ての決議を集めて之を院に報告する。其れに次で固定基金法案に於けると同じ手續により總括して法律案として院に提出せられる。此れを歳出法案と言ふ。歳出法案の制定に就ては亦固定基金法案に於けると同様である。第三讀會通過の後貴族院へ廻付せられる。

歳出法案並に
定基金法案固
の裁可

歳出法案並に固定基金法案の裁可の形式

此の兩法案が國王の裁可を求むる時は日を定めて衆議院議員を貴族院に招致する。衆議院議長は法案を貴族院に於て貴族院書記官に手交して國王の裁可を求める。此れ支出の承認は衆議院によつて國王に對してなされ貴族院之れに同意すると言ふヘンリー四世の承諾したる原則を形式的に實行せんとするものに外ならぬ。

歳出法並に固定基金法の内容及び効力

歳出法並に
固定基金法に
の内容効力

歳出には固定基金支出 (Consolidated Fund Service) と給與支出 (Supply Service) との二種がある。而して毎年議會の承諾を要するものは後者であつて前者は一旦議會の承諾を得た場合には議會によつて廢止せられない限り其の承諾を必要としない。従つて前者は歳出委員會の決議を要せず又固定基金法や歳出法に入ることを要せぬ。固定基金法並に歳出法の拘束力は各項 (Votes or Grants) の金額を其の各々に定められたる費途に従つて、支出し之を他に流用することを禁ずること、各項に定めたる費途に對しては其の項に定められたる額以上の超過支出をすることを得ないこと及び各項に定めたる費途以外には支出(豫算外支出)することを得ないこと等である。此等の効力は所謂費途割當原則 (Appropriation Rule) と稱するものであつて之によつて初めて支出に對する國王の専制を制することができる。

〔費途割當
原則〕

此の原則の格守は歳出法の規定する項の流用項以外の支出若くは其の超過支出を不可能ならし

〔費途割當
原則の例
外〕
〔一〕剩餘
〔金〕
〔二〕限外
給與

めることとなる。然るに歳出法も固定基金法も結局は支出の見積りを基礎とするものである。従つて見積りの過大又は過少の事實のあることを覺悟しなければならぬ。此れ即ち次の諸原則を生ずる所以である。

〔三〕追加
豫算

(一) 見積り過大であつたときには其の剩餘金を國債固定基金 (Sinking Fund) に編入する。
(二) 限外給與 (Excess Grants) 歳出法又は固定基金法の外に生ずべき支出のために豫備金基金 (Civil Contingencies Fund or Treasury Chest Fund) より支出することができる。此の支出は次の會期に於て議院の決算委員會 (Committee on Public Accounts) に報告し然る後歳出委員會に提出して承認を求める。承認の形式は限外給與 (支出) (Excess Grants) である。

(三) 追加豫算 (Supplementary estimate) 豫算以上又は其以外に不測の支出が生じた場合には追加豫算を作り之を歳出委員會に提出し其の承諾を経更に歳入委員會の同意を経て前記固定基金法案を提出して議決を求めることができる。斯して固定基金法の制定によつて前記豫算の欠缺を補ふことができる。

〔四〕歳出
流用

(四) 歳出の流用 歳出法又は固定基金法の議決の目的物は
イ、陸軍海軍空軍に就ては豫算の各部 (divisions) の總額のみであつて款 (Classes or Subheads) 項 (Grants or Votes) 及び目 (items) に及ばぬ。

ロ、文治部 (division of the Civil Service) に對つては其の項 (Grants or Votes) であつて目

には及ばない。

従つて陸軍海軍空軍の歳出は各部間の流用を禁ずるも款項目の各々の間に於て流用することができる。文治費の各項は其の流用を禁ずるけれども其の目的の間は流用を禁じない。

第四目 収入法の制定

収入の二種
 國家歳入は通常収入 (Ordinary Revenues) と非常収入 (Extraordinary Revenues) の二種より成る。前者は國王の大權に基いてなされ議會の承諾を要せざるものであり後者は議會の承諾によつて初めてなすことのできる収入である。而して議會の承諾は制定法の形式を以つて與へられる。されば通常収入は収入法に根據する。

通常収入と
 収入法
 恒久的租税法
 財政法
 収入法の發案

収入法は租税法、國債法等である。租税法は恒久的租税法と一年限りの租税法の二種よりなる。恒久的租税法 (Permanent (tax) Act) はある租税の承諾に關して一旦議會を通過すれば毎年制定することを要せない制定法であり一年限りの租税法 (Annual (tax) Act) 即ち財政法 (Finance Act) は或る租税の承諾に關し毎年更に改めて制定し直すことを要する制定法である。租税収入の四分の三は恒久的租税法により僅かに四分の一が財政法によつて得られる。

収入法の發案議決 収入法案は大藏大臣より財政演説による豫算の提出により一定の収入を要求を受けたる後衆議院歳入委員會 (Committee of Ways and Means) が其の原案を決議し之を院に報告し院が此の報告を承認する。委員會の討議によつても其の報告に於ても豫算を修正して政

府の要求以上の収入を可決することはできぬ。委員會の決議の報告が承認せられた後大臣の動議によつて法律案が提出せられる。法律案は収入法の區別に従つて恒久的租税法案、國債法案並に財政法案 (Finance bill) に分たる。右の内財政法案は元來一年限りの租税法案を全部一まとめにまとめた一箇の法律案である。

収入法の第一讀會第二讀會全院委員會附託第三讀會は歳出法又は減債基金法に等し。

第四項 個人法案の制定 (Private bill legislation)

個人法案の意義及び範圍 個人法案とは (イ)個人 (private subjects) (ロ)會社法人 (company or corporation) (ハ)並に地方 (locals) に關する法律案である。

(イ)個人に關する法律案とは全く個人的性質を有する事項即ち歸化、民事的死亡、免税等に關する立法である。此の部に屬する個人法案は制定せられて制定法 (Statute) となれば個人法 (Private Act) と稱せられる。

(ロ)會社法人に關する法律案とは鐵道電氣瓦斯等の諸會社又は其の他法人に對して或は獨占權を與へ或は自治權を與るための法律案であつて制定法となるや地方法 (Local Act) と稱せられる。

(ハ)地方に關する法律案とは特定の地方、商業、漁業、航海、港灣、水害、豫防其の他地方的性質の法律案であつて制定法となつた時には地方法 (Local Act) と呼ばれる。

個人法案の
 意義範圍

個人法案の
議事は裁判
的なり

個人法案制定手續の特徴 個人法案の制定手續は實質的に言へば半ば司法的であり半ば立法
的である。而して司法的なる所以は一個人一會社法人一地方の民事の訴訟又は行政裁判に於ける
が如く原告と被告との主張を聞き之を裁斷するためである。(四十)

提案前の準
催行爲及び
提案

個人法案提出前の準備行爲及び提出 (イ)十月及び十一月中に個人法案の提出を希望する者
は(議員であらうと一般臣民であらうと地方官廳であらうと會社法人の代表者であらうと差支へ
ぬ)其の趣を新聞その他の方法によつて廣告する。(ロ)十一月三十日又は其の以前に個人法案課
に個人法案を提出するを要する事業の計畫等を提出する。(ハ)十二月十五日又は其以前に於て該
法案によつて影響を蒙る土地所有者又は占有者に對し個々の書面を以つて其の旨を通知しなけ
ればならぬ。(ニ)一月十五日又は其の以前に提案者は保證金を収めなければならぬ。(ホ)十二月
十七日又は其以前個人法案の提出の請願書、個人法案の複書並に代理人の形式的宣言が個人法案
課に寄託せられる。同時に個人法案通過に反對なる者は前記個人法案の手續が議院定令に違反す
る旨の覺書を個人法案課に提出する。(ヘ)一月十八日前記請願並に覺書は二人の審査員(Examin-
ers) (一人は貴族院議長により他は衆議院議長によつて任命せられる)之を審査する。此の際請
願を辯護する爲め何人も出頭しない時は該請願は破棄せらる、但し通常の場合は提出者 (Pro-
moter)の代理人が出頭し議院定令に反せざる旨の證據を提出する。審査員は専ら議院定令に違反
せざるや否やに就て覺書提出者の主張を聴取し且つ證人の出廷を命ずることもある。審査が終つ

た場合には其の結果を請願書に裏書して之を個人法案課に送付する。而して若し其の結果が議院
定令違反であつた場合には其の旨を衆議院に報告し且つ貴族院へは其の旨の證明書を送付する。
斯して(イ)審査員議院定令違反なしと決した場合には其の旨の裏書三日以後(四十一)又は(ロ)審査
員が議院定令違反ありと裁決した場合には議院定令委員會(Committee of Standing Orders)に之
を附し議院定令委員會が議院定令違反宥恕すべしと報告した場合(四十二)(ハ)並に該委員會が議院
定令違反宥恕すべからずと報告しても院が之を承認せずして之を宥恕した場合には之を議院の卓
上に置き個人法案は院に提出せられたこととなる。

第一讀會 (First Reading) 以上イ、ロ、ハの場合議院の卓上に法案が置かるゝや公共法案と
同様第一讀會を経たものと見做される。而して第二讀會の通知の後之を個人法案課に返付し其の
法律案の草案の形式が議院定令に違反せざるや否や若しくは提出許可の條件に該當するや否やを
審査せしめる。

第二讀會 第二讀會に於ては法律案全體として承認すべきや否やを決定する。

委員附託 第二讀會を通過したる時には委員附託となる。

個人法案の委員附託は二種に分れる。一は無反對法案(Unopposed bill)の委員附託であり他
は反對法案(opposed bill)の委員附託である。個人法案によつて其の利益を侵害せらるゝ者が
個人法案請願廣告の後其の制定に反對の請願を提起したる場合斯る個人法案を反對法案と言ひ斯

無反對法案
と反對法案

る反對の請願を受けない場合又は反對權 (Locus standi) なしとの裁決を受けた場合には斯る個人法案を無反對法案と言ふ。個人法案に反對せんとする者は議員であつても議員でなくとも第一議會十日以内に理由を附して個人法案課に反對の請願を提起する。若し個人法案提出者が反對者の反對權 (Locus standi) なしと主張する場合には歳入委員長同副委員長並に議長より任命せられた七名以上の議員より成る仲裁裁判所 (Court of Referees) に於て之を決する。議長の法律顧問は單に補助者とし出席するも表決の數に加はらぬ。貴族院に於ては個人法案委員會そのものによつて決せられる。反對權 (Locus standi) の理由は個人法案通過の結果自己の財産又は營業上の利益に對する侵害であつて之を主張する者は個人たると會社たると公共團體たるとを問はぬ。反對請願が提起せられないか若くは提起せられても反對權なしと裁決せられた時には無反對法案として取扱はれる。反對請願が提起せられ而し個人法案提案者が之を争はぬ場合並に反對權ありと裁決せられた時は反對法案 (Opposed bill) として取扱はれる。

(イ) 無反對法案の委員附託 無反對法案は單に公共の利益 (Public interest) に反せざるや否やと言ふ點に就てのみ無反對個人法案委員會 (Committee on Unopposed Private bill) の審議に附せられる。而して無反對個人法案委員會は歳入委員長同副委員長の法律顧問 (Counsel to Mr. Speaker) 並に選任委員會から任命せられたる二人の委員より成る。(1903. Standing Orders 109) 先づ議長の法律顧問が個人法案全部を朗讀し歳入委員長は其の一部を朗讀する。而して個

(イ) 無反對法案の委員附託

人法案の全條中議長の法律顧問若くは政府の各省よりの報告によつて提供せられたる點につき討議をなし場合によつては修正を加へて之を院に報告する。

反對法案の委員附託

(ロ) 反對法案の委員附託 反對法案の委員附託は無反對法案の場合と異り複雑である。先づ反對法案の中で鐵道水道に關する個人法案、地方廳より提案せられたる警察衛生に關する個人法案、離婚に關する個人法案及び他の一般の個人法案の別に從つて委員附託の方法が異なる。

i 一般の個人法案の委員附託から述べる。一般の個人法案が提出せらるるや先づ選任委員會が之を受理し之を配分して個人法案委員會に割當てる。個人法案委員會は選任委員會の任命した四名の委員より成り何れも割當てらるべき個人法案に利害關係なき公平の立場に在る者たることを要する。

ii 鐵道水道法案 鐵道水道に關する個人法案は選任委員會に於て之を受理しない。特に毎會期選任委員會によつて任命せられる鐵道水道法案委員會 (Railways and Canal bills Committee) が之を受理し之を配分して個人法案委員會に割當てる。而して此の場合に於ける個人法案委員會の委員長は鐵道水道法案委員會の委員を以つて任じ他の三名の委員は選任委員會が之を任ずる。されば一般の個人法案と同様鐵道水道法案は個人法案委員會によつて審議せられ、選任委員會や鐵道水道法案委員會は直接之を審議しない。

iii 警察衛生法案 地方廳の提案したる警察衛生に關する個人法案は直ちに警察水道委員會

(Police and Sanitary Committee) に附託せられる。

iii 離婚法案 離婚に關する個人法案は特に任命せられた離婚委員會 (Divorce Committee) に附託せられる。

委員會の討議

報告

委員附託までの手續は個人法案課に登録せられた辯護士 (Counsel) を以て行ふが、此れ以後は通常訴訟と同じく訴師 (barrister) を以て争訴し、證人を訊問し關係各省は報告書を送り且つ個人法案通過せしむべきか否かにつき自己の意見を進言することができる。場合によつては其の代表者を委員會に送つて意見を述べしめることができる。委員會の討議は先づ法律案の前文 (Preamble) より初まる。前文の討議は案全體に通ずる利害の討議であつて、若し承認すべからざるものと決議した時は直ちに之を報告して案の不通過が確定する。若し然らざる場合は各本條の審議となり或は修正を附し或は修正を附せずして可決し之を院に報告する。委員會の主なる任務は双方の意見を聞いて之を決する點にあるけれども、双方の主張は双方の個人的利益に關すべく限られてゐる。個人法案も亦公共の利益に反することはできぬ。而して公共の利益に反せざるや否や又公共の利益をば如何にして保持すべきであるかと言ふ問題は委員會其自身の發議すべき問題であつて敢て双方當事者の主張を俟たぬ。此がため案の可決に當つては或は料金の最高額 (汽車)、保證金、道路の標準、完成期日、空地の保存等に就て必要な條文を挿入することができる。

第三讀會

第三讀會 委員會の報告が院の承諾を得なかつた場合には更にその全部又は一部を委員會に

再附託することができる。又院によつて委員會再附託を決せられなかつた法律案にして若し修正なしに報告せられ且つ鐵道電車に關する法案でなかつた場合には即時に第三讀會を経べく若し報告が修正つきであるか鐵道、電車に關する法案であつた場合には院の卓上に之を置きて閱覽せしめ然る後修正の動機委員再附託の動議を提出せしめることができる。但し此の際歳入委員長が議院定令の違反なしと通知するまでは該法案の審議を開始することができぬ。又歳入委員長の適當と信ずる場合には議院定令委員會が修正を報告するまでは如何なる修正と雖も之を提出することができぬ。

他院への廻付
個人法案提出は減少の傾向あり

第三讀會を経たる後他の院に廻付せられる。兩院に於ける個人法案審議の方法は略同様である。個人法案の制定は年々減少の傾向がある。其の理由は左の如き缺陷あるがためである。

(イ) 個人法案制定に於て最も大なる不便は其の費用の莫大なる點にある。衆議院に於て個人法案の各手續に關し手数料を拂ひ合計最低三十五ポンドの手数を支拂はねばならぬ。其の内容の量によつて四倍までも増加せられる。此の外毎日の委員會開議に就て十ポンド (提案者自身出頭すれば五ポンド) の手数料を支拂はねばならぬ。貴族院に於ても其の標準こそ異れ衆議院に劣らざる程の多額の手数を要する。提案者は辯護士 (Counsel) 證人 (Witness) 並に鑑定人 (Expert) の費用を負担しなければならぬ。例へばバーミンガム (Birmingham) は千八百九十二年一の個人法案に就て四萬四千七百五十ポンドを費消したと傳へられてゐる。(四十三)

(ロ) 個人法案の審議に割當てられる時間が短いことも亦個人法案提出の減少を來す理由である。即ち開議日、月、火、水、木曜は午後二時四十五分に開議して午後三時までを個人法案の審議に當てる。午後十一時の中絶 (Interruption) 以後各員の諒解を得なければ到底通過の見込がたぬ。

(ハ) 個人法案の審議に關して委員會の討議は相互の個人的利益のみを主張する結果公共の利益を無視する傾向が少くない。勿論此の傾向は種々の統制によつて緩和せられる。即ち一つは議院定令 (公益のため若干の條項の挿入を命ずる)、一つは政府各省より個人法案通過の可否に對する意見若くは報告書の提出、一つは歳入委員長の監督 (個人法案は委員會の審議前又は修正がなされた後常に歳入委員長に提示せらるべく、又無反對法案委員會に於てはしばしば條項の挿入又は削除を要求する)、最後に貴族院全院委員長 (Lord Chairman of the Committee of the House) によつて加へられる統制之である。(貴族院全院委員長は總ての個人法案を審査し政府と連絡を保ち個人法案提出者と交渉してある條項の削除又は追加を要求する。而して此の要求に従はぬ時は殆んど案の通過は不可能とせられる。蓋し貴族院に於ける個人法案の第二讀會第三讀會は常に全院委員長の動議によつて行はるゝ故其の要求に従はざれば第二讀會第三讀會の動議を提出しないことを豫想しなければならぬ。)

假命令承認法案

假命令承認法案 (Affirmation Bill of Provisional Orders)

個人法案の手續と極く類似するものに假命令承認の法律案がある。地方的問題に就て議會は行

政各省に對して命令 (Order) を以つて法規を制定することを許してゐる。而して此の命令は議會によつて確認 (affirm) せられない限り其の効力を失ふ。それ故これを假命令 (Provisional Order) と言ふ。何故に個人法案の手續に於て地方方法を制定することができるにも拘らず假命令を發するか。これ個人法案制定が莫大な經費を要するがためである。

假命令は個人又は地方廳の要求によつて關係中央官廳 (大藏省、海軍省、印度省、植民省は地方問題に關係しないから假命令發布の要求を受くることがない) が制定法 (Statute) の規定に従つて之を發する。地方廳より要求を受けた場合中央官廳は檢閲官 (Inspector) を以つて即時に之を調査し且つ之に對する反對者に發言の機會を與へる。檢閲官の報告に従つて之を發する。既に發せられた命令は問題問題に従つて之を集めて、各省大臣の提出する確認法案 (Confirming Bill) に附して議會に提出する。確認法案は大臣によつて提出せられても個人法案として討議せられる。審査官 (Examiners) の審査第一讀會第二讀會を経て反對法案であれば選任委員會又は鐵道水道法案委員會に附託せられ更に通常の個人法案委員會の審議に附せられる。無反對法案の場合には無反對個人法案委員會 (Committee on Unopposed Private Bills) に附託せられる。第三讀會の討議等個人法案の其れに準せられる。

議會特權

第六節 議會の特權

議院特權

第一項 議院の特權

議會特權 (Parliamentary Privileges) として述ぶる所は兩議院の特權、議員の特權である。(四十四)

議院の特權とは各院が他の院や國王其の他の者より獨立に行ふことを得る權限の意味である。議院の單獨に行使することを得る機關權限である。(四十五) 故に單なる權利ではない。斯る權限として兩院の有するものは

(一) 議事發表權

(一) 議事發表權 各院内の議事の發表は各院の獨占する所である。斯る特權に基いて眞實なる議事發表を他人に許可することができない。嘗つては個々の者に許可したことがあるけれども千八百四十一年の制定法(3/4 Vict. c. 9)は各院より編纂せられ各院の監督の下に印刷せられたる議事報告を基本として斯る公權的議事報告に基いてなされたる印刷及び其の頒布は民事上刑事上無責任なるべきことを規定した。(第一條第二條) 斯る公權的議事報告よりの善意の沿革も亦無責任である。(第三條) 以上述ぶる所に反して議事を發表したる場合には議院の特權侵害として處罰することができる。

議事發表權と新聞紙

尙議院の議事報告權は新聞紙に對しては例外的に其の効力を及ぼさない。即ち千八百六十七年一事件に對し (Wason v. Walter) 眞實なる議會の議事を眞實に發表したる新聞紙の所有者は無責任なるべきことの判決が下されたが、次で千八百七十八年の制定法(44/45 Vict. c. 60)によつて議院の議事に對して善意になされた且つ眞實の新聞紙上の報告は無責任なるべき旨が規定せられた。

(二) 組織權

れた。

(二) 各院の組織權 各院は各適當なる組織を決すべき絶對權を有する。

(イ) 缺員補充命令 衆議院は其の中に缺員を生じた場合には其の補充命令を大法官王務院書記に發することができる。王務院は之によつて補缺選舉を選擧官に命ずる。

(ロ) 選舉訴訟に關する權限 衆議院はもと選舉訴訟の權限を有してゐた。選舉訴訟は千六百四年より千八百六十八年に至るまでは或は委員會又は本會議の討議によつて之を決したが何れも政黨的勢力の支配を免かるゝことができなかった。千八百六十八年の議會選舉法 (Parliamentary Election Act 31/32 Vict. c. 125) はこの争訟に大改革を加へて選舉に異議ある者は高等裁判所 (High Court of Justice) に請願すべく高等裁判所の判事二名は選舉の行はれた町又は州に於て之を審理し其の判決を衆議院に證明する、議長は之を議院に報告したる後之を議事録に記録し其の判決の證明書に從つて選舉の確認又は變更をなし若くは缺員補充命令を發することとなつた (大法官王務院書記へ)。

(ハ) 貴族の地位に關する争訴裁決權 貴族の地位に對して争を生じたる場合には貴族院は自己の組織に關する故其の裁決權を有する。この争は特權委員會 (Committee of Privilege) に於て裁決する。尙國王が新に貴族たる地位を與へたる場合其の議員として承諾すべき否やは貴族院の決定すべき權限である。尙其の祖先が貴族院議員であつたから召集狀を受くる權利ありと請願する

者に對して貴族院が其の請願を審議する権限を有することは前に述べた。(前一節第一項第一目)
 (三) 無資格議員の除斥 此の権限は兩院とも有する。衆議院に於ては無資格者が議員たる場合には其の無資格(除斥)原因の存在を宣言し缺員となりたる旨を宣言することができる。貴族院に於ても亦同じ。

(ホ) 議員の除名(expulsion) 無資格によらなくとも議員が院の威嚴名譽を汚し且つ議員として不適任の場合(例へば輕罪以上の判決を受けた場合)には議院は除名を決議することができる。議長は之によつて大法官王務院書記に補充命令を發し大法官王務院は補缺選舉を公布する。但し除名せられた者も再選を妨げぬ。貴族院に於ては其の裁判所としての権限によつて貴族院議員たる資格を奪ふことのできることは前に述べた。(第二節第二項、貴族院議員除斥原因、三、四)
 (ハ) 院の議事其の他の事務に關する議事法定權。(前述)
 (三三) 證人訊問權 各院は本會議に於て又は委員會に於て證人を出頭せしめ之に訊問をなす権限を有する。但し證人訊問は主として小委員會(Select Committee)に於て行ふことを常とする。

委員會の證人出頭命令又は訊問は院の特別なる委任によらねばならぬ。其の議決若くは委任に基いて委員會は證人をして宣誓せしむることができる。衆議院に於ける宣誓は千八百七十一年の議會證人宣誓法(Parliamentary Witness Oath Act 34/35 Vict. c. 83)によつて規定せられ貴族院に於ける宣誓は千八百五十八年の制定法によつて規定せられてゐる。議會又は委員會の命じたる證

證人訊問權

(四) 公文書送致の要求權

(五) 裁判權
 (イ) 衆議院は特權侵害を裁判權を有す

人出頭又は證言を拒んだ者は議會の特權を侵害したる者として處罰せられる。

又議會證人の自由なる證言を妨害した者も處罰せられる。(55/56 Vict. c. 64)

(四) 公文書の送致を要求する權 各院は各行政廳に對して公文書の送致を要求する権限を有する。

(五) 裁判權 裁判權に就て兩院の権限は大いに異なる。

(イ) 衆議院の裁判權 衆議院の裁判權は現今特權侵害者に對してのみ行はれる。嘗つて選舉訴訟を管轄したこともあつたが今日では之を行はない。特權侵害者に對する訴訟は議院に對する院の内外の者よりの侮辱、議員に對する議員又は議員外の者の侮辱、議院の命令に對する不服、議院の議事に對する干渉、執務中の議院行政官に對する干渉、議院若くは委員會に於ける證人の證言に對する干渉に關して行はる。

特權侵害に對する處罰(Punishment for Contempt)は四種である。

- (a) 戒告(Admonition) 戒告は院に出頭を求められ議長によつて訓戒を加へらる。被戒告者は抗辯することができる。
- (b) 譴責(Reprimand) 譴責は守衛によつて強制的に院に引致し議長之を加ふる。
- (c) 罰金(fine) 罰金は今日殆んど行はれない、たゞ禁錮を免るる條件として課せられる金銭は此の性質を帯ぶ。

(d) 禁錮 (Imprisonment) は最も重き處罰であつて一會期を限つて課せられる。會期が終れば釋放しなければならぬ。然らざる場合には人身保護令の發布を求めることができる。守衛によつて先づ拘禁し衆議院に引致し而して抗辯の機會を與へて課することを常とすれども情重き場合には之を與へずして課する。

(ロ) 貴族院の裁判權 貴族院は聯合王國最高上訴裁判所たると同時に貴族の特別裁判所であり、衆議院の彈劾訴訟に對する裁判所であり、衆議院と同様に特權侵害に對する裁判權を有し且つ貴族の地位に對する争の裁判權を有する。

(a) 貴族の犯罪に對する特別裁判所としての權限 貴族の叛逆罪 (treason) 並に重罪 (felony) 並に重罪隱匿罪 (misprision of felony) に對して貴族院は特別管轄權を有する。貴族の重罪、叛逆罪、重罪隱匿罪に對する訴追は通常の手續によつて通常裁判所に於て行はる (即ち大陪審官によつて起訴せられ四季裁判所に於て審理せられる)。けれども移管命令 (Writ of certiorari) により議會開會中は貴族院に於て議會開會中でない時は宮中執事職裁判所 (Court of the Lord High Steward) に於て管轄する。貴族院に於て審理せらるゝ時は議長には大勅書を以つて任命せらるゝ、宮中執事職 (Lord High Steward) を以つて之に任じ、僧侶議員を除く外總ての貴族院議員が參加することができる。此の事實並に法律に對する裁判をなすものは貴族院議員であつて宮中執事職はたゞ議長として之を宣言するのみ。宮中執事職裁判所に於ては總ての貴族が出席することが

(ロ) 貴族院は種々の裁判權を有す

貴族の犯罪に對する裁判

できるけれども、法律に對する裁判は宮中執事職の決する所であり貴族はたゞ事實の裁判をなすのみ。

(b) 彈劾裁判所としての權限 (Impeachment) 貴族院は彈劾裁判所として衆議院の彈劾したる總ての者を審理することができる。原告即彈劾者は衆議院である、彈劾せらるゝ者即被告は主として政府の大官であるが必ずしも之に限らぬ、何人であつても差支へがない。彈劾せらるべき事件は輕罪 (Misdemeanor) に限らず如何なる犯罪でも差支へがない。彈劾訴訟の提起は先づ衆議院に於ける議員の彈劾動議に初まる。動議が成立した場合には院の委任により動議提出者は貴族院に此の旨を通告し彈劾訴訟を提起する。然る後彈劾狀が衆議院より提出せられる。彈劾狀は衆議院の委員會によつて起草せられ衆議院によつて承認せられたるものでなければならぬ。貴族院に於ては準備手續として彈劾狀の諸點に對して被告の答辯書 (證據に基く) を提出せしめ之を衆議院に廻付する。衆議院は之に對し應答書を提出する。衆議院は代表者を送り被告と共に證據方法を提出し證據材料を提出することができる。被告には全手續を通じて辯護人を附することができる。又被告は準備手續の間、貴族院により拘禁せられ保釋金により又は保釋金によらずして釋放することができる。本手續即ち公判は貴族院にて行はれずしてウエストミンスターホール (Westminster Hall) に於て行ふ。公判に於ける衆議院は全院委員會として活動し其の代表者 (manager) をして公判に立會はしめ彈劾の要旨を主張せしめ被告は之に對して防禦の辯論をなすことが

彈劾的裁判

できるが最終辯論権は原告 (manager) が有する。公判の裁判長は被告が貴族であれば大法官若くは其の代表者之に任じ庶民である場合には宮中執事職が其の都度之に任せられる。判決は二部に分たれる、一は有罪若くは無罪の判決であり、一は有罪の場合に於ける刑の言渡しである。無罪の判決は直ちに被告を釋放しなければならぬ。有罪の判決ありたる場合は貴族院は衆議院が刑の言渡を要求するまで待たねばならぬ。衆議院は此の間に刑の言渡を要求すべきや否やを決することができる。刑の言渡を要求すべしと決したる時は議長から此の旨を貴族院に通じ然る後貴族院は刑の言渡をなす。僧侶議員は彈劾訴訟の投票に加はることを得ない。國王は恩赦權によつて言ひ渡されたる刑を減免することができる。彈劾裁判は千八百五年後一度も行はれないが法律上未だ其の權限は消滅してゐない。

特權侵害に對する裁判

(c) 特權侵害者に對する裁判 (Jurisdiction for Contempt of the House) 貴族院の特權侵害者に對する裁判權は衆議院の其れよりも廣い。即ち貴族院は衆議院の有する總ての權限を有するのみならず其の課する刑罰中禁錮は一定期間を限り其の期間は會期後にまで及ぶことができる。期間を限らない時には會期限りであつて開會と共に終るものとせられてゐる。

(d) 貴族の地位に關する争訟裁判權(二のハ參照)

(e) 最高上訴裁判所としての權限(後章司法權に於て述ぶる。)

(六) 院の内部に起つた事件に對する獨占裁判權 各院の内部に於て起つた事件に對して各

貴族の地位に關する争訟裁判最高上訴裁判權(六)内部の事件に關する裁判

(七) 懲戒權

院のみが審理し討議し且つ之が處理をなすべきであると言ふ原則は一般に承認せらるゝところである。例へば議院内に於て議院に關する制定法議事に關する法規等の解釋に關して惹起せられたる問題の如きは議院のみが之に對する裁判權を有すべく裁判所は敢て之に關與しない。

(七) 懲戒權 懲戒とは裁判に基かすして議員に課する苦痛を言ふ。衆議院に於ける議員の懲戒は議長及び院によつて行はれる。

(イ) 發言の停止 議員の言論が煽動的であり議題よりはづれたる場合には議長は其の一日間其の發言を停止することができる。(Standing Order. 19)

(ロ) 退場命令 議員の言動が甚だしく議院場の秩序を亂る場合には議長は其の一日間退場を命ずることができる。(a. a. O. 20)

(ハ) 登院停止 議員の言動が議長の權威を無視し若くは之を妨害したる場合には議長は斯る議員を指名して登院停止を要求すべく、院が動議によつて登院停止を議決した場合には其の會期中登院を停止せられる。(Standing Order. 18)

(ニ) 除名 (Expulsion) 議院法には規定してゐないけれども議員の言動が院の名譽威嚴を害し議員として不適當なる場合には院の決議を以つて除名することができる。(二ノホ參照) 貴族院に於ては所謂懲戒權なるものはない。然るに貴族院は貴族に對する裁判權を有し其の結果除名處分をなすことのできることは前に述べた。

(八) 公共的請願の受理

(八) 公共的請願 (Public Petition) の受理 請願には種々の別がある。(四十六) 然し議院が所謂請願事務として取扱ふものは公共的請願である。公共的請願とは公共の苦痛を救済するため法律の制定又は改正を希望する請願である。請願は總て文書を以つてし且つ嘆願の形式を以つてすることを要し、院の特権を尊重し、不忠誠若くは法律拒否の意圖の文字を用ふることはできぬ。

(九) 上奏權

(九) 上奏權 (address) 議院は國王に對して一定の意思又は希望を具申する權限を有する。此れを議院の上奏權と言ふ。議院の上奏權は議會開會又は會期開始の勅語奉答の上奏並に國王の官吏の免職の上奏を其の最たるものとする。

(イ) 勅語奉答の上奏 (address in reply to king's speech) (前述)

(ロ) 國王の官吏の免職の上奏 特定の官吏特に判事は兩院の共同上奏によつてのみ國王より免職せられる、此の手續は判事の地位に適しからざる事實ある場合先づ衆議院に於て始められる。衆議院に於ては先づ議員の動議又は請願によつて審査委員會 (Committee of Inquiry) を任命し問題となつた官吏の事實を審議し其の報告を受けたる後官吏の抗辯を聞く。委員會に於て調査された證據を尙一度行ひ又は行はずして衆議院本會議に於ては審理することができる。若し本會議に於て免職の理由を承認した場合には免職の上奏案が起草せられ、此が承認せらるゝや之を貴族院に通知する。貴族院に於ては必要あれば更に證據調をなし、上奏案を承認した時には其の旨のメッセーヂを衆議院に送り兩院の議員中より代表者を選んで上奏文を國王に奉呈する。

(十) 決算權

(十) 決算權 (Audit on Accounts) 會計の監督は行政權によるものと、衆議院によるものがある。行政權による會計監督は大藏大臣と會計検査長官によつて行はれる。此のことは前に述べた。

議院による會計監督權は全く衆議院のみの權限であつて議會の權限ではない。衆議院に於ける會計監督は決算委員會 (Committee of Public Accounts) によつて行はれる。決算委員會は毎會期の初め院によつて選舉せられる。委員の數は十二名より成り其の中には大藏大臣、反對黨の大藏大臣たりし議員其他財政問題に關係深き議員を含む。會計検査に就ては左の決算及び報告が衆議院に提出せられる。

(イ) 大藏大臣よりの財政決算 (Finance Accounts) の受理及び審議 各會計年度の終りに於て大藏大臣は固定基金への収入並に固定基金よりの支出を其の収入財源、支出目的を附して決算書を作りて議院に提出する。之を財政決算 (Finance Accounts) とす。

(ロ) 費途決算 (Appropriation Accounts) 及び其の報告 會計検査長官は行政各省の決算を検査したる後總ての給與支出の決算である所の費途決算 (Appropriation Accounts) と稱せらるるものを作製して議院に提出する。提出期は多くの場合會期の初ではなくしてそれより遅れる。費途決算には會計検査長官の各省決算に對する報告並に説明を加へる。

此等の決算並に報告は決算委員會に於て受理し審査する。決算委員會は會計検査長官の費途決

算及び其の報告を大體の基礎として政府の財政決算 (Finance Accounts) を審査し特に歳出法の規定によつて支出したりや否やを審査する。決算委員會は單に財政決算の適法性 (歳出と歳出法との一致) のみならず、其の支出の合目的性 (適當) までをも審査する。審査の結果たる報告は之を印刷に附して院に報告し院は之によつて政府の決算を承認し又は否決する。

第二項 議員の特権

議員の特権とは議員たる資格に伴ふ特別なる權利並に議員としての權限である。

第一目 議員の特別なる權利

(一) 言論の自由 (Freedom of Speech) 權利章典 (Bill of Right. I Willand Mary. c. 2) は議員は議院に於てなしたる言論に對して院の外部に對して民事上刑事上の責任を負はざる旨を規定してある。又そのため官吏法上の責任 (懲戒免職等) を負はない。然るに言論の自由は常に院外即國王 (政府) 裁判所他の議院に對して責任を負はない特権であつて院の内部に對する特権ではない。其故或は議院特権の侵害者として院によつて處罰せらるべく或は院の懲戒權に服しなければならぬ。

言論の自由と密接なる關係を有するものは秘密會である。傍聽者中未知者 (Strangers) ある場合には議員は此の旨を議長若しくは委員長に注意し議長若しくは委員長は議事を中止して秘密會とすることが出来る。未知者ありとの注意は事實未知者の存在を問題とせざるところの一の形式であらぬ。

〔秘密會〕

議員の特権

(一) 言論の自由

つて秘密會要求の意思表示である。秘密會は議員をして外部の脅威を受くることなく其の言論を行はしめることを其の最大の目的とする。

尙言論の自由は議員の議事發表にまでは及ばぬ。議事發表權は新聞紙によるものの外議院の獨占權である。これ議員の言論の自由を確保せんがためである。議事を濫に發表し特に虚偽の事實を發表して他の議員を害せんことを惧るゝがためである。議事發表に就ては前に述べたから此處には述べない。言論の自由は下院に於ては完全に有せらるゝ所であるが貴族院議員に對して斯る自由あるや否やに就ては多少の疑がある。(四十九)

(一) 逮捕を免るゝ自由 (Freedom from arrest)

(イ) 衆議院議員 衆議院議員の逮捕を免るゝ權利は千七百七十年の制定法 (10 Geo. III. c. 50) によつて初めて明確な範圍が定められた。現行法たる此の制定法によれば衆議院議員は議會開會前並に閉會後四十日間逮捕を免るゝ權利を有する。(a) 議員が裁判所の侮辱罪 (Contempt of Court) のため訴追せらるゝときは此の特権を有しない。(b) 議員が公訴せらるべき犯罪 (Indictable Offence) を犯し其の爲に訴追せらるゝときも此の特権を享有しない。公訴せらるべき犯罪のため議員を逮捕せんとする場合には先づ此の旨を議員に報告すべく、此の報告ありたる後始めて逮捕することが出来る。議長は此の報告を議場に於て朗讀しなければならぬ。公訴せらるべき罪を犯したる議員に對して判決ありたる場合には判事は其の旨を議長に報告し議長は其の

(一) 身體の自由

〔衆議院議員〕

〔貴族院議員〕

判決を議場に於て朗讀しなければならぬ。議員が逮捕を免るゝ特権は種々の制定法によつて種々の歴史を経て今日に至つた。(五十) 此の特権はもと普通法上の原則であつて、千六百四年初めて制定法 (I Jac. I. c. 13) によつて認められた。此の特権は擴張せられて尙會期中議員に對しては民事上の強制執行さへもなすことができないこととなり且つ此の特権は議員の從者にまで及ぶこととなつた。かくては時効の中断さへもできない理であるから千七百年の制定法 (1213 Will. c. 3) は議會の解散中閉會中並に十四日以上停會中には訴訟の提起判決及び其の執行をなすことができることとなした。而して千七百三十八年 II Geo. II. c. 24 により其の期間中裁判所の總ての強制力を加ふることを許された。然のみならず、千七百〇四年 2/3 Anne c. 18 により全く特権を享けることができないこととなつた。遂に千七百七十年に至つて前記の如き大改正を來すに至つた。

(ロ) 貴族院議員 貴族院議員の逮捕を免るゝ自由は殆んど衆議院議員の其と同様であるが其の從者にまで及ぶこと且つ會期及び會期の始め及び終了後の二十日間に及ぶことが之と異なる點である。(Standing Orders LVII-LX)

(三) 證人並に陪審員としての義務を免るゝ自由 普通法上議員並に議院行政官は院の承諾なくして證人として出頭を命ぜらるゝことがない。但し院は之に對して許可を與ふるを常とする。尙議員は制定法 (Juries Act. 1890. 33/34 Vict. c. 77. S. 9) によつて陪審員としての義務を免るゝことができる。

〔三〕證人義務の免除

〔四〕拜謁上奏權

(四) 國王拜謁上奏の權 (Right to access to the Crown) 貴族院議員は世襲的諮問機關として各々國王に直接拜謁上奏をなす權利を有する。然し衆議院議員は各々國王に拜謁上奏する權利を有しない。たゞ議院全體として之を行ふことができるけれども常に議長を通じて之を行ふのみ。

〔五〕反對議案に對する抗辯記録權

(五) 貴族院議員は院の法律案議決又は決議に於て反對して敗れた場合には可決せられたる議案又は決議に對して抗辯 (Protest) を議事録に記録せしむることができる。

〔六〕歳費權

(六) 議員の歳費 衆議院議員は千九百十一年の國民代表法にて年四百ポンドの歳費を支給せらるゝこととなつた。其の以前は何等の支給も受けなかつた。歳費の意味は貧民階級の者と雖も議員たらしめんとするにあつたが議員の生活費一人當り一萬五千ポンド及至二萬ポンドを要し加之莫大な選舉費(勿論選舉費にも制限あれども實は無限なることは何處も同様である)を要する以上眞のデモクラシーは年四百ポンドの支給を以つて望まれない。貴族院議員は無給であるがたゞ法務議員のみは年俸六千ポンドを支給せられる。元來貴族院議員たる貴族は企業的利益の外聯合王國王の耕地の約三分の一を有し之によつて年々莫大なる収益をあげてゐる。其故敢て歳費の必要がない。

第二目 議員の權限

議員の權限とは議員が國家機關として行ふことのできる事務の範圍である。従つて個人の特權とは全く其の性質を異にする。

議員の權限

議員権限に
對する合法
的制限

(イ)討論打
切

議員の権限は各院に出席し討議に加はり表決する権限である。先に述べた議員の特別な権利は言はゞ此の議員の権限を容易ならしめんがため若くは此の権限に伴ふ議員の威嚴を保たしめんがために認められたものにすぎぬ。出席討議表決は或は法律案のための開議であらうと決議案のための開議であらうと差支へない、たゞ委員會(全院委員會にあらざる)の場合には委員に當らざる場合には此の権限が阻止せらるゝけれども同一問題に對して本會議に於て之を保有してゐる。但し近時議案の増加と政黨内閣制度發達のため反對黨議員の妨害的討議若くは與黨の平議員の冗長なる討議を封じて議事の進捗をはからんがため種々の方法が講せられてゐる。其の主なるものは次の二種である。

(イ) 討論打ち切り(Closure) 討論打ち切りとは議院に於て討議中の問題に對して此以上討議を繼續することを止めしめ直ちに表決せしむることである。討論打ち切りは千八百八十七年の議員定令並に其の翌年の議院定令によつて規定せられ此によれば議員は討議中の問題の打ち切りの動議を中斷時間内(Interruption)に於て提出することができる、議長若くは委員長に於て此の動議が院の規則を亂用するものでなく又は小數黨の權利を侵害するものでもないと思料したる場合には動議の提出を許さねばならぬ。而して動議成立のためには少くとも百名の賛成投票を必要とする。動議成立すれば議案は討議若くは改正を加へずして可否を決しなければならぬ。(五十一)

議長の動議の進行許否權は議長の超黨派的地位と共に多數黨の横暴を妨ぐに役立つ。

(ロ)討議制
限

(ロ) 討議制限(Guillotine or Closure by Compartment) 討議制限とは院の決議により法律案の各部分の討議時間及び其の場合に於ける議員一人宛の討議時間を制限するものである。(五十二)

討議制限は特に歳出委員會の討議制限に關しては遂に千九百二年の議院定令(Standing Order 15)によつて規定せらるゝに至つた。歳出委員會以外の討議に就ては動議を提出して討議制限を決するの外はない。

議員の権限は義務である、而して議員は辭職することができぬ。議員が無理にも其の義務を免れんとするならば議員の除斥原因となる所の官職を兼職して議員を免せらるゝか又は再選舉に於て落選することが最も通常の方法である。

第七節 議會と内閣との關係

絶對的三權分立主義は議會と内閣、立法府と行政府との間に絶對的對立を主張する。(五十三)

然し英國の三權分立は決して斯く嚴格なものではない。内閣は議會によつて統制せらるゝ場合があり又議會は内閣によつて統制せらるゝ場合がある。以下議會の内閣に對する統制、内閣の議會に對する統制を述べ最後に兩統制の關係を論じて議會の章を終る。

第一項 議會の内閣に對する統制

議會は立法權の最高機關である。従つて法律制定の手段を以つてすれば萬能である。内閣も議

三權分立の
原則
英國に於け
る行政權と
立法權との
關係

會の制定したる法律には無條件に服従しなければならぬ。裁判所亦然りである。然し此處で特に問題となるものは制定法によらずして直接行ふ議會の統制力である。英國の如き責任内閣制度の下に於ては内閣は議會に對して責任を負はなければならぬ。議會の反對投票、論難攻撃に對しては辭職(解散)又は辯解しなければならぬ。然るに近時議院内閣制度の發達につれて内閣と議會との一致が主な要件となり兩者が相反することは少くなつた。尙内閣諸大臣は皆議會の多數黨の首領幹部である故與黨が多數黨たるを失はぬ限り内閣が議會によつて統制せられ議會の監督に服従することは少くなつた。(五十四)

議會統制の
方法

議會の統制力は弱くなつたが議會に於ける政府の言動が一般輿論に影響して次の總選舉に關係する故依然として政府の抗敵は議會である。議會の統制は左の方法によつて行はれる。

(一) 質問

(一) 議員の質問 (question) 議員は政府又は大臣の行爲に就て自由に批判し大臣の辯解を求めることが出来る。此の機會は月、火、水、木の午後三時までの時間に於て又は勅語奉答文の討議緊急問題討議のための閉會の動議、平議員の動議、歳出委員會開議の討議、歳出委員會に於ける討議、減債基金法歳出法協賛の討議、祭日休會の動議、不信任案決議の動議に於て見出される。議員の質問は報告の要求である。此によつて大臣や内閣の辭職を生せしむるものではない。然し此によつて議員及び國民の注意を喚起し或は其の後議會の議事に於て或は總選舉に於て大臣及び政府をして不利の地位に陥れることができる。質問は單なる報告の要求であるから討論表決を要しな

(二) 勅語奉
答の上奏文

い。

(二) 勅語奉答の上奏文 開會又は會期の開始の場合に於ける國王の勅語は内閣に於て作製しその一般政策を闡明し議會召集の理由を説明するものである。而して之に對して議會は一二週間の間討議し表決して奉答文を可決する。若し奉答文が勅語の内容を修正し又勅語の内容を不満なりとする趣旨が可決せられて上奏せらるゝ場合には重大なる政治問題を生ずる。例へば千八百八十六年サリスベリー卿内閣の辭職は其の例である。勅語奉答の上奏文は個々の大臣の行爲を糺斷するものではなくて内閣全體の責任を糺問するものである。(五十五)

(三) 緊急問
題討議のた
めの休會動
議

(三) 緊急問題の討議のための休會動議 (Motion for to adjourn for the purpose of discussing a definite matter of urgent public importance) 此は大臣質問の答辯が極めて不誠意なる場合若くは大臣質問によつて新事實を發見したる場合に提出せらるゝ動議である。元來休會の動議には論題の制限がなかつたため種々の問題を論議することが常であつた。従つて休會の動議は政府の論難攻撃のために利用せられ且つ此の動議は議員の特權と考へられた。然るに特權の亂用が甚しかつたため議院定令を以つて政府大臣の行爲を論難するための休會の動議をば特に緊急問題討議のための休會の動議となし午後三時動議提出の許可を得、動議提出を八時十五分以後となし五時間の猶豫を置いて政府や大臣の防禦準備を整へしめ且つ動議許可に就ては困難なる條件を加へた。(五十六) 此の休會動議は政府、大臣の論難攻撃を以つて其の目的とし事實休會を目的とするも

(四) 平議員の動議

のではないから休會如何の決議まですゝむことを要しない。
(四) 平議員の動議 最も直接なる大臣の行爲統制の方法は平議員の動議によつて大臣の行爲を批判し討議を加へ且つ投票によつて其の責任を決することである。此の種類の動議は政府又は大臣に對する不信任の意を含む故、場合によつては重大なる結果を招來する。

(五) 歳出委員會開會の討議

(五) 歳出委員會開會の討議 以前歳出委員會を開く場合には議長の退席を求むるための討論が行はれ且つ歳出承認の前に國民の苦痛救済 (Redress of grievance before supply) の原則によつて政府の論難攻撃を加ふる機會が與へられてゐた。而して今日議長は陸軍、海軍、空軍並に文治部の各の歳出に對して初めて歳出委員會を開く場合議長退席の動議成立によつて議長席を去るの外當然議長席を去る。其故以上四個の場合には議長は議席を退席すべしとの動議が提出せられ此の動議を機會として本會議によつて政府の大臣を論難する機會が與へられる。(五十七)

(六) 歳出委員會に於ける討議

(六) 歳出委員會に於ける討議 歳出委員會の討議は歳出に關與する行政部の行爲を監督する有力な方法である。論難攻撃は豫算の各項に關する大臣に限られる。然し各項でも全政府の運命に關するものに對する論難攻撃は政府全體に對する。特に重要な項の歳出を削減(一の項は多數の目より成る。故に一の項を全廢することは困難である。)することは場合によつて政府不信任の意味を表す。(五十八)

(七) 歳入委員會に於ける討議

(七) 歳入委員會に於ける収入財源に關する討議に伴ふ政府に對する論難

(八) 大藏大臣の豫算演説後の討議

(八) 大藏大臣の豫算演説後の討議

(八) 大藏大臣の豫算演説後の討議 減債基金支出に關する歳入委員會の決議は既に歳出委員會の可決した豫算の項を決議するだけで討論を伴はぬ、然るに其の決議に基く減債基金法案の第二讀會第三讀會に於て各項に關連して政府大臣の行爲を論難する機會が與へられる。(五十九)

(九) 復活祭聖靈降誕祭に於ける休會の動議

(九) 復活祭 (Easter) 聖靈降誕祭 (Whitsuntide) に於ける休會動議 此の動議に於ては政府や大臣の種々の行爲に就て批判を加ふることができる。(六十)

(十) 不信任決議の動議 不信任決議の動議は大臣個々の行爲を論難攻撃すると言ふ目的よりも寧ろ直接に政府の辭職を要求する決議の動議であつて若し之が可決せらるれば政府は辭職するか若くは解散を斷行しなければならぬ。(六十一)

第二項 内閣の議會統制

近代議會の發達は元來行政權監督權の獲得を其の最も著しいものとする。其故議會が行政權たる内閣から統制を受くる事は矛盾である。然し議院内閣の發達は此の矛盾を解き主客を顛倒した。内閣は樞密院の一委員會であると共に政權を握つてゐる政黨の委員會である。否議院の一委員會とも見られる。蓋し内閣大臣が皆議員であるからである。而して此の委員會は院の多數黨の幹部より成るため多數黨を支配し従つて議院をば統制することができる。これによつて衆議院の勢力を一手に支配することのできる状態にある。

議院内閣制の發達

(一) 發案

(一) 法律案の發案に就て 今日重要な法律案は内閣によつて發案せられれば其の通過は殆んど絶望である。平議員の法律案發案は第二次的の重要さしか有しない。且つ其の通過も頗る困難となつてきた。その理由は

(イ) 平議員の法律案の審議に割當てらるゝ開議の時間が少いこと。即ち千九百二年千九百八年の議院定令によつて議會開會又は會期の開始より復活祭に至るまでは木曜水曜の夜の開議並に金曜の開議は議員案のために割當てられてゐるけれども其の他の開議時間は皆政府案に優先的に割當てられてゐる。復活祭と聖靈降誕祭との間の木曜日の全開議は政府案に割當てられ聖靈降誕祭後は全開議の全部(第二金曜第四金曜を除く外)が政府案に優先的に割當てられる。されば議員案に割當てらるゝ開議の時間は政府案に比して頗る少い。而も此の少ない時間を多くの平議員が抽籤によつて決する。其れ故餘程幸運な議員でなければ其の機會を得ることができぬ。之に反して政府案は豊富な時間を割當てられてゐる。其れ故議員にしてある自己の法律案の通過を欲するならば之を政府案として政府より發案せしむることが賢明である。法律案でなくとも院の決議に對する議員の動議通告に就て亦同様である。

(ロ) 金錢法案は何れも國王の要求、即ち政府の要求がなければ議會に於て發案することができぬ。

(二) 法律案の討議に就て發案するのみならず討議に關しても議員の發言や行動は政府によつ

(二) 院内幹事の統制

(三) 政府案の修正

て統制せられる。政府委員たる銓衡長官 (Patronage Secretary) 及び大藏小卿が内閣の指導方針の下に院内幹事として活動し與黨を指揮する。従つて與黨が多數黨である限り院を左右することができぬ。

(三) 政府案の修正 政府案に對して政府の意思に反して議員の修正は殆んど行はれない。勿論政府案の討議は屢々政府案の缺陷を發見するけれども政府の内意なくして之を修正することは殆んど不可能となつた。

(四) 委員會に對する統制

(四) 委員會に對する政府の統制 フランス等に於ては委員會は政府の統制の外にあつて自由なる討議を行ふ。英國に於ては先づ問題となるやうな議案は本會議と同組織の全院委員會に附して所謂通常の委員會に附しない。尙通常の委員會たる常任委員會でも小委員會であつても皆政黨の黨派的系統に従つて組織せられ従つて與黨が多數である限り政府の統制に服する。

(五) 解散

(五) 解散 内閣の統制が通常の方法で不可能であるか又は不確實となつた場合には議員の任期終了前議會の解散を斷行する。即ち大權に基く解散即ち之である。

解散の理由

(イ) 解散の理由 解散は衆議院によつて表示せらる選舉權者の意思を確むる必要ある場合に行はれ而して大部分の場合には内閣が議會に對する統制力を失つた時である。

解散の場合

(ロ) 解散の場合 (a) 反對黨が多數黨となつた場合